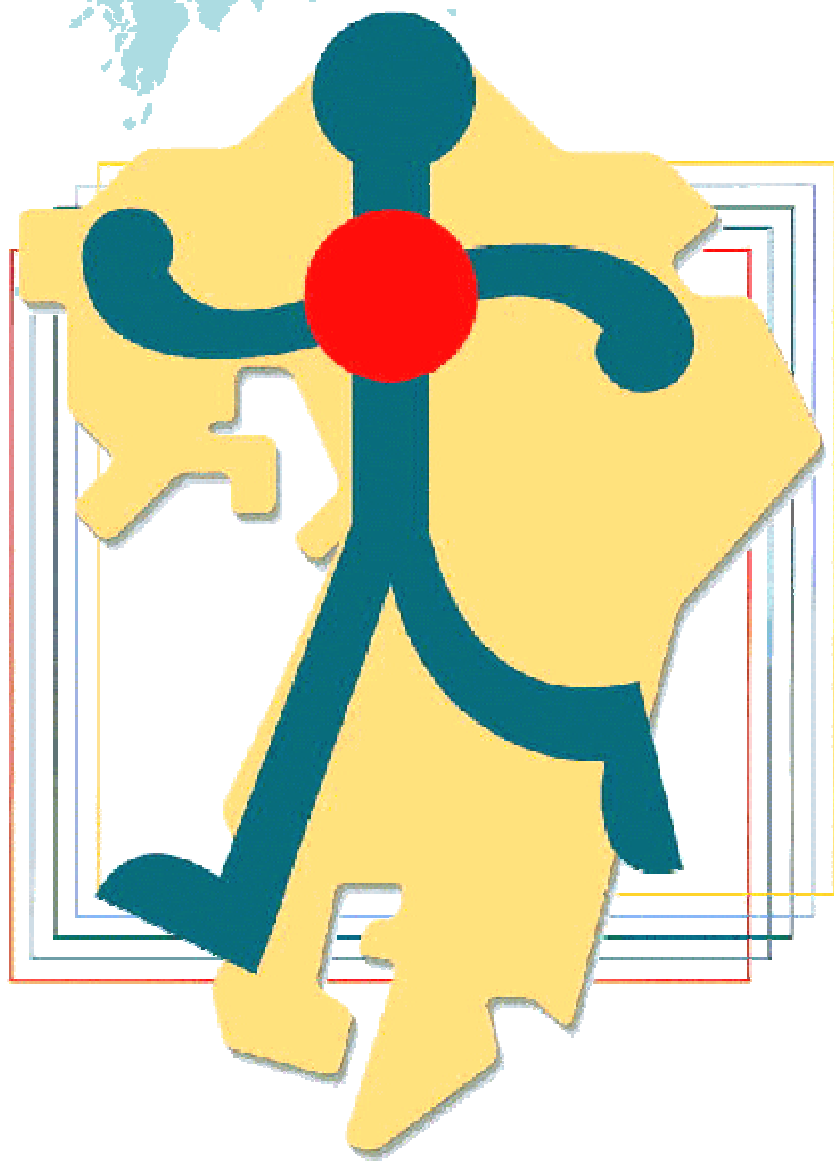


笑顔ひろがる文化・交流・共生の都市^{まち}

ハートオブ九州 2 1鳥栖プラン

第5次鳥栖市総合計画後期基本計画



鳥 栖 市

ごあいさつ

21世紀に入り、少子高齢化や国際化、情報化など社会経済情勢はこれまでにないスピードで変化し、時代の大きな変革期を迎えています。

地方自治体においても厳しい財政状況の中で地方分権社会や男女共同参画社会の推進、個人の価値観・生活様式の多様化、健康や環境に関する関心の高まりなどに伴い増大する行政需要への対応が求められています。

2001年に策定した第5次鳥栖市総合計画では、新しい世紀の本市行政執行の指針として将来都市像「笑顔ひろがる文化・交流・共生の都市^{まち}」を掲げ、九州における交通・物流・情報の中心として、九州に愛され、九州の心を大切に作る心臓部的な役割を果たしていく「ハートオブ九州」を目指したまちづくりを進めてきたところです。

本市も平成16年には市制施行50周年という大きな節目を迎えることができました。そして平成17年は次の50年に向けた新たなスタートの年「鳥栖新時代元年」と位置づけ、大きな一歩を踏み出しました。

このような中、社会経済情勢は今後ますますグローバル化、ボーダーレスの時代へと進むことが予想され、日本そしてこの九州にとって特にアジアを視野に入れた戦略が重要になっております。九州はアジアの一員であり、そのアジアをリードしていく地域の一つが九州であると思います。

本市も「アジアの九州、九州の鳥栖」という視点を持って行政運営にも反映していきたいと考えております。

一方で、地方分権の進展により自己決定、自己責任に基づく自主・自立の行政運営がこれまで以上に求められています。今後さらに複雑多様化する住民ニーズに応え、より良いまちづくりを進めていくためには行政だけでなく、地域、企業、そして市民一人ひとりが一体となり、それぞれの持つ力を結集し、協働して取り組むことが重要であると考えております。

このようなことから、今回、第5次総合計画後期基本計画を策定し、本市が目指す都市づくりの6つの基本目標の実現に向け努力してまいり所存ですので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

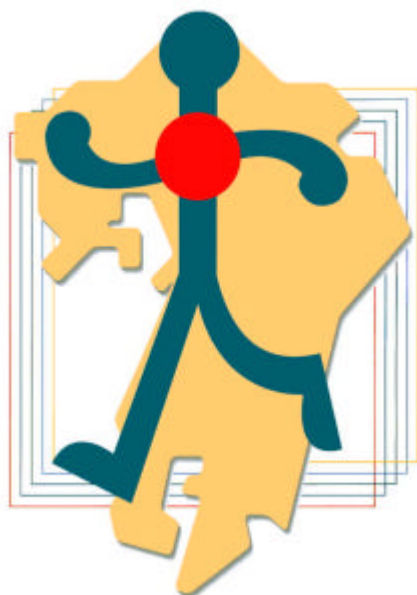
最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導を賜りました総合計画審議会委員の皆様をはじめ関係各位に対しまして厚くお礼申し上げます。

平成18年3月

鳥栖市長 牟田 秀敏

ハートオブ九州 2 1 鳥栖プラン

まち
笑顔ひろがる文化・交流・共生の都市



後期基本計画

2006-2010

《 目 次 》

序 章 後期基本計画策定に向けて	3
1．前期基本計画を振り返って	3
2．後期基本計画策定の趣旨と位置付け	4
3．後期基本計画の施策の展開方針	6
4．計画推進の姿勢	8
第1章 まちづくり重点施策	11
基本目標1 うるおいとゆとりのある快適安心のまちづくり	13
基本目標2 人・モノ・情報の交流拠点のまちづくり	14
基本目標3 すこやかでおもいやりのある健康福祉のまちづくり	15
基本目標4 人づくりと心はぐくむ生涯学習のまちづくり	16
基本目標5 活力とにぎわいのある産業創造のまちづくり	17
基本目標6 みんなで築く市民協働のまちづくり	18
第2章 後期基本計画	19
後期基本計画の施策体系	20
基本目標1 うるおいとゆとりのある快適安心のまちづくり	23
基本目標2 人・モノ・情報の交流拠点のまちづくり	41
基本目標3 すこやかでおもいやりのある健康福祉のまちづくり	51
基本目標4 人づくりと心はぐくむ生涯学習のまちづくり	63
基本目標5 活力とにぎわいのある産業創造のまちづくり	79
基本目標6 みんなで築く市民協働のまちづくり	91
施策関係課	103
参考資料	111

1. 前期基本計画を振り返って

「第5次鳥栖市総合計画」は、新たな世紀の市政運営の指針となる将来都市像を「笑顔ひろがる文化・交流・共生の都市」と掲げています。また、九州における鳥栖のあるべき姿を“ハートオブ九州”と位置付け、九州における交通・流通・情報の中心として、「九州の心臓部」「九州に愛されるまち」「九州の心を大切にすまち」と捉え、

- うるおいとゆとりのある快適安心のまちづくり
- 人・モノ・情報の交流拠点のまちづくり
- すこやかで思いやりのある健康福祉のまちづくり
- 人づくりと心はぐくむ生涯学習のまちづくり
- 活力とにぎわいのある産業創造のまちづくり
- みんなで築く市民協働のまちづくり

の6つの基本目標を掲げています。

将来都市像の実現のため、基本目標で定めた施策の大綱に沿って平成13年度から17年度までの前期基本計画を策定し、各種施策を積極的に推進してきました。

これまで、鳥栖駅東土地区画整理事業や蔵上土地区画整理事業、鳥栖北部丘陵新都市整備事業の完了をはじめ、広域ごみ処理施設の建設や都市公園の整備、公共下水道事業の推進、幹線道路や生活道路の整備、学校施設の大規模改造事業の推進などとともに、介護保険制度への対応を含め高齢者対策の推進、子育て支援の充実、市民の健康づくりの推進、教育環境や生涯学習機能の充実、観光事業の推進などを計画的に進めてきました。

また、福岡市、久留米市、小郡市、基山町などとの広域連携の推進、プロサッカークラブの活用、フッセルピアノコンクールの実施、鳥栖プレミアムアウトレットの開業、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターの開設、鳥栖流通業務団地整備事業の推進、情報通信基盤の整備などを進めており、本市の地理的な優位性を活かし、人・モノ・情報の交流拠点都市として九州における本市の役割を果たしており、“ハートオブ九州”の浸透と実現につながってきているものと考えております。

2. 後期基本計画策定の趣旨と位置付け

(1) 後期基本計画策定の趣旨

鳥栖市は、昭和 29 年の市制施行以来、九州における有数の内陸工業都市、物流拠点都市として発展してきました。平成 13 年に第 5 次総合計画を策定し、『『笑顔ひろがる文化・交流・共生の都市』～ 21 世紀鳥栖“ハートオブ九州”をめざして～』を将来都市像に掲げ、その実現に向け様々な施策に取り組み、平成 16 年には市制施行 50 周年を迎えました。

一方で、21 世紀に入り我が国の社会経済情勢は大きく変化しており、地方自治体も新たな段階への展開が求められています。

社会経済活動はグローバル化し、とりわけ中国など東アジアの経済発展による競争が激化する中、アジアにおける九州の果たす役割は増大しています。

少子高齢社会の進展、環境問題への対応、国際化・情報化社会の進展、男女共同参画社会の到来などにより、社会保障や社会福祉への対応、自然保護と循環型社会の構築、国際感覚に優れた人材育成や情報化社会への対応、男女の個性と能力を發揮できる社会の実現などが求められています。

地方分権社会の到来により、地方自治体においては自己決定、自己責任に基づく都市経営的な視点が強く求められており、特に、市民、企業、その他多様な主体との協働による社会システムづくりが必要とされています。また、地域間競争の時代にあり、魅力的で個性的、力強いまちづくりを進めていく必要があります。

経済成長社会から成熟型社会へ移行するにつれて、モノの豊かさから「ゆとり」や「うるおい」、「おもいやり」などの精神的な豊かさ、心の豊かさへと価値観が変化しています。

このような時代の大きな潮流の中、アジアの中の九州として、九州が一体となった取り組みが重要となる中で、鳥栖市は九州における人・モノ・情報の交流拠点都市としての役割を十分に果たします。

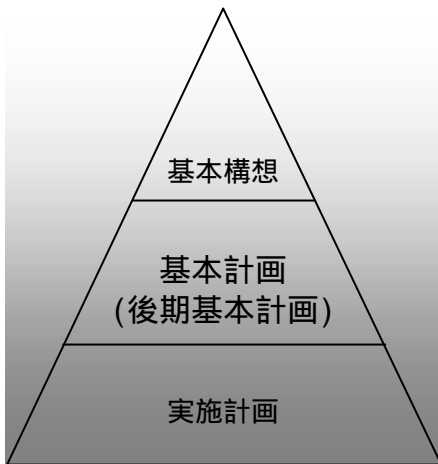
また、市民、企業、多様な主体の皆様と協働し、九州が持つおもいやりの心や自然・文化・歴史を守り伝え、そして、九州と共に生きる都市「ハートオブ九州」をめざし、鳥栖市に住む人、働く人、訪れる人など、すべての人に愛される都市の実現を目指します。

このため、様々な施策に果敢に挑戦していくため、第 5 次鳥栖市総合計画を市政運営の指針と捉え、その実現に向け基本的な施策を明らかにする第 5 次鳥栖市総合計画後期基本計画を策定します。

(2) 後期基本計画の位置付け

後期基本計画は、基本構想で定めた施策の基本方針に沿って目標を実現するために、必要な施策を明らかにした計画で、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間の計画です。

総合計画の体系



【基本構想】
鳥栖市の将来都市像を描き、その実現のための基本方針を明らかにした計画
期間 10 年間 (平成 13 年度 ~ 平成 22 年度)

【基本計画】
基本構想で定めた施策の基本方針に沿って目標を実現するために、必要な施策を明らかにした計画
期間 5 年間 (平成 18 年度 ~ 平成 22 年度)

【実施計画】
基本計画に掲げた施策を年度ごとに具体化し、どのように実施していくかを明らかにした計画
期間 3 年間 (平成 18 年度を初年度とし毎年度見直し)

総合計画の期間

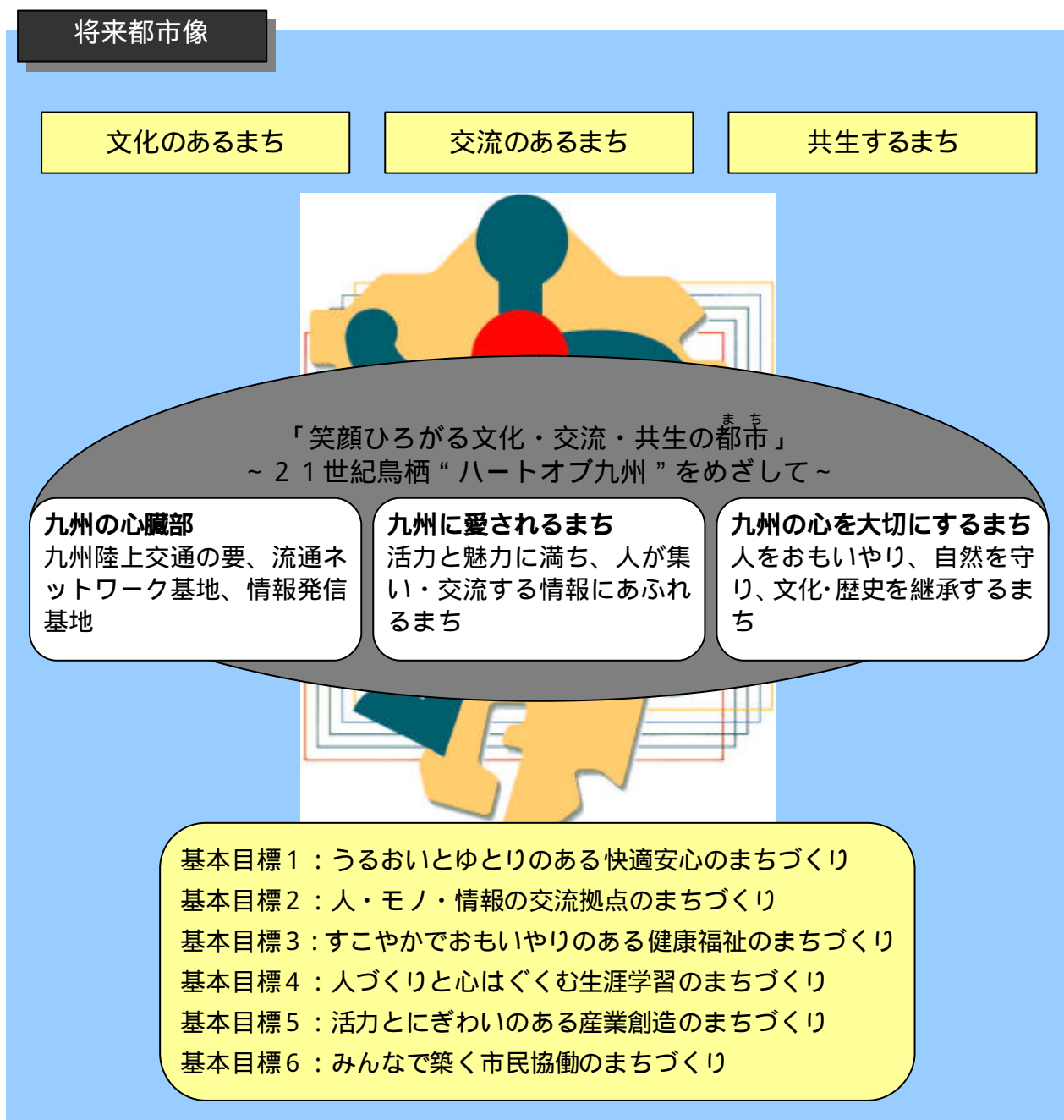
平成 13 年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
基本構想									
前期基本計画					後期基本計画				
					実施計画				

3. 後期基本計画の施策の展開方針

(1) 将来都市像

平成22年度を目標年次とする第5次鳥栖市総合計画基本構想において、「文化のあるまち」、「交流のあるまち」、「共生するまち」をまちづくりの理念に、『『笑顔ひろがる文化・交流・共生の都市』～21世紀鳥栖“ハートオブ九州”をめざして～』をめざすべき将来都市像とし、その実現をめざして6つの基本目標と施策の大綱が示されています。

後期基本計画では、基本構想に掲げた将来都市像とそれを実現するための施策の基本方向に沿って目標を実現するために必要な基本的施策を具体的に明らかにします。また、まちづくりの重要な課題に計画的、戦略的に対応していくため重要な施策をまちづくり重点施策として位置付けます。



施策の大綱

【基本目標 1】うるおいとゆとりのある快適安心のまちづくり

- 1 魅力とうるおいのある住環境の形成
- 2 みどり豊かな自然環境共生のまちづくり
- 3 快適な生活環境づくり
- 4 安全安心な環境づくり
- 5 自然にやさしいまちづくり

【基本目標 2】人・モノ・情報の交流拠点のまちづくり

- 1 鳥栖の顔（市街地）づくり
- 2 地域拠点都市にふさわしい道路網の確立
- 3 交流のまちにふさわしい交通・情報通信体系の確立

【基本目標 3】すこやかでおもいやりのある健康福祉のまちづくり

- 1 生活の基礎となる健康づくりの推進
- 2 やさしさとおもいやりのある社会福祉の充実
- 3 安心して子育てができる環境づくり

【基本目標 4】人づくりと心はぐくむ生涯学習のまちづくり

- 1 教育環境の整備と教育の振興
- 2 生涯学習の総合的な推進
- 3 文化の育成とスポーツの振興
- 4 交流の輪を広げるまちづくり

【基本目標 5】活力とにぎわいのある産業創造のまちづくり

- 1 生産基盤の向上と資源の保全・活用
- 2 利便性を活かした工業の振興
- 3 流通のまちとしてのさらなる飛躍
- 4 近代化の促進による商業環境整備
- 5 魅力的な観光事業の推進

【基本目標 6】みんなで築く市民協働のまちづくり

- 1 市民参加のまちづくり
- 2 男女共同参画社会の推進
- 3 計画的な行財政運営と広域行政の推進

4 . 計画推進の姿勢

(1) 鳥栖の特性

強み (エネルギー)

九州の交流拠点として高い潜在能力

九州自動車道をはじめ国道、鉄道など九州における陸路交通の要衝となっています。さらに、九州新幹線鹿児島ルートの開業、新駅の設置によりその機能はより一層高まります。

九州有数の内陸工業都市・物流拠点都市

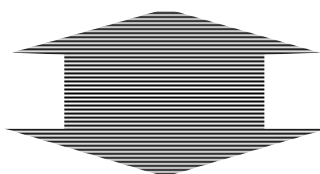
交通の要衝であることから、製造業をはじめ物流業など多くの企業が立地し、製造品出荷額等も九州11位と、九州有数の内陸工業都市、物流拠点都市として発展しています。

住みよさが誇れる

鳥栖市は、豊かな自然環境に抱かれ、豊富な水資源を有し、また、災害の少ない都市で、着実に人口も増加しており、民間経済誌の住みよさランキングでは全国683都市中13位、九州では1位と高い評価を得ています。

活力ある鳥栖のイメージ

プロサッカークラブ“サガン鳥栖”による知名度に加え、産業技術総合研究所九州センターや佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターの立地により、活力ある鳥栖のイメージを全国に発信しています。



弱み (課題)

交通渋滞と通過都市

九州の陸路交通の要衝であり、物流拠点都市として重要性が増しています。しかし、主要な幹線道路は市街地を縦断し、また、整備の遅れなどから慢性的な渋滞が続いています。また、鳥栖の魅力を十分にPRできていないことなどから通過都市のイメージがあります。

市民の交流活動の不足

筑後川流域クロスロード協議会をはじめ、周辺市町との交流、さらにはドイツ・ツァイツ市との国際交流など地域間交流、国際交流を活発に行っているものの、市民レベルでの交流まで十分浸透していません。また、受け入れ体制やネットワーク化も十分とはいえません。

さらなる顔づくり

鳥栖駅周辺の基盤整備が遅れ中心市街地の再生と玄関口としての顔づくりが求められています。また、九州新幹線新鳥栖駅(仮称)周辺における新たなまちづくりも課題となっています。

ハートオブ九州の意識、PRの不足

交通の要衝、北部九州の物流拠点、プロサッカークラブ“サガン鳥栖”など、鳥栖を象徴、代表するものがありますが、市内外への情報発信や市民への意識付けが十分ではありません。

(2) 後期基本計画の基本的視点

第5次鳥栖市総合計画は、『共に築くまちづくり』、『自信と誇りを持ったまちづくり』、『責任を持ち挑戦するまちづくり』を計画推進の基本姿勢として、まちづくりを進めています。

また、九州陸路交通の要衝として発展し、着実に増えている人口に対応し、豊かな自然と先人達が培った歴史・風土の中で、都市基盤整備や生活環境づくり、産業・経済の基盤整備を推進しています。

後期基本計画は、九州における鳥栖の役割を果たしていくために『九州における交流拠点づくり』、『鳥栖の顔づくり』、『鳥栖のブランド化』に重点を置き、戦略的にまちづくりを進め、鳥栖の強みを磨き、弱みを克服し、“ハートオブ九州”の実現をめざします。

計画推進の姿勢

「共に築くまちづくり」	市民と行政が互いに役割を分担し、共に考え行動し、共に築くまちづくりを進めます。
-------------	---

「自信と誇りを持ったまちづくり」	豊かな自然、歴史・風土に培われた地域の特性や地理的特性などを活かしながら、自信と誇りを持ってまちづくりを進めます。
------------------	---

「責任を持ち挑戦するまちづくり」	21世紀の明るい未来を切り拓くため、先人の知恵を活かし、責任を持ち挑戦するまちづくりを進めます。
------------------	--

ハートオブ九州の実現に向けた戦略

「九州における交流拠点づくり」	九州における人・モノ・情報の交流拠点都市として、交通や物流機能など様々な分野で人々が集い交流する拠点づくりを進めます。
-----------------	---

「鳥栖の顔づくり」	ハートオブ九州を実現するため、様々な分野において質の高い鳥栖の顔をつくり、広く発信していきます。
-----------	--

「鳥栖のブランド化」	鳥栖市の魅力をさらに高め、広く発信し、鳥栖のブランドづくりを進めます。
------------	-------------------------------------

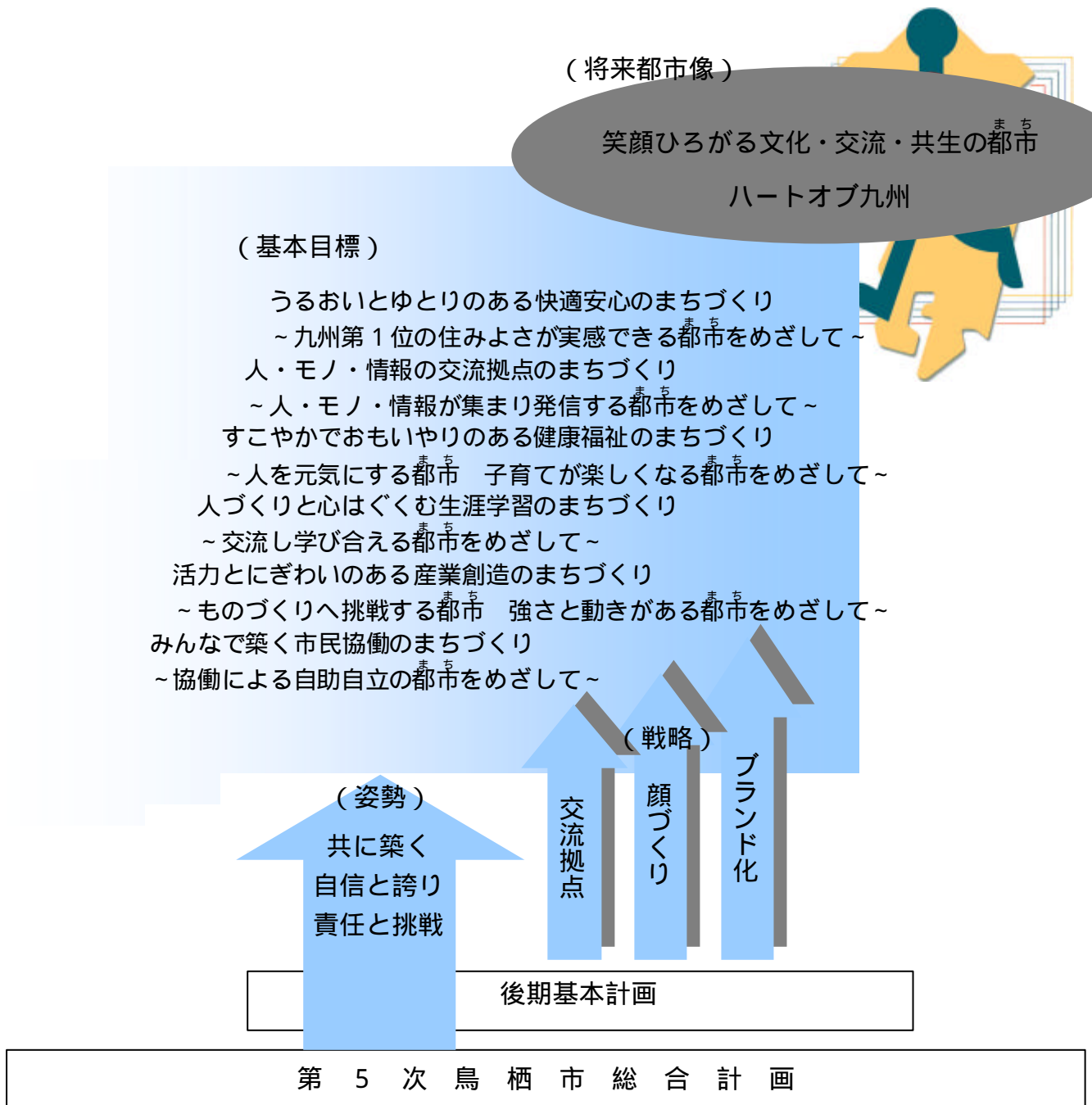
鳥栖市の「協働」について

地方分権の進展により、地方自治体は自己決定、自己責任の行政運営が必要となっています。また、住民ニーズの多様化などにより行政のみでのサービス提供には限界があります。

鳥栖市は、「笑顔ひろがる文化・交流・共生の都市～21世紀鳥栖“ハートオブ九州”」を年齢や性差、障害の有無にかかわらず、すべての人や地域、企業、NPO、大学、行政などあらゆる主体と共有の目標とし、お互いの役割と責任を認め合い、パートナーシップを深め、協力し、取り組み、行動する「協働」によって、より良いまちづくりを進めます。

計画の基本方向

「ハートオブ九州」をめざす後期基本計画のイメージ図



第1章 まちづくり重点施策

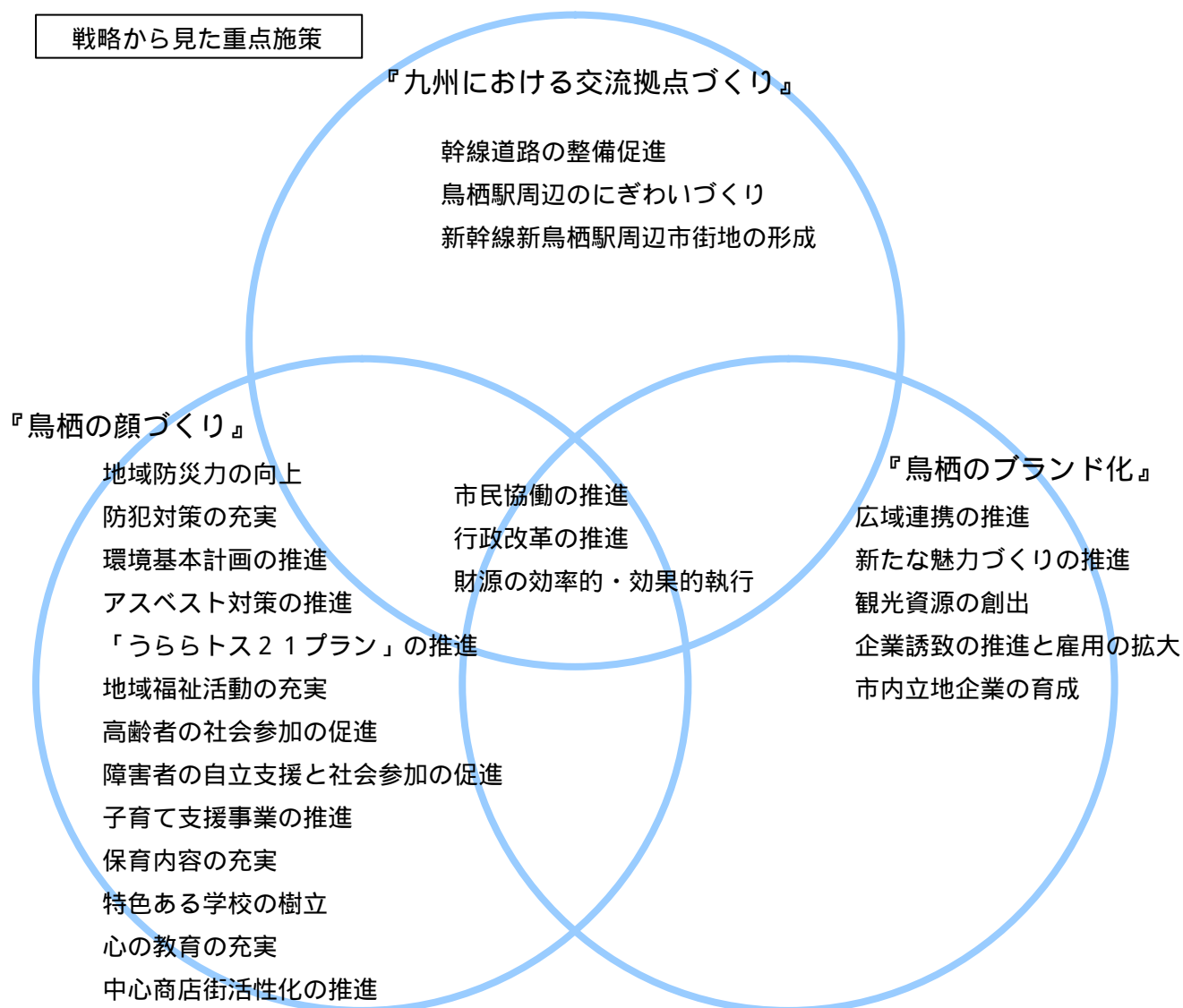
将来都市像である「『笑顔ひろがる文化・交流・共生の都市』～21世紀鳥栖“ハートオブ九州”をめざして～」を実現するために、市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を認識し、協働して取り組んでいくことが重要です。

このため、“ハートオブ九州”の実現のため、『九州における交流拠点づくり』、『鳥栖の顔づくり』、『鳥栖のブランド化』を後期基本計画の戦略と捉え後期5年間における重要事業や解決すべき課題について、次の視点から重点的に取り組むべき主要な施策として位置付けます。

視 点

前期基本計画の実績から解決すべき重要な課題がある施策
市民アンケートの結果を分析し重点を置くべき施策
本市において解決すべき重要な今日的な課題がある施策

戦略から見た重点施策



基本目標から見た重点施策

基本目標1 うるおいとゆとりのある 快適安心のまちづくり	地域防災力の向上 防犯対策の充実 環境基本計画の推進 アスベスト対策の推進
基本目標2 人・モノ・情報の 交流拠点のまちづくり	鳥栖駅周辺のにぎわいづくり 幹線道路の整備促進 新幹線新鳥栖駅周辺市街地の形成
基本目標3 すこやかでおもいやりのある 健康福祉のまちづくり	「うららトス21プラン」の推進 地域福祉活動の充実 高齢者の社会参加の促進 障害者の自立支援と社会参加の促進 子育て支援事業の推進 保育内容の充実
基本目標4 人づくりと心はぐくむ 生涯学習のまちづくり	特色ある学校の樹立 心の教育の充実 新たな魅力づくりの推進
基本目標5 活力とにぎわいのある 産業創造のまちづくり	市内立地企業の育成 企業誘致の推進と雇用の拡大 中心商店街活性化の推進 観光資源の創出
基本目標6 みんなで築く 市民協働のまちづくり	市民協働の推進 行政改革の推進 財源の効率的・効果的執行 広域連携の推進

基本目標 1 うるおいとゆとりのある快適安心のまちづくり

<これまでの取り組み>

日々の生活の中で、うるおいとゆとりを感じ、快適で安心できるまちづくりを進めるため、各種施策を展開してきました。

土地区画整理事業をはじめとした宅地開発などにより良好な住環境の整備に努めるとともに、下水道や公園の整備、広域ごみ処理施設やリサイクルプラザの建設など、生活基盤施設の整備を計画的に進めてきました。

地域における自主防災組織の結成への支援や防犯パトロールの実施など地域ぐるみの防災、防犯対策などを進めてきました。また、環境基本計画、エコ行動実践計画を策定し、コンテナ分別収集の開始など地域でのごみ減量化やリサイクルに積極的に取り組んでいます。

さらに、地域や企業と一体となった体験学習やイベントなどを開催し、自然環境保全意識の啓発を推進してきました。

<今後の課題>

安全安心のまちづくりの推進

日々の生活にうるおいとゆとりを感じるためには、安全で安心できるまちづくりが重要な課題となっています。

福岡県西方沖地震や大型の台風など、これまで体験したことのない災害に備え、市民の生命と財産を守るため、国や県、周辺市町との連携強化、地域ぐるみの危機管理体制の確立が求められています。

また、幼児連れ去り事件の発生をはじめ、振り込め詐欺や不当請求などによる被害の増加、犯罪の多様化、低年齢化は大きな社会現象となっており、地域ぐるみの防犯対策が求められています。

自然と共生する循環型社会の形成

環境問題への対応や自然環境を保全する共生のまちづくりが重要な課題となっています。

近年、地球温暖化、ダイオキシン、アスベスト問題など、市民の環境問題への関心が高まる中、市民、企業、行政などが一体となり廃棄物の再資源化や再利用、省エネルギー・新エネルギーの利用など循環型社会の形成に向けた取り組みを一層進めていくことが求められています。

<重点施策>

地域防災力の充実	p.34
防犯対策の充実	p.35
環境基本計画の推進	p.39
アスベスト対策の推進	p.39

<これまでの取り組み>

21世紀に対応した機能性の高い、人・モノ・情報の交流拠点のまちづくりを進めるため、各種施策を展開してきました。

利便性の高い都市基盤の整備を図るため、蔵上土地区画整理事業、鳥栖北部丘陵新都市開発整備事業を推進してきました。

鳥栖駅東土地区画整理事業が完了し、鳥栖スタジアムやサンメッセ鳥栖を中心ににぎわいを創出しています。

また、生活道路や都市計画街路の整備を計画的に進めるとともに、平成23年春に九州新幹線鹿児島ルートが全線開業が予定されており、新幹線新鳥栖駅整備事業に着手し、新たな拠点づくりを進めています。

<今後の課題>

鳥栖の顔づくり

九州の陸路交通の要衝としてふさわしい活力と魅力に満ちた鳥栖の顔づくりが重要な課題となっています。

鉄道によって分断される東西の連携のあり方や鳥栖駅周辺のにぎわい創出、鳥栖の玄関口として魅力ある顔づくりが求められています。

地域拠点としての道路網の確立

物流ネットワーク基地としての重要性が増す中、安全性、快適性、利便性に優れた道路網の確立が重要な課題となっています。

国道3号や34号などの広域幹線道路の整備を進め、市街地の交通渋滞の解消や安全性の向上、排気ガス排出抑制などによる環境の改善が求められています。

交流拠点としての一層の充実

人々が集い、交流するまちとして、新幹線新鳥栖駅を活用したまちづくりは早急な課題となっています。

新幹線新鳥栖駅を核とした交通結節機能の向上や魅力とにぎわいのある交流拠点都市としてのまちづくりが求められています。

<重点施策>

鳥栖駅周辺のにぎわいづくり	p.43
幹線道路の整備促進	p.45
新幹線新鳥栖駅周辺市街地の形成	p.49

基本目標3 すこやかでおもいやりのある健康福祉のまちづくり

<これまでの取り組み>

すこやかで心豊かな人生を送れるまち、やさしさとおもいやりのある社会福祉の充実したまちづくりを進めるため、各種施策を展開してきました。

平成13年度に地域保健計画「うららトス21プラン」を策定し、保健センターを中心に乳幼児から高齢者までのそれぞれの世代における健康づくりのための各種の保健事業を展開してきました。

また、介護保険や障害者の支援費制度が導入され、市独自の福祉サービスを展開するほか、地域における福祉活動やボランティア活動を支援してきました。

さらに、モデル町区による子育て支援やファミリー・サポート・センターの整備を図るなど、地域ぐるみの子育てを進めています。

<今後の課題>

地域で相互に支え合う健康と生きがいづくりの推進

すこやかで心豊かな人生を送るために、健康で生きがいを持つことが重要となっています。

市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という自覚と認識のもとに、食と運動による生活習慣病の予防が重要です。

地域においては、誰もが地域の一員として責任を持ち、相互に理解を深め、助け合い、支え合う、やさしさとおもいやりのある地域づくりが求められています。

障害者が地域で安心して暮らせる環境づくり

障害のある人もない人も、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる社会づくりが求められています。

障害者自立支援法の施行に伴い障害者の福祉サービスの一元化や就労機会の創出、地域における活動の場づくりが重要となっています。

安心して子育てができる環境づくり

安心して子育てができる環境づくりのため、社会全体で子育てに対する不安や負担をやわらげることは重要な課題です。

地域ぐるみで子どもの健やかな成長を支える社会環境の整備、子育てと社会参加の両立を支える体制づくりなど、安心して子どもを生み育てる環境の一層の充実が求められています。

<重点施策>

「うららトス21プラン」の推進	p.53
地域福祉活動の充実	p.57
高齢者の社会参加の促進	p.57
障害者の自立支援と社会参加の促進	p.58
子育て支援事業の推進	p.61
保育内容の充実	p.61

<これまでの取り組み>

教育、文化・スポーツ、交流活動を通して、人づくりと心はぐくむ生涯学習のまちづくりを進めるため各種施策を展開してきました。

子ども達自らが課題を見出し解決する力を養うため、総合学習における体験活動を推進してきました。

また、小学校区を単位に生涯学習の拠点として公民館やコミュニティ施設を設置し、生涯を通じて学習ができる環境づくりを推進しました。さらに、子どもミュージカルやフッペルピアノコンサートなど市独自の文化づくりをはじめ、年齢や体力に応じた誰もが気軽に楽しめるニュースポーツ教室の開催など、文化の育成とスポーツを楽しむまちづくりを推進してきました。

交流の輪をひろげるまちづくりのため、近隣市町と構成する筑後川流域クロスロード協議会において、行政課題の研究や交流活動を推進してきました。

プロサッカークラブ“サガン鳥栖”のホームゲームに県内外からの多くの集客による交流活動を充実するとともに、国際交流を推進するためドイツ・ツァイツ市との交流を推進しました。

<今後の課題>

豊かな心と個性をはぐくむ子ども達の育成

次世代を担う子ども達がたくましく生きる力を身に付け、豊かな心をはぐくむことが重要な課題です。

多くの分野の企業や研究施設が立地する鳥栖の特性を活かし、ものづくり教育や子どもの学び意欲や考える力を育成する教育が求められています。

また、家庭や学校、地域がさらに連携を深め、次世代を担う子ども達が豊かな心と感性を持って成長する開かれた学校づくりが求められています。

交流の輪を広げる魅力づくり

交流の輪をひろげ、九州において交流拠点都市としての役割を果たすことが重要な課題となっています。

産業や観光、福祉、文化など多分野において、都市機能を補完し合い、高次かつ多様な住民サービスを提供するため、筑後川クロスロード協議会などと連携することが求められています。

鳥栖の魅力づくりのため、プロサッカークラブ“サガン鳥栖”や鳥栖プレミアムアウトレットの活用をはじめ、歴史的資源や豊かな自然を活かしたまちづくり、交流イベントの開催などにより、民間団体や市民などの自主的な活動を促進していくことが求められています。

<重点施策>

特色ある学校の樹立	p.66
心の教育の充実	p.66
新たな魅力づくりの推進	p.77

<これまでの取り組み>

活力とにぎわいのある産業創造のまちづくりを進めるため、各種施策を展開してきました。

鳥栖北部丘陵新都市の産業用地などの分譲が進み、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターなど、先端技術の研究機関の立地をはじめ、多くの企業の進出が図られています。

また、鳥栖流通業務団地の整備にも着手し、物流拠点都市としての機能向上を図ってきました。

中心市街地については、空き店舗を活用した事業の推進やにぎわい創出のためのイベントなどを実施してきました。

さらに、河内ダム周辺や四阿屋など自然や歴史資源を活用した観光施設の整備をはじめ、まつり鳥栖や弥生まつり、長崎街道まつりなどのイベントを行ってきました。

<今後の課題>

九州を代表する先端産業拠点の形成

九州シンクロトロン光研究センターや産業技術総合研究所九州センターなどと連携を図り、九州はもとよりアジアを視野に入れた新産業の創出や企業の新技術開発など、その活用を図ることが重要な課題となっています。

中心商店街の活性化

鳥栖の顔づくりとして鳥栖駅西口の整備をはじめ、中心商店街の活性化は重要な課題となっています。

鳥栖駅西口広場の整備や中心商店街と鳥栖駅東口の広域集客機能とが連携し、駅周辺の一体的なまちづくりを進めるとともに、鳥栖の玄関口として魅力ある商店街への再生が求められています。

観光による鳥栖ブランドの発信

鳥栖の魅力ある顔づくりのため、隠れた資源の発掘や新たな魅力づくりを推進し、広く情報発信することで観光を通じた鳥栖のブランド化が重要な課題となっています。

周辺市町と連携しながら、点在する自然・歴史資源とともに、鳥栖プレミアムアウトレットや鳥栖スタジアムの活用、ネットワーク化などによる新たな魅力づくりが求められています。

<重点施策>

市内立地企業の育成	p.84
企業誘致の推進と雇用の拡大	p.84
中心商店街活性化の推進	p.88
観光資源の創出	p.90

基本目標6 みんなで築く市民協働のまちづくり

<これまでの取り組み>

市民と行政が共に歩み、はぐくむ、市民協働のまちづくりを進めるため、各種施策を展開してきました。

市民協働を推進するため、情報公開や広報の充実に努めるとともに、庁内の組織を変更するなど協働のまちづくりに向けた取り組みを進めています。

また、第3次鳥栖市行政改革大綱を策定し、行政評価や事務の効率化、新たな財源の確保など様々な角度から行政改革に取り組んでいます。

さらに、久留米市、小郡市、基山町で構成する筑後川流域クロスロード協議会をはじめ、県境を越えて行政、文化・スポーツ、企業誘致、観光、健康福祉など様々な分野で広域連携を進めています。

<今後の課題>

協働のまちづくりの推進

地方分権の進展とともに、市民ニーズが多様化、高度化する中、市民と行政との協働によるまちづくりを確立することは不可欠となっています。

市民自らが主体的にまちづくりへ参画するなど、市民と行政の意識の改革と仕組みづくりが求められています。

また、市民に対してわかりやすい情報の提供とともに、市民への説明責任を果たし、透明性の高い行政運営が求められています。

計画的・効率的な行財政運営

効率的で効果的な行財政運営を図るため、徹底した事務事業の見直しや経費の削減を行うことが求められています。

また、地方分権が進む中、事務事業評価などにより成果を重視した行政運営を図り、財源の効果的、効率的な執行に努めることが求められています。

広域行政、広域交流の推進

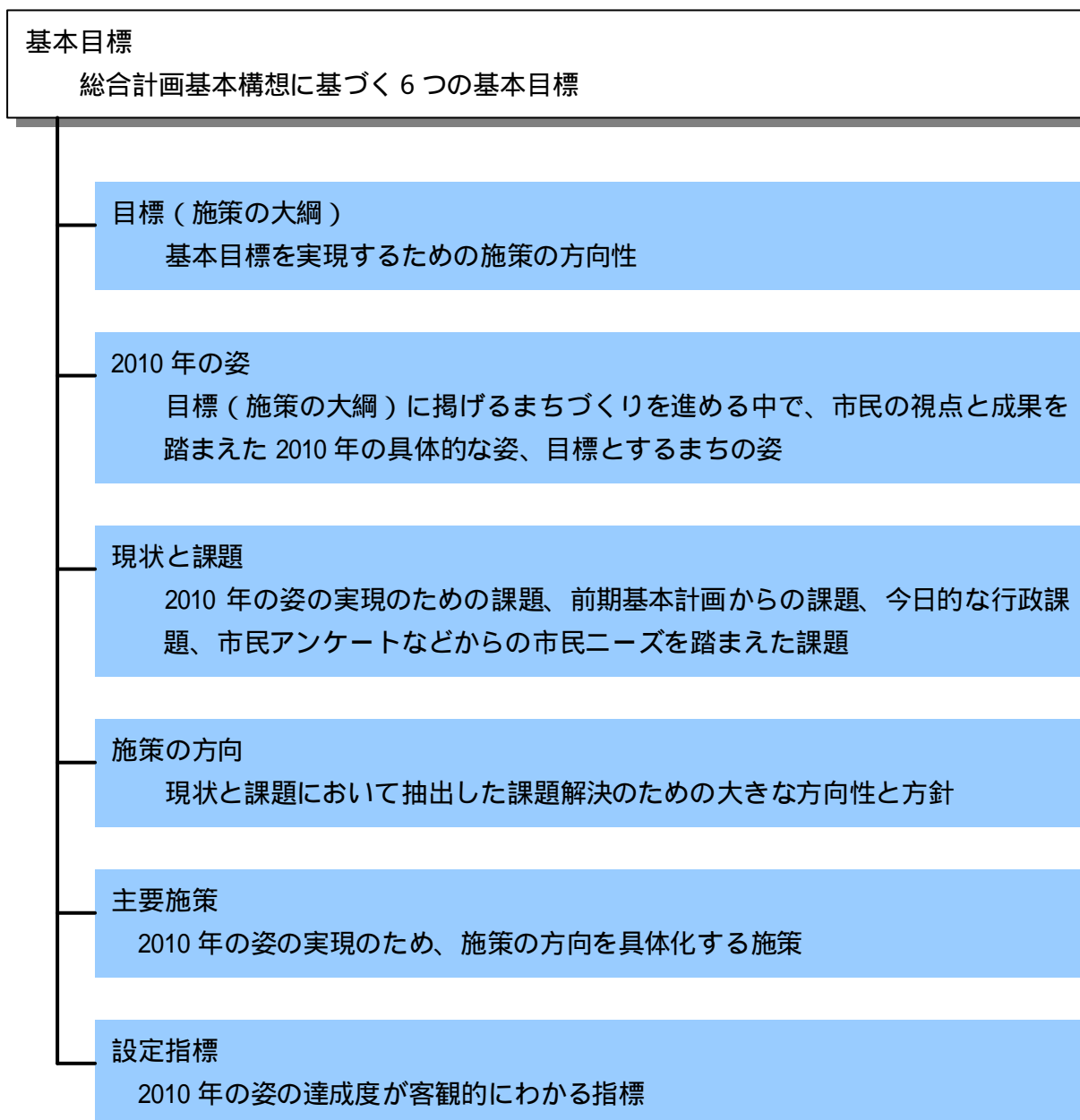
地方分権に対応し、より効率的で効果的な行財政運営を図るため、筑後川クロスロード協議会をはじめ産業や観光、福祉、文化など多くの分野において、都市機能を補完し合い、高次かつ多様な都市機能が充実した質の高いサービスの提供が求められています。

<重点施策>

市民協働の推進	p.93
行政改革の推進	p.99
財源の効率的・効果的執行	p.100
広域連携の推進	p.101

第2章 後期基本計画

6つの基本目標を実現するため、2010年の姿を具体的に示し、その目的と成果を重視した計画として策定します。



【基本目標 1】うるおいとゆとりのある快適安心のまちづくり

- 1 魅力とうるおいのある住環境の形成
 - (1) 快適な住環境の形成
- 2 みどり豊かな自然環境共生のまちづくり
 - (1) みどりの空間づくり
- 3 快適な生活環境づくり
 - (1) 良質な水の安定供給
 - (2) 下水道等による快適な水環境の整備
 - (3) 循環型社会の形成
- 4 安全安心な環境づくり
 - (1) 消防・防災体制の充実
 - (2) 地域安全の充実
 - (3) 交通安全対策の推進
 - (4) 消費生活の安全性の向上
- 5 自然にやさしいまちづくり
 - (1) 自然環境の保全

【基本目標 2】人・モノ・情報の交流拠点のまちづくり

- 1 鳥栖市の顔（市街地）づくり
 - (1) 市街地の活性化
- 2 地域拠点都市にふさわしい道路網の確立
 - (1) 幹線道路網の整備
 - (2) 安全で快適な道路整備
- 3 交流のまちにふさわしい交通・情報通信体系の確立
 - (1) 公共交通の整備・充実
 - (2) 九州新幹線による高速交通体系の推進
 - (3) 電子自治体の構築

【基本目標 3】すこやかでおもいやりのある健康福祉のまちづくり

- 1 生活の基礎となる健康づくりの推進
 - (1) 健康づくりの推進
- 2 やさしさとおもいやりのある社会福祉の充実
 - (1) 地域福祉の推進
 - (2) 高齢者福祉の充実
 - (3) 障害者福祉の充実
 - (4) 安心な福祉環境の推進
- 3 安心して子育てができる環境づくり
 - (1) 子育て支援の充実

【基本目標 4】人づくりと心はぐくむ生涯学習のまちづくり

- 1 教育環境の整備と教育の振興
 - (1) 総合的な教育環境の充実
 - (2) 創造性を高める教育の推進
- 2 生涯学習の総合的な推進
 - (1) 生涯学習の推進
 - (2) 青少年の健全育成
 - (3) 人権尊重の社会の形成
- 3 文化の育成とスポーツの振興
 - (1) 文化・芸術の振興
 - (2) 歴史的遺産の保存と活用
 - (3) スポーツの振興
- 4 交流の輪を広げるまちづくり
 - (1) 交流活動の推進
 - (2) 国際交流の推進

【基本目標 5】活力とにぎわいのある産業創造のまちづくり

- 1 生産基盤の向上と資源の保全・活用
 - (1) 農林業の振興
- 2 利便性を活かした工業の振興
 - (1) 工業の振興
- 3 流通のまちとしてのさらなる飛躍
 - (1) 流通業の振興
- 4 近代化の促進による商業環境整備
 - (1) 商業の振興
- 5 魅力的な観光事業の推進
 - (1) 観光の振興

【基本目標 6】みんなで築く市民協働のまちづくり

- 1 市民参加のまちづくり
 - (1) パートナーシップの構築
 - (2) コミュニティの活性化
- 2 男女共同参画社会の推進
 - (1) 男女共同参画環境の整備
- 3 計画的な行財政運営と広域行政の推進
 - (1) 責任ある行政運営
 - (2) 健全な財政運営
 - (3) 広域行政の推進

基本目標 1 うるおいとゆとりのある快適安心のまちづくり

“ハートオブ九州”のための目標

九州第1位の住みよさが実感できる^ま^ち都市をめざして

1	魅力とうるおいのある住環境の形成	p.24
	(1) 快適な住環境の形成	
2	みどり豊かな自然環境共生のまちづくり	p.26
	(1) みどりの空間づくり	
3	快適な生活環境づくり	p.28
	(1) 良質な水の安定供給	
	(2) 下水道等による快適な水環境の整備	
	(3) 循環型社会の形成	
4	安全安心な環境づくり	p.32
	(1) 消防・防災体制の充実	
	(2) 地域安全の充実	
	(3) 交通安全対策の推進	
	(4) 消費生活の安全性の向上	
5	自然にやさしいまちづくり	p.38
	(1) 自然環境の保全	

1 魅力とうるおいのある住環境の形成

目 標

生活水準の向上や生活様式の多様化などにより、より質の高い住宅や快適な住環境が求められています。

快適でしかも安心して住めるまちづくりのために、都市基盤整備を推進し、生活の中で豊かな自然にふれることのできる、うるおいとゆとりのある住環境づくりをめざします。

2010年の姿

うるおいとゆとりのある住環境が形成される中で、良好な景観が創造され、市民の誰もが快適で安心して住めるまちに誇りを持っています。

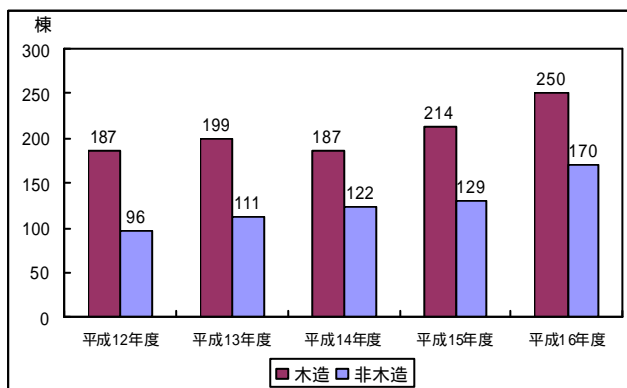
恵まれた交通条件のもとで、産業・教育・文化・医療・福祉などの都市機能が充実し、鳥栖北部丘陵新都市や蔵上土地区画整理地区、鳥栖駅東土地区画整理地区や民間の宅地開発地区には、定住が進み、文化的な都市生活と機能的な都市活動が営まれています。

現状と課題

鳥栖北部丘陵新都市をはじめ、公的な宅地開発については、基盤整備が終了しましたが、住宅建設をさらに推進するため、定住促進に向けた取り組みが求められるとともに、都市の魅力を高めるため景観に配慮した取り組みが必要です。

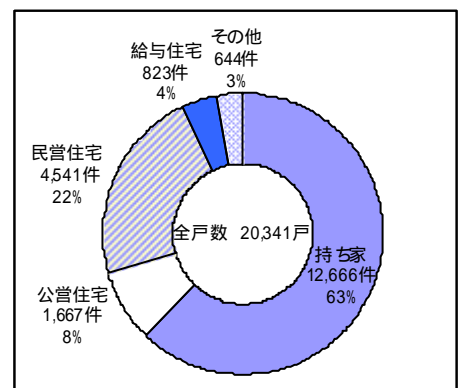
快適で安心して住める住宅の質的向上を図るため、老朽化した市営住宅の改善が必要となっています。また、高齢者や低所得者に対する福祉的なニーズに対応するため、福祉施策との連携が課題となっています。

新築住宅等の推移



市税務課

所有関係別住宅数



平成12年国勢調査

(1) 快適な住環境の形成

< 施策の方向 >

適正な住宅建設を誘導し、定住促進を進めるとともに、地域の特性を活かした景観づくりをめざします。

多様な住宅需要に応じた良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図るとともに、高齢者などが安心して住めるように市営住宅の改善に努めます。

< 主要施策 >

1 定住の促進

- ・鳥栖北部丘陵新都市をはじめ、道路や公共・公益施設のバリアフリー¹化を進めるとともに、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザイン²について検討し、快適な住環境づくりに取り組みます。
- ・宅地開発地区への適正な住宅建設を誘導し、人口の増加、定着を図ります。

2 景観に配慮したまちづくりの推進

- ・地区計画³や建築協定⁴など、市民による景観づくりを推進します。また、幹線道路などの屋外の広告物や建築物などについて、規制や指導など適正な管理指導に努めます。

3 公営住宅の住環境整備

- ・公営住宅の適正な管理に努め、公営住宅ストック総合改善事業⁵の年次計画により住環境の整備・改善を図ります。

4 情報提供の充実・相談体制の整備

- ・住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者向けの住宅や施設情報などを共有し、ニーズに対応した総合的な情報提供と相談体制を整備します。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標数値 (目標年次)
住みよさに関する 市民の満足度	73.0% (平成 17 年度)	80.0% (平成 22 年度)
鳥栖駅東土地区画整理地区 分譲率	62.2% (平成 16 年度)	100.0% (平成 22 年度)
市営住宅改修率	68.3% (平成 16 年度)	88.1% (平成 22 年度)

¹ バリアフリー：障害者や高齢者などが生活する空間において自由に行動できるよう、障害となるものを取り除くこと。最近では、社会参加を阻むすべての障壁（バリア）をなくすこととする。

² ユニバーサルデザイン：障害の有無や年齢、性別を問わず、すべての人が自由に、快適に利用、行動できるように配慮されたまちづくりやものづくりの考え方。

³ 地区計画：地区の特性に応じた良好な環境づくりをめざし、土地所有者などの権利者と行政が協働で、建築物の規模や形態の制限などのきめ細かいルールをつくり、都市計画に定める制度。

⁴ 建築協定：一定の区域の土地所有者などが自分達の建物の用途や高さなどのルールを定め、協定として締結する制度。

⁵ 公営住宅ストック総合改善事業：高齢化対策や安全性の向上など、公営住宅の改善を計画的かつ重点的に行う事業。

2 みどり豊かな自然環境共生のまちづくり

目 標

都市化の進展に伴い、身近な自然が失われつつあります。

豊かな自然環境を活かした公園や緑地の整備を行い、生活の中で自然と共生できる環境づくりをめざします。

2010年の姿

自然と共生できる都市公園において、市民の誰もがそこに集い、語らい、自然の大切さを認識し、様々な活動をしています。

市民の環境美化意識の広がりによって、都市の豊かなみどりと花に囲まれたうるおいのある快適な住環境が維持され、さらに市街地のヒートアイランド現象¹が抑制されつつあります。

安全で安心できる都市づくりの機能の一つとして、都市公園が災害時の緊急避難場所として確保されています。

現状と課題

都市化の進展に伴い、みどりの重要性が高まっています。市街地では、身近に自然とふれあうことのできる場の確保とともに、災害やヒートアイランド対策としても公園・緑地の必要性が高まっています。今後、これらの機能を総合的に発揮できるような公園・緑地の充実を図る必要があります。

都市公園の適正管理や緑化、自然環境保全など、自然環境との共生のためには、市民、企業、行政などのあらゆる主体が一体となった取り組みが重要となります。

都市公園一覧

名称	種別	供用面積(ha)	名称	種別	供用面積(ha)
布津原公園	街区	0.11	鳥の里公園	街区	0.09
姫方公園	街区	0.30	サツキ公園	街区	0.25
田代新町公園	街区	0.25	藤木公園	街区	0.16
桜町公園	街区	0.20	いずみパーク	街区	0.35
東町公園	街区	0.08	中央公園	近隣	1.40
池田下ため池公園	街区	0.49	梅坂公園	近隣	2.00
安永田公園	街区	0.25	八ツ並公園	街区	2.50
大久保公園	街区	0.25	田代公園	地区	7.20
もちの木公園	街区	0.25	市民公園	総合	16.90
さくら公園	街区	0.43	東公園	総合	1.60
蔵上北公園	街区	0.15	朝日山公園	風致	25.00
蔵上西公園	街区	0.29	藤木緑地	緩緑	4.80
蔵上東公園	街区	0.15			
			計		65.45

市都市整備課

¹ ヒートアイランド現象：都市活動におけるエネルギー消費の増大や緑地の減少により都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。

(1) みどりの空間づくり

< 施策の方向 >

うるおいや活動の場として公園・緑地の適正な維持管理を行い、市街地における憩いの場の提供とヒートアイランド現象の抑制に努めます。

“街にみどりと公園を”をテーマにグリーンいっぱい運動²を展開し、市民や企業、行政などが一体となって都市緑化を推進します。

< 主要施策 >

1 都市公園の整備・充実

- ・東公園は、身近な自然とふれあう場所、憩いの場として活用していくため、自然を活かした公園として整備します。
- ・都市公園の適正な維持管理や街路樹、緑地の拡大を図ることにより木陰をつくるなど、ヒートアイランド現象の抑制に努めます。

2 市民・企業参画による緑化の推進

- ・緑化施策の一環として、公共・公益施設などに率先して植栽を行うなど、グリーンいっぱい運動を展開するとともに、市民や企業と一体となって緑化を推進します。
- ・自然環境などの情報の収集や提供に努め、自然や生態系に対する市民の理解を深め、自然公園や鳥獣保護区などの適切な管理を進めます。

3 ボランティア団体の育成・支援

- ・市民の環境美化への関心を高めるため、鳥栖市花とみどりの推進協議会³と連携を図り、ボランティア団体の育成と活動を支援します。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標数値 (目標年次)
一人当たり都市公園面積	10.3 m ² (平成 16 年度)	11.4 m ² (平成 23 年度)
みどりの豊かさに関する 市民の満足度	36% (平成 13 年度)	50% (平成 23 年度)

² グリーンいっぱい運動：身近にみどりを増やし、心のやすらぎにつなげる運動。

³ 鳥栖市花とみどりの推進協議会：緑化運動を推進し鳥栖市の美化を図る団体。

3 快適な生活環境づくり

目 標

快適な生活環境は、市民生活の快適性の向上とともに、地球環境の保全を前提とした取り組みが必要となっています。

そのためには、生活基盤の整備を推進し、資源循環型社会¹の実現に向けた意識の高揚を図り、環境にやさしい快適な生活環境づくりをめざします。

2010年の姿

安全で安心して飲めるおいしい水が安定して供給されるとともに、市内のほぼ全域でトイレの水洗化が図られ、衛生的で快適な環境の中で生活をおくっています。市民や事業所、民間団体、行政のそれぞれの主体が積極的にごみの減量化に取り組み、互いに連携しながら発生抑制、再使用、再生利用に努め、資源循環型社会を構築しています。また、適正なごみ排出・処理により快適な生活環境を創造しています。

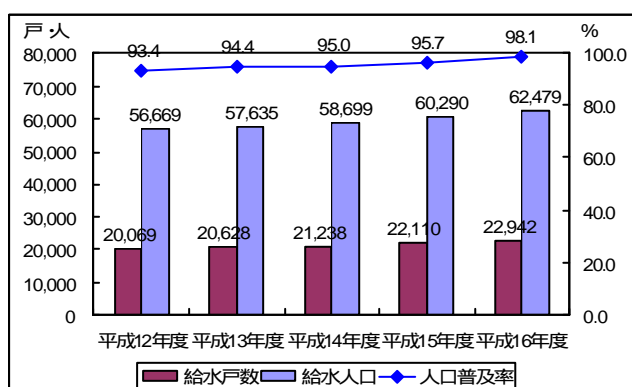
現状と課題

上水道は、欠くことのできないライフラインの一つであり、今後も良質な水の安定供給のため、水道施設の整備・拡充とともに、災害時などへの対応として安全対策を強化する必要があります。

快適なまちづくりのために、下水道など汚水処理環境未整備地区の解消が必要であるとともに、し尿処理の適切な対応が求められています。

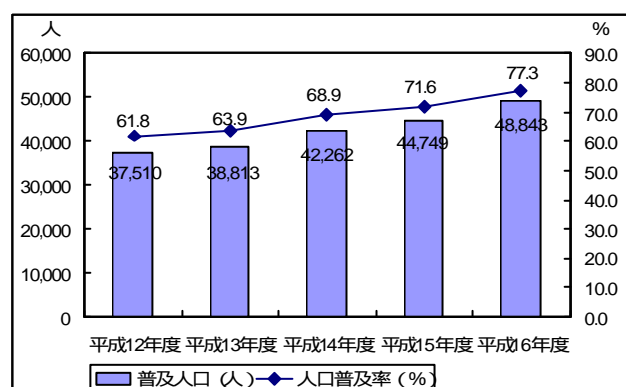
上下水道の事業運営にあたっては、経営基盤の確立や効率的事業運営に努め、経営の健全化を図る必要があります。

水道事業の推移



市水道課

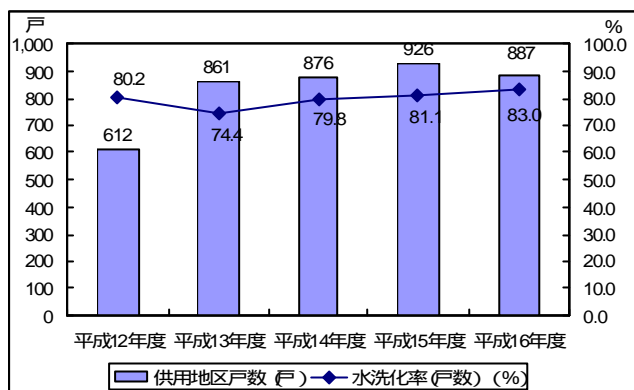
公共下水道の普及状況の推移



市下水道課

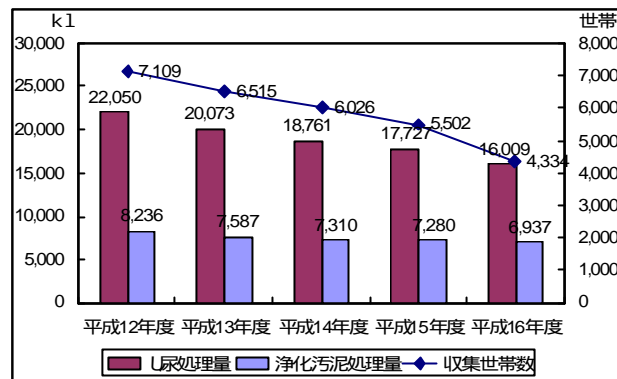
¹ 資源循環型社会：大量消費、大量廃棄などと対置して、水や鉄、アルミ、プラスチックなどの資源が何度も社会の内部を循環する環境への負荷の少ない社会。

農業集落排水事業の推移



市下水道課

し尿処理状況の推移

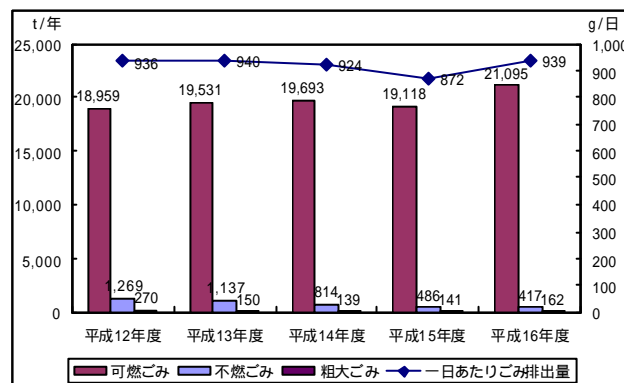


市環境対策課

資源循環型社会の実現に向けて、家庭や事業所から排出されるごみの問題を地球環境の視点から正しく理解し、市民や事業所、民間団体、行政のそれぞれの主体がごみ減量化などに一体的に取り組むことが必要です。

廃棄物の不法投棄が増える傾向にあり、快適な生活環境を維持するための対応が必要となっています。

ごみ処理状況の推移



市環境対策課

(1) 良質な水の安定供給

< 施策の方向 >

安全で安心して飲めるおいしい水を安定して供給するため、水道施設の整備・拡充を図るとともに、安全対策の視点から、危機管理体制の強化や施設管理の効率化に努めます。

< 主要施策 >

1 良質な水の安定供給の推進

- ・給水区域内の配水管の整備を図り、普及率の向上に努めるとともに、良質な水の安定供給のため、水道施設の整備・拡充を推進します。

2 安全な水道施設整備の推進

- ・水質管理体制やシステムの高度利用などによる危機管理体制の強化を図るとともに、施設管理の効率化に努めます。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標数値 (目標年次)
上水道人口普及率	98.1% (平成 16 年度)	99.0% (平成 22 年度)

(2) 下水道等による快適な水環境の整備

< 施策の方向 >

すべての市民が水洗トイレを利用できることをめざし、下水道等整備構想²に基づき効率的に事業を推進し、快適な生活環境の整備に努めます。
下水道事業の企業会計化と上下水道の組織統合を行い、経営管理の視点に立った簡素で効率的な経営体を構築し、市民生活の改善を進めます。

< 主要施策 >

1 下水道事業の推進

- ・下水道未整備地区への整備を推進するとともに、整備地区における水洗化の促進を図ります。
- ・下水道等整備構想に基づき、下水道認可区域・農業集落排水整備区域外については、浄化槽の普及を推進します。

2 下水道事業経営の充実

- ・経営状況などの明確化、説明責任の強化や事業運営の効率化を図るため、下水道事業の企業会計³化と水道事業との組織の統合を図ります。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標数値 (目標年次)
汚水処理施設整備率	89.3% (平成 16 年度)	97.0% (平成 22 年度)

(3) 循環型社会の形成

< 施策の方向 >

環境基本計画に基づいた4R活動(リフューズ:ごみの発生回避・リデュース:ごみの減量・リユース:再使用・リサイクル:再生利用)⁴を推進し、資源循環型社会の確立をめざすとともに、市民や事業所のごみ問題に関する理解と意識の高揚を図ります。
山間部などへの廃棄物の不法投棄に対する監視体制の充実・強化の取り組みを進めます。

< 主要施策 >

1 資源循環型社会の実現

- ・地域でのごみ分別収集の徹底や資源物回収団体への協力・支援を図ります。

² 下水道等整備構想:効率的かつ効果的に下水道などの汚水処理施設を整備するためのマスタープラン。

³ 企業会計:地方公共団体が営む企業部門(水道事業など)が行う会計で損益取引と資本取引が区分経理されているもの。

- ・エコ・オフィス⁵やごみ減量・リサイクル協力店の推奨制度などを通じて、事業系ごみのリサイクル活動の推進に努めます。
- ・啓発活動を充実し、環境問題やごみの発生抑制などに関する理解と意識の高揚を図ります。

2 不法投棄防止対策等の推進

- ・山林・道路沿線への廃棄物の不法投棄防止のため、地域住民や関係機関との緊密な連携を図り、不法投棄防止のパトロール実施など、監視体制の充実・強化を図ります。

< 設定指標 >

項 目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標数値 (目標年次)
1日1人当たりごみ排出量	939 g (平成 16 年度)	886 g (平成 22 年度)
リサイクル率 ⁶	21% (平成 16 年度)	25% (平成 22 年度)

⁴ 4 R：ごみの減量化の運動で、Refuse（断る）、Reduce（減らす）、Reuse（そのまま再使用）、Recycle（一度形を無くして再利用）すること。

⁵ エコオフィス：ごみの減量やリサイクルの推進、省エネルギーなど、環境にやさしい活動を行っている店舗、事務所。

⁶ リサイクル率：市内から排出されたごみのうち資源化した割合。

4 安全安心な環境づくり

目 標

生命と財産の安全確保は市民の願いです。

そのためには、救急体制や救急活動の強化、情報収集機能の充実、警察、消防、医療機関などとの連携を図るとともに、地域における組織的取り組みや市民一人ひとりの安全意識の高揚を図りながら、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

2010年の姿

市民の誰もが、災害や犯罪に対する知識を持ち、地域の中で助け合い、支え合う関係を構築し、自主的に活動する中で、災害に強く犯罪のない安全で安心できる住みやすいまちづくりが進められています。

消防や救急体制が強化され、市民は安心した生活をおくっています。

市民一人ひとりの交通安全の意識が高揚し、誰もが安全に通行できる環境が整備され、交通事故が減少しています。

市民一人ひとりが消費生活に関する必要な知識を習得し、消費生活が安定、向上しているとともに、地域の消費者組織の強化により消費生活トラブルから救済されています。

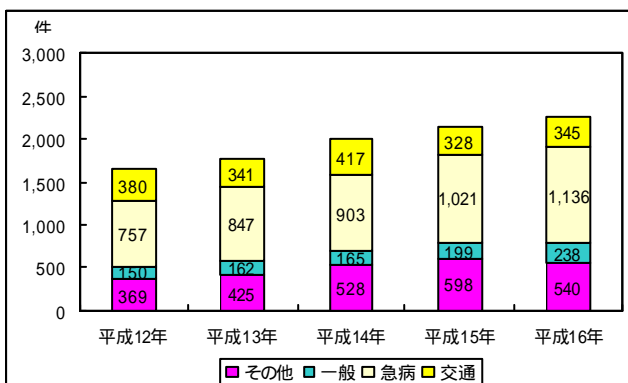
現状と課題

台風や地震などによる災害、多様化する犯罪など、安全に対する不安が高まっており、市民一人ひとりの防災や防犯意識の向上とともに、地域での自主的な活動の連携、体制の確立が求められています。

都市構造の変化や人口増加、さらには高齢社会の到来に伴い、救急出動件数が増加しており、中でも応急処置が必要なケースが増加しています。そのため、救急設備の充実や救急救命士の育成などが必要となっています。

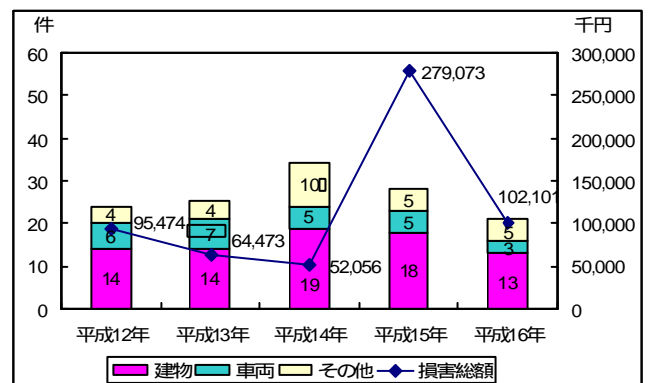
火災の発生件数は横ばいの状態ですが、放火（疑いを含む。）による割合が増加しており、その発生を未然に防止する対策が必要となっています。

救急活動の推移



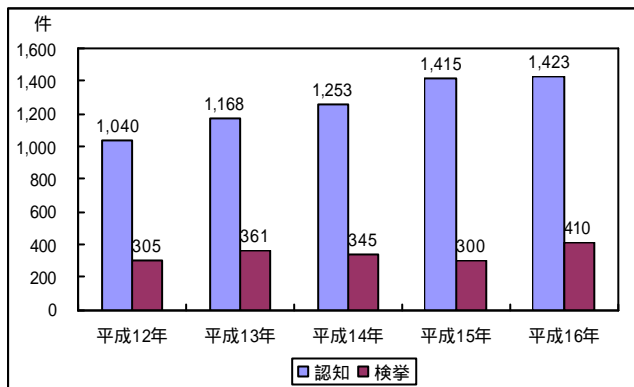
鳥栖・三養基地区消防事務組合

火災発生件数の推移



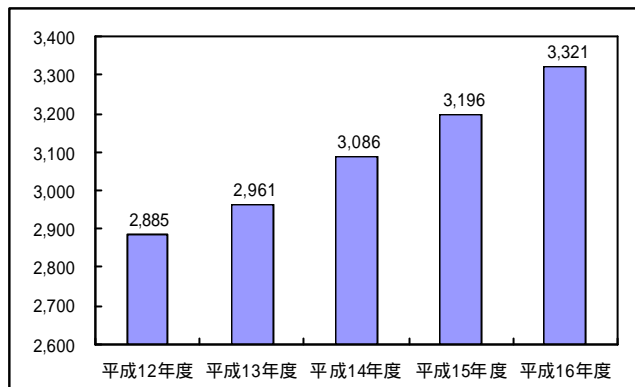
鳥栖・三養基地区消防事務組合

刑法犯認知及び検挙数の推移



鳥栖警察署

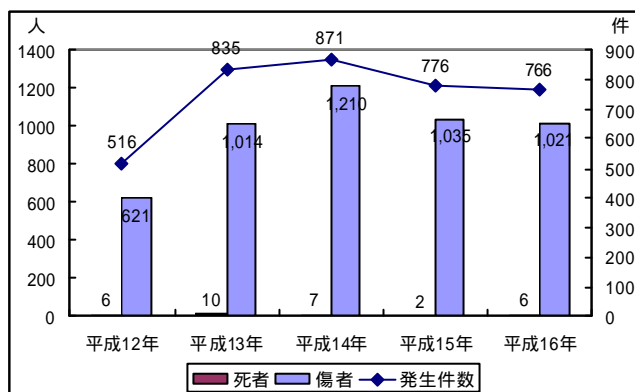
防犯灯設置箇所数の推移



市総務課

道路交通量の増大に伴い、交通事故の危険性が高まっています。このため、交通事故に対する意識の高揚を図り、交通事故の減少に努める必要があります。高齢者や障害者、幼児などに配慮した人にやさしい道づくりなど、交通安全施設の整備を積極的に推進する必要があります。

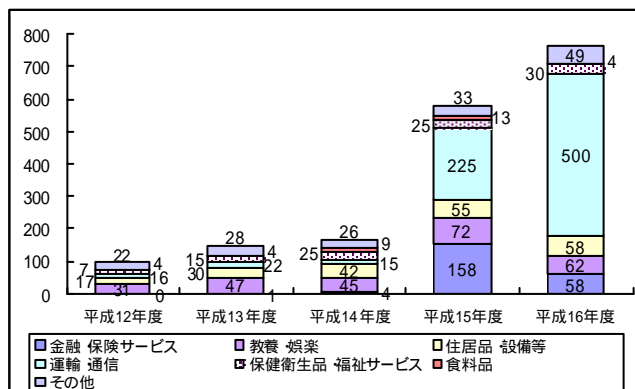
交通事故発生件数の推移



鳥栖警察署

消費者を取り巻く環境の変化により、商品やサービスが多様化し、消費者の選択肢の拡大とともに、消費者取引が複雑化かつ多様化しています。こうした中、悪徳商法のターゲットとなっている高齢者や若者、特に独居老人への情報提供、啓発活動により消費者被害を減少させることが求められています。

消費生活苦情相談件数の推移



市市民協働推進課

(1) 消防・防災体制の充実

< 施策の方向 >

災害などに適切に対応するため、消防・救急業務の強化と充実を図るとともに、防災施設の充実や、市民、企業、行政が一体となった防災・防火体制の取り組みを進め、より安全で安心な環境づくりをめざします。
福岡県西方沖地震などの経験を踏まえた防災対策を進めます。

< 主要施策 >

- 1 地域防災計画等の見直し
 - ・福岡県西方沖地震の経験を活かし大規模地震などの災害に対応するために、地域防災計画を見直すなど危機管理への対策を図ります。
- 2 地域防災力の充実
 - ・自主防災組織¹未結成の町区について、自主防災組織のあり方や活動事例などの研修を実施し、自主防災組織の結成を促進するとともに、他市の自主防災組織のあり方を検証し、活動の充実を図ります。
- 3 防災体制の整備・充実
 - ・自主避難場所として指定している地区公民館などに加え、町区の公民館を第一義的な自主避難場所として指定する方向で調整を図ります。
 - ・広報機能を備えた公用車の拡充、各町区の既設放送設備の活用など、市民への情報伝達方法の充実を図ります。
- 4 防火活動の推進
 - ・消防ポンプ車や工作車などのさらなる充実を図るとともに、消火栓などの消防水利施設の増設を行い、消防水利の確保に努めます。
 - ・パトロールや監視体制を強化し、放火による火災の減少をめざすとともに、常備消防や非常備消防、防火クラブなどと連携し、広報活動をはじめとした様々な防火活動を推進します。
- 5 救急体制の強化・充実
 - ・救急救命士や特殊災害レスキュー隊の育成を推進し、時代の変化に即した消防・救急体制の確立を図ります。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年度)	目標数値 (目標年度)
自主防災組織結成数	18 町区 (平成 16 年度)	54 町区 (平成 22 年度)
防火パトロール実施回数	28 回 (平成 16 年度)	35 回 (平成 22 年度)
消火栓設置数	851 基 (平成 16 年度)	900 基 (平成 22 年度)
救急救命士数	21 人 (平成 16 年度)	33 人 (平成 22 年度)

¹ 自主防災組織：主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。

(2) 地域安全の充実

< 施策の方向 >

地域社会の安全と安心を守るため、地域における自主防犯活動を推進し、防犯施設を整備するとともに、関係機関との連携を強化し防犯体制の確立を図ります。

市民一人ひとりの防犯に対する意識を高め、地域ぐるみで犯罪のない明るいまちづくりを推進します。

市民が不安を感じる事件、事故などが発生した場合は、すぐさま情報収集を行うなど安心なまちづくりをめざします。

< 主要施策 >

1 防犯対策の充実

- ・ 地域の実情に応じて防犯灯の整備・拡充に努めるとともに、中学校通学路を中心に街路灯の整備を計画的に推進します。
- ・ 小・中学生への防犯ブザー携帯を推進するとともに、こども110番の家などの積極的な活用を図ります。
- ・ 関係機関との連携を強化し、犯罪情報伝達の迅速化、犯罪情報の共有化を推進します。

2 防犯組織の育成

- ・ 地域における自主的な防犯活動を支援するとともに、防犯組織の育成に努めます。
- ・ 自治会や各種団体などを通じ、防犯啓発と教育を推進し、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。

3 事件・事故への迅速な対応

- ・ 社会的な事件や事故などが発生した場合、必要に応じ市民の不安解消のため情報収集など迅速な措置を講じます。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年度)	目標数値 (目標年度)
刑法犯認知件数	1,423 件 (平成 16 年)	1,132 件 (平成 22 年度)
防犯灯設置箇所数	3,321 箇所 (平成 16 年度)	3,500 箇所 (平成 22 年度)

(3) 交通安全対策の推進

< 施策の方向 >

高齢者や障害者、幼児、児童及び生徒などが安全に通行できる円滑かつ快適な交通環境の実現をめざして、交通安全に関する啓発に努め、意識の高揚を図るとともに、各種団体の組織の充実を図り、地域と一体となった取り組みを進めます。

市民参加による交通危険箇所調査や安全施設の点検などを実施し、高齢者や障害者、幼児などに配慮した施設整備を推進します。

< 主要施策 >

- 1 交通安全対策の充実
 - ・ 幼稚園や保育園、小中学校及び高齢者を対象とした交通安全教室などを開催し、啓発活動を推進し、意識の高揚を図ります。
 - ・ 地域と連動した交通安全組織の充実に努めるとともに、飲酒・暴走・無免許の交通三悪の追放のため、関連機関と連携した取り組みを推進します。
- 2 交通安全施設の整備・充実
 - ・ 高齢者や障害者、幼児、児童及び生徒などに配慮したガードレールなどの交通安全施設や歩行者空間の確保のための路側帯の設置をはじめ、道路・歩道などの整備・充実に努めます。
- 3 通学路整備計画の推進
 - ・ 通学路整備計画に基づき、小中学校の通学路整備を推進し、児童や生徒の安全確保を図ります。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標数値 (目標年次)
市内交通事故発生件数	766 件 (平成 16 年)	690 件 (平成 22 年)
カーブミラー設置数	1,257 基 (平成 16 年度)	1,400 基 (平成 22 年度)
街路灯設置箇所数	599 箇所 (平成 16 年度)	3,449 箇所 (平成 22 年度)

(4) 消費生活の安全性の向上

< 施策の方向 >

消費生活トラブルの未然防止と消費者自立を促すため、消費生活情報提供の充実と消費者講座の開催などの啓発活動の強化に努めます。

消費生活苦情処理のあっせんの強化と紛争解決の促進のため、県や関係機関、特に高齢者福祉関係機関と緊密に連携し、消費生活苦情相談体制の強化を図ります。

< 主要施策 >

- 1 情報提供の充実
 - ・ 出前講座や消費生活に関する学習会の開催、ホームページやケーブルテレビ、広報誌などによる情報提供の充実に努めます。
- 2 消費者被害防止体制の構築
 - ・ 消費生活に関する各種の研修を行い、地域における活動団体との連携を深め、高齢者などの消費トラブルからの救済に向けたネットワークやシステムづくりに努めます。
- 3 消費生活苦情相談機能の充実
 - ・ 県や消費生活センターと緊密に連携し、消費生活における相談体制の充実に努めます。

< 設定指標 >

項 目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標数値 (目標年次)
消費生活相談件数	761 件 (平成 16 年度)	1000 件 (平成 22 年度)
救済率 ¹	47.2% (平成 16 年度)	50.0% (平成 22 年度)

¹ 救済率：消費トラブルによって契約した金額のうち斡旋などにより契約が解除できた金額の割合。

5 自然にやさしいまちづくり

目 標

九千部の雄大な山並みなど、みどり豊かな自然は、郷土のかけがえのない財産であり、将来にわたって守り続けることが大切です。

また、地球規模での環境保護の機運が高まる中、市民、企業、行政が一体となって環境の保全に心がけ、公害防止のため規制の遵守、指導、監視体制の強化を図り、自然にやさしいまちづくりをめざします。

2010年の姿

九千部山や石谷山、杓子ヶ峰などの自然とふれあうことにより、自然の大切さを市民の誰もが認識し、今ある自然を次世代へ受け継ぐために、環境保全を意識した活動がそれぞれの主体で行われています。

自然環境保全を前提とした取り組みを進め、生物の生息できる河川環境づくりが進められています。

市民、企業、行政が一体となってそれぞれの役割のもとで自然にやさしいまちづくりが進められています。

地球温暖化¹対策として、省エネルギーの推進や新たなエネルギーの利活用が進められ、地球にやさしい活動が行われています。

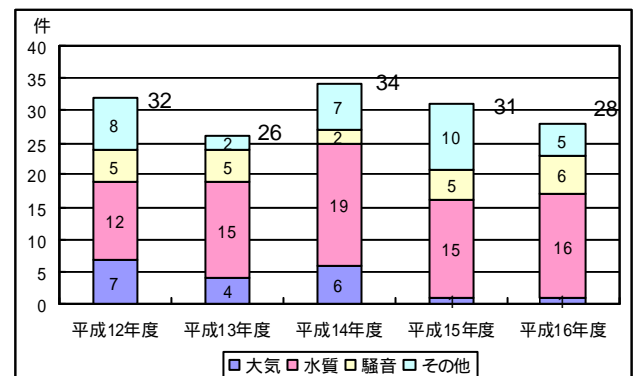
現状と課題

地球温暖化をはじめとした地球環境問題への対応は、重要かつ喫緊の課題となっています。

身近なところでは、市民生活や事業活動に伴う水質汚濁、騒音、振動、悪臭、大気汚染や空き地の適正な監視、対策強化などが必要となっています。特に、アスベスト²対策は緊急かつ適切な対応が求められています。

市民、企業、行政が一体となった省エネルギーへのさらなる取り組みの推進とともに、地球環境にやさしい新エネルギー³の利用促進を図る必要があります。うるおいのある美しい水辺環境を求める市民ニーズも高まっており、それぞれの地域に即した河川整備が必要となっています。

公害苦情件数の推移



市環境対策課

¹ 地球温暖化：空気中の二酸化炭素やメタンガス、フロンガスなどの温室効果ガスが増加し、地球の気温が上昇すること。

² アスベスト：蛇紋岩や角閃石が繊維状に変形した天然の鉱物で、耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に非常に優れ安価であるため、建設資材をはじめ電気製品、自動車、家庭用品など、様々な用途に広く使用されてきた。

³ 新エネルギー：石油などの化石燃料や原子力に対し、新規に発見、また技術進歩により見直されたエネルギー資源で、水力・風力・太陽光熱など古来から使われていたものの改良や、太陽光発電・燃料電池といった科学の発展によって開発されたものがこれに含まれる。

(1) 自然環境の保全

< 施策の方向 >

環境問題の課題解決に向けて、関係機関と連携し、すべての主体が参画する環境保全に配慮した施策の展開を図ります。

地球温暖化など喫緊の課題に対応するため、省エネルギー型機器の使用や新エネルギーの利用の促進を図るなど、地球にやさしいまちづくりをめざします。

< 主要施策 >

1 環境基本計画の推進

- ・環境基本計画に基づき、市民、企業、行政が一体となって環境保全に対する積極的な行動を進めます。

2 監視・測定体制の強化

- ・佐賀県環境センターや関係機関との連携強化による工場排水、河川などの水質検査、大気汚染測定を行うなど、監視体制の強化を図ります。

3 環境保全活動の展開

- ・河川浄化の一環として轟木川を中心に市民、企業総参加を目標とした清掃活動や県下一斉ふるさと美化活動など市民や企業と連携したクリーン作戦の展開を図ります。
- ・エコ・クッキング教室やエコ・モニターを通して環境学習を推進し、日常生活での自然環境保全への意識の高揚を図ります。

4 自然保護意識の高揚

- ・自然環境講座を開設し、魚、昆虫、植物、野鳥などの調査会や観察会の開催など、川や山の自然の大切さの学習を行います。
- ・自然環境に配慮した多自然型の川づくり⁴を推進します。
- ・森の保水力や樹木生物にふれあいながら森の役割や重要性を理解する学習を行います。

5 アスベスト対策の推進

- ・国、県などと連携して、適切なアスベスト対策を図ります。

6 省エネルギー型機器の使用及び新エネルギーの利用促進

- ・地球温暖化を防ぐため、省エネルギー型機器の使用及び太陽光やバイオマスなど新エネルギーの利用の促進を図ります。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年度)	目標数値 (目標年度)
「電気・水などを大切に使う」 行動の実施率	61% (平成13年度)	80% (平成23年度)
ISO14001 ⁵ 認証取得事業所数	10事業所 (平成13年度)	20事業所 (平成23年度)
自然に関する イベントの開催数	4回/年 (平成13年度)	10回/年 (平成23年度)

⁴ 多自然型の川づくり：川にもともと備わっている生物の育成環境に配慮し、併せて美しい自然景観を保全、創出するという河川整備の考え方。

⁵ ISO14001：企業活動全般によって生じる環境への負荷の低減を、持続的に実施するシステムを構築するために要求される規格である。環境ISOとも呼ばれる。

基本目標2 人・モノ・情報の交流拠点のまちづくり

“ハートオブ九州”のための目標

人・モノ・情報が集まり発信する^{まち}都市をめざして

- | | | | |
|---|-------------------------|-----|------|
| 1 | 鳥栖の顔（市街地）づくり | ・・・ | p.42 |
| | （1）市街地の活性化 | | |
| 2 | 地域拠点都市にふさわしい道路網の確立 | ・・・ | p.44 |
| | （1）幹線道路の整備 | | |
| | （2）安全で快適な道路の整備 | | |
| 3 | 交流のまちにふさわしい交通・情報通信体系の確立 | ・・・ | p.47 |
| | （1）公共交通の整備・充実 | | |
| | （2）九州新幹線による高速交通体系の推進 | | |
| | （3）電子自治体の構築 | | |

1 鳥栖市の顔（市街地）づくり

目 標

快適な生活環境と機能的で利便性の高い都市基盤を築くには、地域特性を活かした市街地整備を図ることが大切です。

そのためには、計画的な市街地の整備と土地の有効活用を図りながら、うるおいとゆとりのあるみどり豊かな都市景観を持った市街地の形成をめざします。

2010年の姿

鳥栖駅周辺における駅前広場などの都市基盤整備が進み、鳥栖駅の新しい顔がつけられつつあります。

鳥栖北部丘陵新都市は、産業、教育・文化、医療・福祉、スポーツ・レジャーなどの機能が整備され、景観に配慮したうるおいとゆとりのある居住環境を備えた職住近接型の新市街地が形成されています。中でも、テクノセンター用地は、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター¹を活用した新しいまちづくりが進められています。

現状と課題

鳥栖駅周辺は、鉄道による東西地区の分断、回遊性の阻害、市街地の活力低下などの様々な課題を抱えています。今後は、東西地域の連携強化、鉄道利用者の利便性の向上や中心市街地の活性化など駅周辺整備にかかる諸施策について関係機関と協議、調整を行い、実現可能なものから順次着手していく必要があります。鳥栖北部丘陵新都市開発整備事業は終了し、産業用地はほぼ完売していますが、住宅用地の分譲を進めていく必要があります。今後は、職住近接の市街地の育成及び佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターを活用し、研究機関、企業を誘致し、にぎわいとゆとり、高度な教育研究機関のあるまちの育成に取り組む必要があります。

¹ 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター：シンクロトロン光の産業利用をめざした応用研究を中心に据えて、その成果を新しい産業の創造や地域産業の高度化に生かすことを目的に、地方自治体が設置する初めての研究施設で、鳥栖北部丘陵新都市に立地。

(1) 市街地の活性化

< 施策の方向 >

鳥栖駅周辺整備をはじめ、東西連携のあり方などについて検討を進め、鳥栖の顔づくりを推進します。

鳥栖北部丘陵新都市における公共公益施設の整備を進めながら、居住環境の充実に努めるとともに、住宅用地の分譲促進、教育研究機関の充実を図り、新都市の早期熟成をめざします。

< 主要施策 >

1 鳥栖駅周辺のにぎわいづくり

- ・ 駅前広場の整備、駅前交差点の改良などの緊急性の高い事業の着手に努めます。
- ・ これと併行して、鳥栖駅周辺の道路整備計画、東西連携強化策などの検討に努めます。

2 新市街地の形成

- ・ 地区計画²を活用し、景観に配慮した鳥栖北部丘陵新都市の街並みづくりに努めます。
- ・ みどりあふれる都市景観形成のため、公園・緑地の整備・管理に努めます。
- ・ ユニバーサルデザイン³を導入した公共公益施設の整備に努めます。

3 教育研究関連施設の誘致

- ・ 新産業創出に向けた人材育成のため、九州シンクロトロン光研究センターを核に、テクノセンターゾーンへの研究機関、関連企業などの積極的な誘致を推進します。
- ・ 鳥栖北部丘陵新都市内の中学校用地の活用については、小・中及び中・高などの一貫教育のあり方などを含めて検討し、方針を確立します。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
鳥栖駅山道線(未整備区間) 及び鳥栖駅前広場の整備率		80% (平成22年度)

² 地区計画：P.25の脚注参照。

³ ユニバーサルデザイン：P.25の脚注参照。

2 地域拠点都市にふさわしい道路網の確立

目 標

自動車交通の増大により、交通渋滞や交通事故の解消、便利でわかりやすい交通体系の整備などが求められています。

今後、市街地の拡大や交通量の動向を見定めながら、安全性・快適性・利便性に優れた、地域拠点都市にふさわしい生活・幹線道路網の確立をめざします。

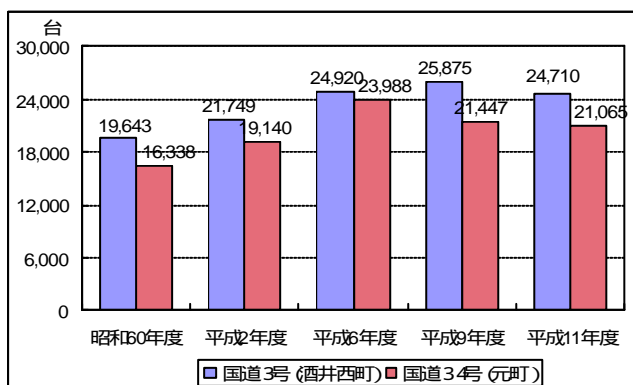
2010年の姿

国道3号の改良事業着手、国道34号の改良案などが示され、交通混雑の解消と排気ガスの排出抑制など環境への悪影響の改善が期待されるとともに、都市間の広域移動が強化されて、九州の陸路交通の中心的地位がさらに高まっています。ユニバーサルデザイン¹の考え方に基づいた生活道路整備により、居住環境が向上し、整備された都市景観の中で、安全で安心した市民生活が営まれています。市民と共に地域の道路施設を守り育てるパートナーシップ²が生まれ、市民の手による道路の環境・景観の整備が行われています。

現状と課題

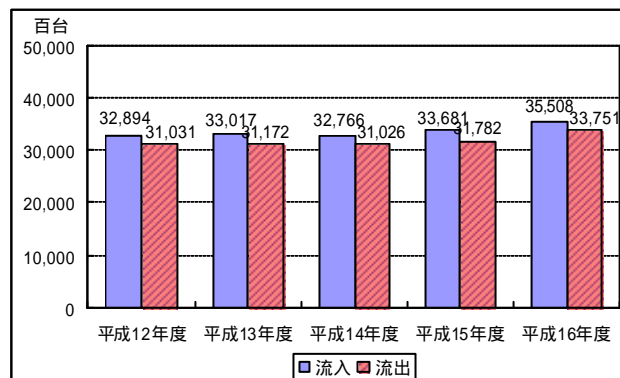
自動車交通の増大により国道3号、34号などの幹線道路は既に飽和状態にあり、新たな幹線道路網の整備・拡充が緊急の課題となっています。このため、国道3号や34号、主要県道の改良とともに、鳥栖北部丘陵新都市開発整備事業、鳥栖流通業務団地整備事業³などの各種大型開発の各拠点を有機的に結ぶ域内幹線道路と九州各地を結ぶ広域幹線道路網の早期整備が必要となっています。長期未着手の都市計画道路の見直し、東西アクセスのあり方及びJRを中心とした公共交通機関とのネットワークを考慮し、自動車の流入を抑制する環境に配慮した道路計画の見直しが望まれています。

幹線道路における一日当たり交通量の推移



佐賀国道工事事務所鳥栖維持出張所

鳥栖インターチェンジ年間利用車両の推移



統計佐賀

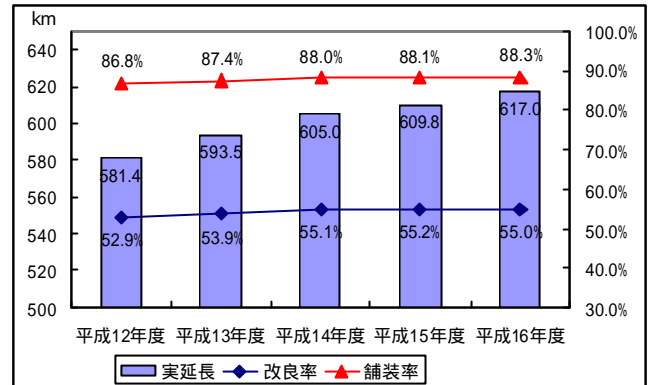
¹ ユニバーサルデザイン：P.25の脚注参照。

² パートナーシップ：市民、企業、行政などがお互いを理解し良さを引き出しながら、共に考え、行動すること。

³ 鳥栖流通業務団地整備事業：鳥栖ジャンクション南西部に位置する平野部に、高機能の物流機能を持った広域的・国際的な流通業務団地を整備。

住居地域に密着した生活道路は、都市環境や地域づくりにとって重要な要素です。使う人の意見を取り入れ、周辺環境の特性に合わせた整備が求められています。また、地域の住民や事業所と共に最も身近な公共空間としての生活道路を守り育てていくことも重要な課題となっています。

市道の整備状況の推移



市建設課

(1) 幹線道路の整備

< 施策の方向 >

地域経済の活性化と交通混雑解消による環境への悪影響の排除などを図るため、国・県道などの幹線道路網の整備促進を図ります。

< 主要施策 >

1 幹線道路の整備促進

- ・交通混雑の緩和対策とともに、周辺主要都市との連携強化と環境への悪影響の排除を図るため、国道3号の整備を促進します。
- ・国道34号のバイパス計画、県道佐賀川久保鳥栖線などの拡幅整備などを推進します。

2 流通拠点周辺道路の整備

- ・永吉・重田線の改良事業の推進、国道500号、県道鳥栖朝倉線を整備し、鳥栖流通業務団地へのアクセス確保と交通の円滑化を推進します。

3 道路計画の見直し

- ・長期未着手道路などの計画を見直し、JRなど公共交通機関と連携した域内交通網と広域都市間交通ネットワークの構築を図ります。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
国道3号整備	整備着手要望 (平成17年度)	整備事業着手 (平成22年度)
国道34号整備	整備計画推進要望 (平成17年度)	整備計画推進 (平成22年度)

(2) 安全で快適な道路の整備

< 施策の方向 >

市民と共に生活環境、都市景観に配慮したまちづくりを進めるとともに、使う人の視点に立った安全で快適な道路整備を推進します。

地域住民と一緒に道路環境を守り育てる取り組みを推進します。

< 主要施策 >

1 生活道路整備の推進

- ・生活道路の維持管理に努めるとともに、道路改良や歩道の整備など安全安心の道路整備を推進します。
- ・生活環境の改善、みどり豊かな都市景観の創出のため、街路樹や緑地の管理、道路清掃を充実します。

2 人にやさしい道づくりの推進

- ・段差解消や点字ブロックの設置及びユニバーサルデザインを取り入れた人にやさしい安全な道づくりを推進します。

3 道路里親制度⁴の推進

- ・快適で安心な道路空間を維持管理するために、地域の住民や事業所と連携し道路環境を保全するために道路里親制度の普及に努めます。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
市道舗装率	88.3% (平成16年度)	90.0% (平成22年度)
里親登録数	0地区 (平成16年度)	全町区及び全事業所に拡大 (平成22年度)

⁴ 道路里親制度：道路を「里子」に、沿道のボランティア団体などを「里親」に例えて、道路の清掃や除草・花壇の手入れなどを市に代わって行う制度。

3 交流のまちにふさわしい交通・情報通信体系の確立

目 標

九州の陸路交通の要衝として発展してきた本市は、今後、九州新幹線新鳥栖駅（仮称）の設置により人・モノ・情報の交流拠点としての重要性が一層高まります。

また、マルチメディア¹などの高度情報通信技術を活用した地域情報化を推進することにより人・モノ・情報が交流するまちづくりをめざします。

2010年の姿

地域に密着した公共交通機関として路線バスが利用され、自家用車からの乗り換えによる渋滞の緩和や温室効果ガス²の抑制など地球環境の保全にも寄与しています。

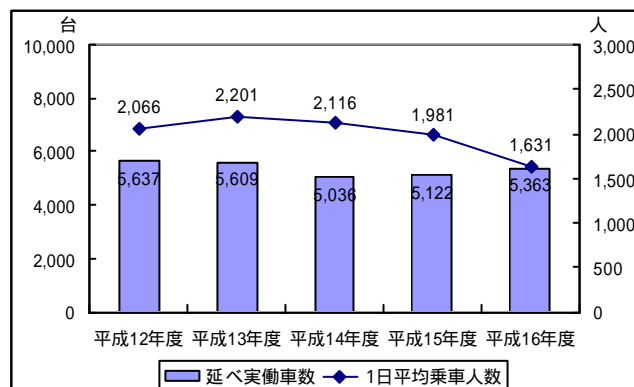
新幹線新鳥栖駅、長崎本線在来新駅の建設、周辺便利施設整備の進展により、九州全域や関西圏などから鳥栖市を訪れる人々が増加し、佐賀県、西九州の玄関口として、さらには、九州観光の新たな拠点として期待されています。また、新幹線新鳥栖駅建設にあわせて、新たな市街地としての発展が期待されています。

「いつでも・どこでも・何でも・誰でも」時間・距離に制約されずに、インターネットサービスを受けることができるとともに、IT³の活用により地域コミュニティ内における細やかな交流が可能となっています。

現状と課題

路線バスは、通勤や通学、通院、買い物などの地域住民の日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たしていますが、マイカーの普及によりバス利用者は減少しています。地域に密着した生活の足を確保し、市内の交通混雑を解消するため、採算性と利用率向上のための路線開拓が重要な課題となっています。

市内路線バスの運行状況の推移



西日本鉄道(株)

¹ マルチメディア：複数の種類の情報をひとまとめにして扱うメディアのことで、最近では特にコンピュータを用いて文字、映像、動画、音声など様々なメディアを処理すること。

² 温室効果ガス：大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称であり、水蒸気、二酸化炭素、メタンなどが該当する。

³ IT：情報の収集、加工、発信などに有為な技術のことで、Information Technologyの略称。

九州新幹線鹿児島ルートは、平成 23 年春の開業に向けて順調に建設が進められており、西九州（長崎）ルートの分岐駅となる新幹線新鳥栖駅も長崎本線と交差する地点に建設が進められています。また、長崎本線との相互乗換など利便性の充実を図る長崎本線新駅は、新幹線との同時開業に向けて J R 九州など関係機関と最終的な協議を進めています。今後は、新鳥栖駅の機能を高めるため、新幹線新鳥栖駅や長崎本線への停車本数の確保が重要な課題となってきます。

また、新幹線新鳥栖駅でのパーク・アンド・ライド⁴、高速道路とのアクセス機能を活用し、九州観光の拠点をめざす施策づくりが重要となっています。

近年の情報通信技術の飛躍的な発達は、時間と距離の制約を克服し、社会環境や日常生活に大きな変容をもたらしています。また、地域の情報化と行政情報システムの構築など、急速な情報化への対応が必要となっています。一方、情報通信環境の変化により個人情報の保護や知識・知恵などの知的財産の保護が大きな課題となっています。このような状況に対応するため、専門的な知識を有する人材の確保、育成を図り、個人情報、知的財産の保護に関するセキュリティシステム⁵の構築が求められています。

(1) 公共交通の整備・充実

< 施策の方向 >

J R などの大量高速輸送機関と連携して、自家用車利用から公共交通機関への転換を図り、市内への自動車の流入抑制策と併せた環境にやさしい公共交通体系の確立を図ります。

< 主要施策 >

1 市内循環バス路線の構築

- ・市民の有効な交通手段として、J R などと連携した路線網を構築し、利用ニーズに即した路線開拓と利用増に努めます。

2 高速バス停の改善

- ・高速鳥栖神辺バス停周辺の環境整備に努め、高速道路と結節したパーク・アンド・ライド機能を充実し、広域公共交通の利用者増を図ります。

< 設定指標 >

項 目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
1 日平均乗車人数	1,631 人 (平成 16 年度)	2,000 人 (平成 22 年度)
市内バス路線補助割合 「市負担額 / 運行経費」	64.5% (平成 16 年度)	50% (平成 22 年度)

⁴ パーク・アンド・ライド：都市部や観光地などの交通渋滞の緩和のため、末端交通機関である自動車などを郊外の鉄道駅またはバス停に設けた駐車場に停め、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法。

⁵ セキュリティシステム：第三者による秘密情報へのアクセスなど、情報を不正な利用や誤用から守るための仕組み。

(2) 九州新幹線による高速交通体系の推進

< 施策の方向 >

平成 23 年春の開業に向け、九州新幹線鹿児島ルート⁶の建設を促進します。
交通結節拠点、さらには、西九州ルート⁷の分岐駅としての新鳥栖駅の機能充実を図ることにより、市民や来訪者にとって利用しやすい施設の整備に努めます。
新幹線新鳥栖駅周辺の道路、駐車場、長崎本線在来新駅などの整備促進に努め、新市街地の形成を促進します。

< 主要施策 >

- 九州新幹線の建設促進
 - 九州新幹線鹿児島ルート及び西九州（長崎）ルートの建設を積極的に推進します。
- 新幹線新鳥栖駅の機能充実
 - 長崎本線新駅の設置について関係機関と協議を進めるとともに、新幹線新鳥栖駅の停車本数の確保や関西圏からの新幹線の相互乗り入れについて要望活動を行います。
 - 本市の持つ高速交通の結節点というポテンシャルを活かして、パーク・アンド・ライド駐車場や新幹線と高速道路を結ぶバス、レンタカーの利便性を考慮した駅前広場の整備により、九州新幹線における新鳥栖駅の機能を高めます。
- 新幹線新鳥栖駅周辺市街地の形成
 - 新幹線新鳥栖駅へのアクセス道路や駅前広場など都市施設の整備に努め、市街地の育成を促進します。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
九州新幹線鉄道建設進捗率	27% (平成 16 年度)	100% (平成 22 年度)

(3) 電子自治体の構築

< 施策の方向 >

市民生活の利便性の向上や地域の活性化を図るため、情報通信技術を最大限に活用した電子自治体⁶構築を推進します。
情報化に対応した人材育成に積極的に取り組むとともに、セキュリティ対策の強化を図ります。

< 主要施策 >

- 行政情報化の推進
 - 総合行政情報システム⁷の構築とネットワーク化を推進し、新しい通信基盤を整備して、内部情報システムの見直し・拡充に取り組みます。

⁶ 電子自治体：主にコンピュータネットワークやデータベース技術を利用した自治体を意味する。そのような技術の利用によって行政の効率化やより一層の民意の反映・説明の実行をめざすプロジェクトを指すこともある。

⁷ 総合行政情報システム：個別業務システムが共通の認証基盤・決裁基盤で運用でき、システム間の連携、データ共有が可能となる総合的な行政システム。

2 地域情報化の推進

- ・地域情報ネットワーク⁸の整備を推進し、防災、福祉、教育、産業などの様々な分野において、市民が行政情報を入手できるようシステムの整備に取り組みます。

3 教育及び人材育成

- ・市民に対するITの普及を図るため、教育や学習の場の提供に努めます。
- ・急激な情報化に対応するための高度な専門的知識・技術を有する人材の確保・育成を図るとともに、小・中学校における情報に対するモラルやマナーに関する教育に努めます。

4 セキュリティの強化

- ・住民基本台帳ネットワークシステムをはじめ、すべての情報資産について、セキュリティポリシー⁹に基づき意識向上を図るとともに、セキュリティの強化に努めます。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
中学校における パソコン授業時間	35 時間 / 年 (平成 16 年度)	現状維持を図る (平成 22 年度)
公民館でのパソコン教室 開催回数	38 回 / 年 (平成 16 年度)	現状維持を図る (平成 22 年度)

⁸ 地域情報ネットワーク：インターネットなどの情報通信技術を活用し、各種の申請・届出の受付や公共施設の空き状況の確認・予約受付など、行政サービスを受けられるよう整備されたネットワーク環境。

⁹ セキュリティポリシー：行政情報や個人情報などの管理、コンピュータウイルスなどによるリスク管理についてまとめた、規範。

基本目標3 すこやかでおもいやりのある健康福祉のまちづくり

“ハートオブ九州”のための目標

人を元気にする^{まち}都市 子育てが楽しくなる^{まち}都市をめざして

- | | | |
|---|------------------------------------|------|
| 1 | 生活の基盤となる健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.52 |
| | (1)健康づくりの推進 | |
| 2 | やさしさとおもいやりのある社会福祉の充実・・・・・・・・・・ | p.55 |
| | (1)地域福祉の推進 | |
| | (2)高齢者福祉の充実 | |
| | (3)障害者福祉の充実 | |
| | (4)安心な福祉環境の推進 | |
| 3 | 安心して子育てができる環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.60 |
| | (1)子育て支援の充実 | |

1 生活の基盤となる健康づくりの推進

目 標

高齢社会において、すこやかで心豊かな人生をおくるためには、生涯にわたり健康であることが大切です。

特に、自分の健康は自分でつくるという自己管理意識の向上に努め、生活基盤となる健康づくりを推進するため、予防から治療、病気回復後の社会復帰に至るまでの総合的な保健・医療体制の確立をめざします。

2010年の姿

市民一人ひとりが健康意識を持ち、適切な生活習慣による健康づくりに努め、すこやかに暮らしています。

子どもは、十分な愛情に包まれて心豊かに育ち、親は家族や地域の暖かい環境の中で、のびのびと子育てをしています。

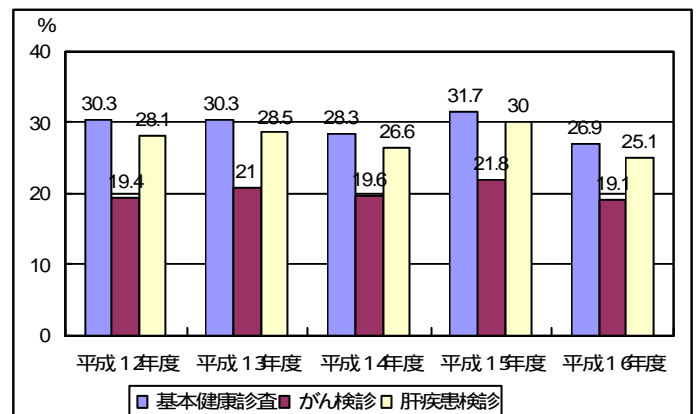
夜間、子どもが急病の時に受診できるようになるなど、子育て中の親が安心して暮らしています。

現状と課題

急速な高齢化の進展に伴い、老人医療費の増大などにより国民健康保険事業の運営は、極めて厳しいものとなっており、寝たきり予防や生活習慣病の予防、特に、糖尿病予防のための「食」と「運動」の指導を充実し、身体の機能や生活の質を低下させることなく、健康な生活ができる健康寿命の延伸を図ることが課題となっています。

安心して子どもを産み育てることができるよう、育児の不安解消、また、発達に問題のある児に対する子育て支援などの環境づくり、救急医療対策などが必要となっています。

健康診査受診率



市健康増進課

(1) 健康づくりの推進

< 施策の方向 >

一人ひとりが明るく元気に満足のできる状態で一生暮らしていけることをめざすため、「うららトス21プラン」¹の普及・啓発をさらに進めます。

活力ある高齢者を増やすことをめざして、生活習慣病の予防、特に糖尿病予防のため「食」と「運動」に重点をおいて取り組むとともに、福祉事業や介護保険事業との連携を図ります。

家庭や地域での子育てのネットワークづくりを推進し、地域における子どもの育成環境づくりの支援に努めるとともに、乳幼児の早期支援・療育の充実を図ります。

いつでもどこでも等しく適切な医療が受けられるように、休日における市民の救急医療、特に小児夜間救急医療を確保します。

< 主要施策 >

1 「うららトス21プラン」の推進

- ・「うららトス21プラン」に基づいて「食」と「運動」に重点を置き、保育所・幼稚園での親子に対する食育事業、成人を対象とした町区公民館での糖尿病予防教室、さらには、うらら歩こう会²などを実施します。
- ・地区組織活動の強化を図り、市民の積極的な参加による健康づくりの推進に努めます。
- ・将来にわたって心身ともに健康な生活をおくれるように、保健や体育の授業の充実、食に関する教育の推進に努めます。

2 生活習慣病の予防の充実

- ・健康診査、各種がん検診や健康教育、健康相談、訪問指導などの実施により、地域の実態に即した生活習慣病予防対策の充実を図るとともに、アスベスト³などによる健康不安解消のための健康相談などに努めます。
- ・高齢者に栄養・運動・口腔指導などを行い、転倒骨折予防、介護予防に努め、元気な高齢者の増加を図ります。

3 母子保健の充実

- ・妊産婦や乳幼児の健康診査、保健指導、訪問指導、各種育児教室の開催、育児不安に対する支援や発達に問題のある児に対する支援の充実に努めます。

4 医療との連携強化

- ・近隣市町との連携を図り小児夜間救急医療の対応に努めるとともに、市民がいつでも、どこでも、適切な保健・医療、福祉サービスが受けられる環境整備を推進します。
- ・国民健康保険事業については、国の社会保障制度の見直しなどに留意しつつ、医療費の抑制及び適正化に努め、事業運営の安定化を図ります。

¹ うららトス21プラン：鳥栖市の21世紀における健康づくり運動の基本計画。

² うらら歩こう会：うららトス21プランの啓発と運動「ウォーキング」の推進を目的としたイベント。

³ アスベスト：P.38の脚注を参照。

< 設定指標 >

項 目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
基本健康診査受診率	26.9% (平成 16 年度)	40.0% (平成 22 年度)
3 歳児健診受診率	92.7% (平成 16 年度)	96.0% (平成 22 年度)
休日や夜間に受診できる 医療機関を知っている親の率	77.5% (平成 16 年度)	100% (平成 22 年度)

2 やさしさとおもいやりのある社会福祉の充実

目 標

高齢者や障害者など社会的に弱い立場にある人たちが、生きがいを持って充実した生活をおくれるように、近隣相互の助け合いやボランティア活動の支援などを推進し、福祉サービスの充実、福祉と保健・医療との連携を強め、やさしさとおもいやりのある社会福祉の充実をめざします。

2010年の姿

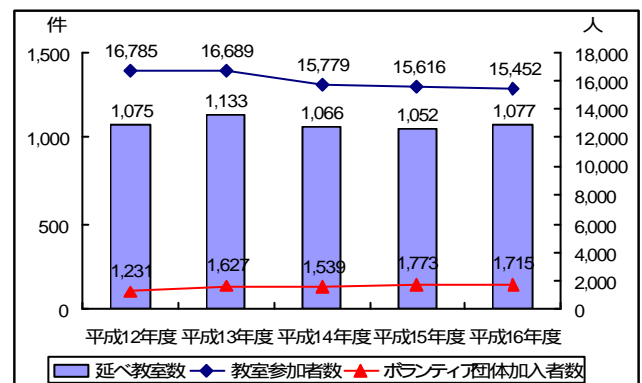
行政、社会福祉協議会、福祉事業者、NPO¹、ボランティア団体、さらには地域住民が連携しながら、支え合いや助け合いのしくみが確立され、多様な支援サービスを必要に応じて受けることができるなど、細やかな社会福祉活動が推進され、すべての市民が住み慣れた地域の中で安心して生活できる社会となっています。

年齢や障害の有無にかかわらず、すべての市民に社会参加の環境が整備され、生きがいを持っていきいきと暮らしています。

現状と課題

急速な少子高齢化の進展、核家族化や都市化の進展による家族形態の変化、女性の社会進出などにより、地域社会が大きく変化している中で、すべての人が安心して生活をおくるためには、相互扶助や協働の意識を持ち、自主的な福祉活動を助長し、地域住民が連帯して共に支え合うことが求められています。

社会福社会館の利用状況の推移



市社会福祉課

高齢者の単身世帯や介護を要する高齢者が増加しており、介護予防対策を強化するとともに、高齢者の社会参加や就労促進、生きがいづくりが重要となっています。

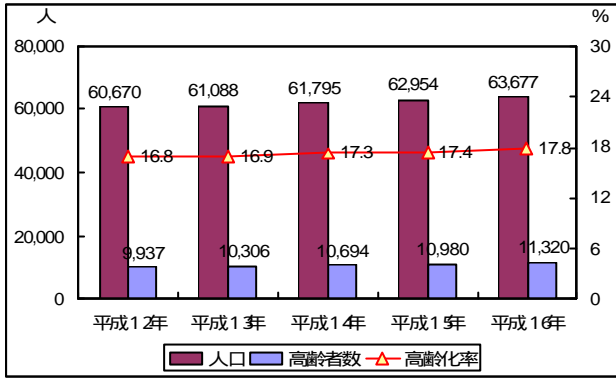
障害者の増加に加え、障害の重度化、重複化も進展しており、障害の程度に応じた自立支援や社会活動への参加促進などの施策の推進が求められています。

自閉症や多動性などの障害児も増加傾向にあり、保健・医療と連携し、早期発見、早期治療とともに、相談業務の充実が必要となっています。

¹ NPO：nonprofit organization（非営利組織）の略。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

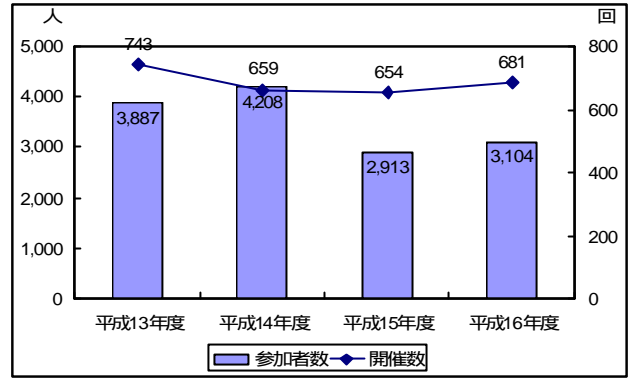
高齢者や障害者などが地域で安心して暮らしていくためには、バリアフリー²の推進や雇用の確保などを図り、すべての人にやさしい社会環境づくりが求められています。

65歳以上人口と高齢化率の推移



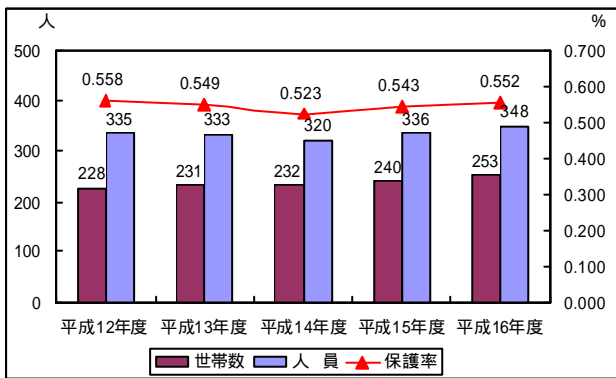
市社会福祉課

身体障害者福祉センター講座参加者数の推移



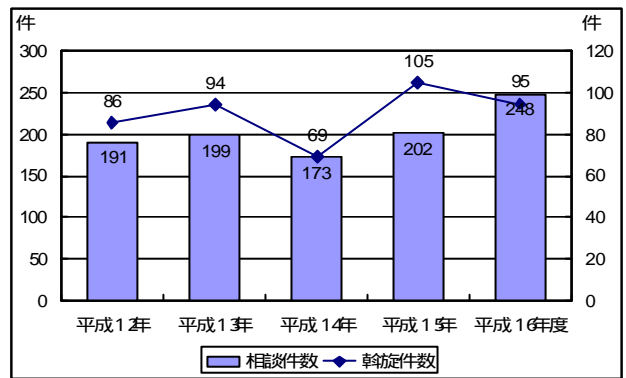
市社会福祉課

被保護者世帯の推移



市社会福祉課

女性就業相談件数の推移



市商工振興課

² バリアフリー：P.25の脚注を参照。

(1) 地域福祉の推進

< 施策の方向 >

行政、社会福祉協議会、福祉事業者、NPO、ボランティア団体、さらには地域住民が連携しながら、細やかな社会福祉活動を推進するとともに、地域福祉に関係する団体やボランティア団体のネットワーク化を図ります。

< 主要施策 >

1 地域福祉活動の充実

- ・地域福祉計画³に基づき、民生・児童委員や福祉団体などと連携を図り、地域で互いに助け合う地域福祉活動の充実に努めるとともに、社会福祉協議会をはじめとする関係機関や福祉団体などとのネットワーク化を図ります。

2 ボランティア活動の支援と人材育成

- ・総合的な福祉活動の普及のため、ボランティア活動への参加の啓発、ボランティア団体への支援と講習会などによる人材育成に努めるとともに、ネットワーク化を推進し、住民ニーズに応じた福祉活動を推進します。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
福祉ボランティア加入者数	1,715人 (平成16年度)	1,800人 (平成22年度)

(2) 高齢者福祉の充実

< 施策の方向 >

高齢者が自宅で安心して暮らしていけるように、介護保険制度への適切な対応とともに、保健・医療・福祉などの関係機関との連携を強化し、在宅サービスと施設サービスの充実に努めます。

高齢者が生きがいを持って生活できるように社会参加の促進と福祉施設の充実に努めます。

< 主要施策 >

1 介護保険制度への適切な対応

- ・要介護者に対して、介護サービスの充実に努めるとともに、介護保険制度の適切な対応を実施するとともに、介護サービス基盤の整備を推進します。

2 高齢者在宅福祉サービスの充実

- ・介護保険の非該当者などに対して、在宅生活支援や家族介護支援などの在宅福祉サービスの充実に努めます。

3 高齢者の社会参加の促進

- ・高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう、長年にわたって培った知識や経験を活

³ 地域福祉計画：福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう、地域福祉を総合的に推進するための方策を定めた計画。

かした就業の機会を確保するため、シルバー人材センターの事業運営を充実させるとともに、老人福祉センターの機能強化や施設整備に努めます。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
シルバー人材センター 登録会員数	395人 (平成16年度)	600人 (平成22年度)

(3) 障害者福祉の充実

< 施策の方向 >

障害者が障害を持たない人と同等に生活し活動できる社会をめざすノーマライゼーション⁴の理念に基づき、在宅生活支援の充実、障害者の自立支援と社会参加の促進を図ります。高齢者や障害者に対する社会環境の物理的な障害などを除去するなどバリアフリー⁵化を進め、自由に社会活動に参加できる環境の整備に努めます。

< 主要施策 >

- 1 障害者在宅福祉サービスの充実
 - ・ 障害者に対して、在宅生活支援、家族支援などの障害者在宅福祉サービスの充実に努めます。
- 2 障害者の自立支援と社会参加の促進
 - ・ 授産施設、小規模作業所、グループホーム⁶や障害児通園施設の充実に図り、障害者の自立支援と社会参加の促進に努めます。
 - ・ スポーツ大会や作品展などを実施し、障害者や高齢者が生きがいを持って社会活動に参加できる環境の充実に努めます。
- 3 すべての人にやさしいまちづくりの推進
 - ・ 障害者や高齢者などに配慮した道路の段差解消や歩道の設置、公共施設の改修や住宅改善への助成などバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン⁷の観点からの改善に取り組みます。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
障害者福祉センター 講座参加者数	3,104人 (平成16年度)	3,500人 (平成22年度)

⁴ ノーマライゼーション：障害者や高齢者などが健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるという考え方。

⁵ バリアフリー：P.25の脚注を参照。

⁶ グループホーム：障害のある人が数人集まり専門スタッフなどの援助を受けながら一般の住宅で自立して共同生活すること。

⁷ ユニバーサルデザイン：P.25の脚注を参照。

(4) 安心な福祉環境の推進

< 施策の方向 >

低所得者や保護世帯に対して、社会福祉・年金・保険・介護・雇用などの諸施策の活用、関係機関との連携を密にして、自立に向けての相談・指導体制の充実を図ります。
中小企業育成や相談機能の充実を図り、各種団体の育成に努めるとともに、生活資金などの融資制度の充実、労働環境の整備、職業訓練、能力開発などを推進し、雇用の安定に努め、勤労者の生活の安定と福利厚生の実現を図ります。

< 主要施策 >

1 低所得者福祉の推進

- ・民生委員をはじめ、職業安定所、社会保険事務所、医療・保健部局、介護保険との連携を強化し、相談・指導の充実を図り、低所得者の生活の安定と自立を支援します。

2 勤労者福祉の充実

- ・就業相談機能の充実、関係行政機関との連携による雇用の促進を図るとともに、職業訓練や能力開発を推進します。
- ・育児休業・介護休業取得者の支援などに努め、女性の就業機会の拡大を図ります。
- ・勤労福祉会館の運営の充実と市内のスポーツ・レクリエーション施設の充実を図ります。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
生活保護相談件数	177件 (平成16年度)	200件 (平成22年度)
勤労福祉会館利用件数	519件 (平成16年度)	660件 (平成22年度)

3 安心して子育てができる環境づくり

目 標

近年におけるライフスタイルの多様化、女性の就業機会の増大などの様々な要因によって少子化傾向が加速しています。

社会全体で子育てに対する不安や負担をやわらげ、多様化する保育ニーズに的確に対応することにより、安心して子育てができる環境づくりをめざします。

2010年の姿

子ども達は、地域の中でたくさんの人と出会い、ふれあいながら様々な経験や遊びを通じておもいやりとやさしい心を育んでいます。

保育所では、多様な保育ニーズに対応するとともに、保護者へのカウンセリングや相談業務が充実し、子育ての喜びや子育てが楽しいことが実感されています。妊婦や母親への家事や育児の支援が充実するとともに、子育て支援情報がホームページや携帯電話からも入手でき、子育て支援グループのネットワークが広がり、安心して子育てのできるまちとなっています。

現状と課題

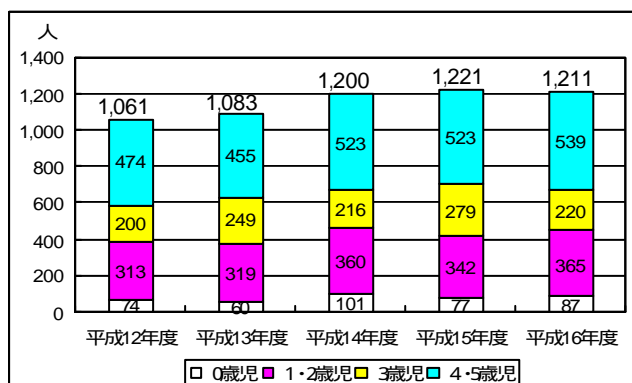
核家族化や地域での孤立などを背景に、子育てのノウハウを学ぶことなく親となることで、育児能力が低下し、そのことが育児放棄や児童虐待に結びついています。

延長保育や乳児保育、障害児保育は、受け入れ態勢が整いましたが、休日保育¹や病後児保育²のニーズが高まっており、そのための整備が必要となっています。

放課後児童の居場所づくりとして、地域・学校との連携を図りながら、多様な取り組みが必要となっています。

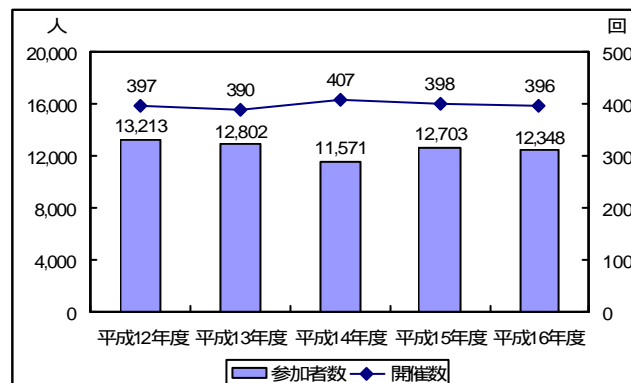
従来の情報誌だけではなく、インターネットや携帯電話など、子育て情報の入手の手段は多様化しており、情報化の進展に対応した情報の提供が必要となっています。

保育所園児数



市こども育成課

児童センターの各教室参加状況の推移



市こども育成課

¹ 休日保育：日曜日や祝日、年末年始に保護者が仕事や病気などのために、家族で保育できない場合に、保護者に代わって保育するサービス。

² 病後児保育：病気の回復期に、集団保育ができない子どもを保護者に代わって一時的に保育するサービス。

(1) 子育て支援の充実

< 施策の方向 >

地域3世代家族化を進めるために、地区単位での子育て環境づくりを支援し、地域の中で身近に相談やアドバイスのできるネットワーク構築を推進します。

安心して子育てができるように、保育内容の充実を図ります。

子育てに関する情報を一元化し、利用しやすくわかりやすい情報提供を行います。

< 主要施策 >

1 子育て支援事業の推進

- ・子育て支援センターやファミリー・サポート・センター、児童センターを中心に、保健センターや社会福祉協議会、地域と連携し、育児相談や地域ぐるみでの子育て支援活動と地域の安全確保に努めます。
- ・保健センターと連携しながら、安心して子どもを生み、育てることができるように、産褥期³や切迫流産⁴の恐れのある妊産婦に対して家事や育児の支援を行います。

2 保育内容の充実

- ・老朽化している保育所の環境整備を進めるとともに、多様化する保育ニーズに対応するために、休日保育や病後児保育の整備充実を図り、保護者の育児不安の解消に努めます。
- ・放課後児童の健全育成を図るため、適切な遊びや生活の場を与えるなどの設備や運営の充実に努めます。
- ・事業所内託児所の設置・運営に対し積極的に支援するとともに、認可外保育所への指導、支援を行います。

3 子育て支援情報提供の充実

- ・子育て支援総合コーディネーター事業⁵を充実し、子育て情報を一元化し、情報誌の発行とあわせ、ホームページや携帯電話での情報提供を行います。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
保育所入所者数	1,256人 (平成16年度)	1,420人 (平成22年度)
ファミリー・サポート・センター 利用件数	延べ2,905件 (平成16年度)	延べ3,500件 (平成22年度)

³ 産褥期：分娩後、母体が妊娠前の状態に回復するまでおよそ6～8週間の期間。

⁴ 切迫流産：流産が始まりかけている状態。

⁵ 子育て支援総合コーディネーター事業：子育て支援サービス提供機関の連携を図り、一元化した子育て支援サービス情報をわかりやすく保護者に提供する事業。

基本目標4 人づくりと心はぐくむ生涯学習のまちづくり

“ハートオブ九州”のための目標

交流し学び合える^{まち}都市をめざして

- | | | |
|---|------------------|------|
| 1 | 教育環境の整備と教育の振興 | p.64 |
| | (1) 総合的な教育環境の充実 | |
| | (2) 創造性を高める教育の推進 | |
| 2 | 生涯学習の総合的な推進 | p.68 |
| | (1) 生涯学習の推進 | |
| | (2) 青少年の健全育成 | |
| | (3) 人権尊重の社会の形成 | |
| 3 | 文化の育成とスポーツの振興 | p.71 |
| | (1) 文化・芸術の振興 | |
| | (2) 歴史的遺産の保存と活用 | |
| | (3) スポーツの振興 | |
| 4 | 交流の輪を広げるまちづくり | p.75 |
| | (1) 交流活動の推進 | |
| | (2) 国際交流の推進 | |

1 教育環境の整備と教育の振興

目 標

自ら学び考えることができる資質や能力を養い、自立性、協調性、他人への思いやりの心など「生きる力」をはぐくむ教育が必要です。

そのためには、学校教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって、豊かな心と個性、創造性を育てる教育環境づくりをめざします。

2010年の姿

学校・家庭・地域が連携を強め、様々な体験や遊び、学習、さらには多くの人とのふれあいを通じて、子ども達が豊かな心と将来への夢や希望を持ち、時代に即した技能を学びたくましく生きていく力を身につけています。

現状と課題

核家族化や女性の社会進出が進む中で、幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、しつけ、生活、遊びを通じた学習、特性に応じた指導など、幼稚園と保育所の区別なく、より良い教育環境の整備に努めることが必要となっています。

知識や理解力だけでなく、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え判断し、解決する能力を身に付けさせるため、総合的な学習の推進と個に応じた教育の充実を図るとともに、学校と地域が連携し開かれた学校づくりを進める必要があります。朝食の欠食や偏った食事、間食などによる生活習慣病のおそれが懸念されており、心身ともに健全な子どもを育成するためには、食育の取り組みや学校給食の安全性の確保に努める必要があります。

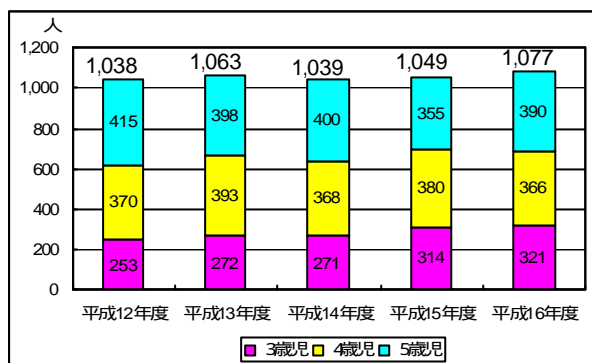
子どもの社会規範や自己抑制力の低下が懸念されており、いじめや不登校など子ども達を取り巻く環境は複雑化、深刻化しています。生命の大切さや道德などの心の教育を推進し、協調する力や自律する力を育成していくとともに、日頃から学校と家庭との連携を強め、子ども達が元気に明るく学習できる環境づくりが求められています。

九州北部学術研究都市整備構想¹を推進するため、鳥栖北部丘陵新都市への佐賀県立九州シンクロトン光研究センター²に関連する高等教育機関や研究機関の誘致に取り組むとともに、高度で専門的知識・技術を持つ高等教育機関などと連携していくことが必要となっています。

¹ 九州北部学術研究都市整備構想：九州北部の7つの拠点地域（北九州、宗像、飯塚、福岡、筑紫、久留米・鳥栖、佐賀）が、地域特性を活かして都市機能・学術研究機能・産業機能の高度化を進め、相互のネットワーク化を図りながら、九州北部にネットワーク型の文化・学術研究の一大拠点を構築することをめざす構想。

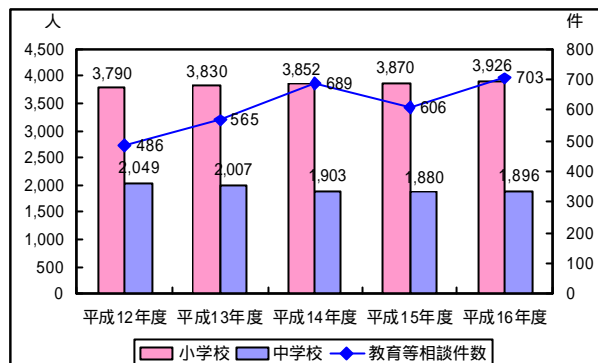
² 佐賀県立九州シンクロトン光研究センター：P.42の脚注を参照。

年齢別幼稚園児数の推移



市こども育成課

小中学校の児童生徒数と教育等相談件数の推移



市学校教育課

(1) 総合的な教育環境の充実

< 施策の方向 >

急速な社会の変化の中で、創造的で活力に満ち、21世紀をたくましく生き抜く子どもの育成を図るため、幼児期からの基本的な生活習慣・態度の育成と不登校や問題行動などの減少、学力の基礎・基本の定着を図り、いきいきとした楽しい学校づくりを推進します。国際化・情報化などの社会の変化に的確に対応しうる人材を育成するため、国際理解教育や情報教育、福祉教育などを含めた総合的な学習を推進します。

< 主要施策 >

1 幼児教育の充実

- ・ 幼児の発達に必要な体験が得られる教育環境を創出するため、適正な指導の確保や教育内容の充実を図るとともに、幼児期にふさわしい道徳性や生活習慣を身につけさせるよう幼児教育の充実を図ります。
- ・ 保育所・幼稚園と小学校や地域との連携・交流を図り、遊びや体験を通じた学習などの教育環境の充実に努めます。

2 教育環境等の整備充実

- ・ 北部丘陵新都市内に新設小学校を整備するとともに、老朽化した学校施設の改修などや教材備品の整備充実を図ります。
- ・ 併設型県立中学校の開設に伴い、生徒間での学習、文化、スポーツなどの交流や教師間での指導技術の向上など、切磋琢磨して教育水準の向上に努めます。
- ・ 市立中学校の生徒数の動向を注視しながら、北部丘陵新都市内の中学校建設について、検討・協議を進め、中学校教育のあり方の方向性を示します。
- ・ 障害児が成長発達し、能力特性を最大限に伸ばすことができるよう、障害に応じたきめ細かな教育環境の充実を図るとともに、障害児の早期教育相談などを通して適正就学指導に努めます。

3 特色ある学校の樹立

- ・ 明確な教育目標と特色ある教育計画を作成し、創意工夫と特性を活かした学校運営の充実を図り、特色ある教育活動の実践と開かれた学校づくり³を推進します。

³ 開かれた学校づくり：単に学校だけではなく、家庭や地域と共に子ども達を育てていくという視点に立って、学校運営について家庭や地域の意見などを把握しながら絶えず見直し、改善の努力をしていくこと。

- ・児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりの自己表現を図るため、個に応じた教育の推進に努めます。
- ・外国青年招致事業やパソコンの積極的な活用など国際理解教育・情報教育を充実します。
- ・基礎・基本の徹底と習熟度に合った教育を推進し、児童・生徒一人ひとりの課題や目標にあった指導方法や指導形態の改善を図るとともに、産業技術総合研究所九州センター⁴や市内企業と連携し、科学技術やものづくりの学習を通じて創造性を育む教育を推進します。

4 心の教育の充実

- ・生命を尊重する心、思いやりの心、美しいものや自然に感動する心、社交性、倫理観や正義感など豊かな人間性の育成をめざし、奉仕活動や自然体験活動などを通して、豊かな心を育む教育を推進します。
- ・学校、家庭、専門機関、地域社会と連携し、教師と児童・生徒との心のふれあいを深め、生徒指導の充実と教育相談活動の推進を図ります。

5 健康安全教育の充実と体育の振興

- ・望ましい体育活動の実践により運動に親しみ、基礎体力の向上に努めます。
- ・児童・生徒が生涯にわたって健全で安全な生活を営む基礎を培うため、学校、家庭、地域が一体となって健康教育の一層の充実に努めます。
- ・正しい食のあり方や適切な食習慣を身に付けるよう学校給食や食を通じた教育の充実に努めるとともに中学校給食については、早期に実施します。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
不登校児童生徒数	0.31 人/学級 (平成 16 年度)	0.25 人/学級 (平成 22 年度)

(2) 創造性を高める教育の推進

< 施策の方向 >

鳥栖北部丘陵新都市を中心に高等教育機関、研究機関などの誘致に努めるとともに、既存の高等教育機関や企業との連携・交流を推進します。

< 主要施策 >

1 高等教育機関の誘致と連携

- ・鳥栖北部丘陵新都市などを中心に、県や関係機関と一体となり、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターによる物質の分析、反応、解析などを行う関連研究施設の誘致を推進します。
- ・高度で専門的知識や技術を持つ産業技術総合研究所九州センター、佐賀大学サテライト⁵、九州龍谷短期大学、市内企業と連携し、シンポジウムや市民講座などの開催を推進し、市民の教育水準の向上に努めます。

⁴ 産業技術総合研究所九州センター：九州地域における工業技術系の唯一の独立法人として、地域の研究開発を先導するとともに、炭素やセラミックなどをベースにした先進複合材料分野での中核的研究機関（旧工業技術院九州工業技術研究所）。

⁵ 佐賀大学サテライト：学外設置された施設で、佐賀大学に関する情報の入手、地域との交流や相互支援・連携の場、公開講座・セミナーなどの会場として利用されており、現在、サンメッセ鳥栖内と佐賀市内に2箇所設置されている。

< 設定指標 >

項 目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
講座等交流事業参加者数	400 人 (平成 16 年度)	1,000 人 (平成 22 年度)

2 生涯学習の総合的な推進

目 標

ライフスタイルの変化や余暇時間の増大などによって、市民の学習意欲は高まり、学習内容も高度化・多様化しています。

市民の誰もが生涯にわたり知識を広げ、教養を高め、技術を習得できるように、生涯学習における推進体制の充実、学習機会の提供促進、学習の場の整備充実などを図り、生涯を通して学習ができる環境づくりをめざします。

2010年の姿

市民の学習ニーズの高まりに対応した各種講座や教室、研修会などが開催され、「いつでも、どこでも、誰でも」自由に学習機会を選択し、学ぶことができ、学んだことが活用されるなど、市民の自主的で自発的な生涯学習活動が行われています。

学校、PTA、地域が連携し、多様な人々とのふれあいや体験活動により、青少年が自立性や社会性を身につけ、心身共に健全に育っています。

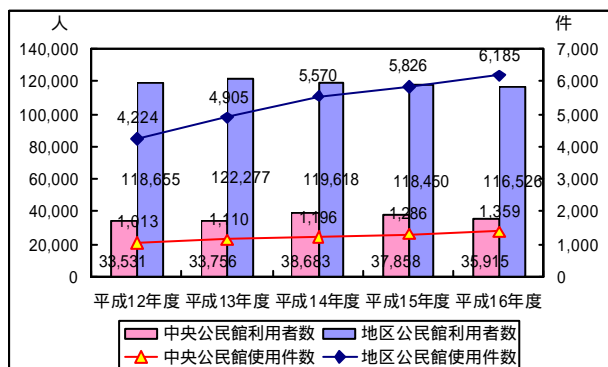
人権問題に対する正しい認識を持ち、尊重し合う社会となり、市民の誰もが幸せに暮らしています。

現状と課題

豊かな人間形成と生きがいある生活を営むため、生涯を通して充実した学習ができる生涯学習の機会が求められており、生涯学習環境を整備・充実していく必要があります。

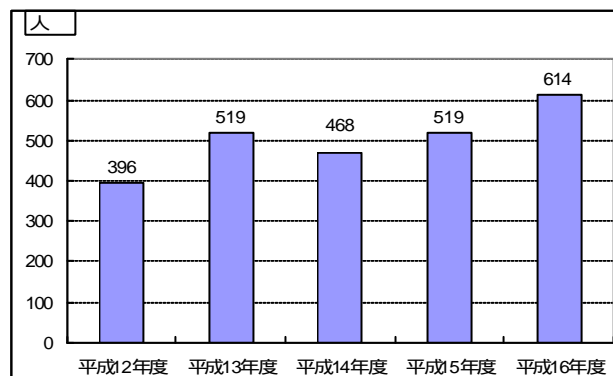
青少年を取り巻く環境は、複雑化、深刻化しており、家庭、学校、地域、行政が互いの役割や責任を踏まえ、一体となって青少年の健全育成に取り組む必要があります。

中央・地区公民館利用状況の推移



市生涯学習課

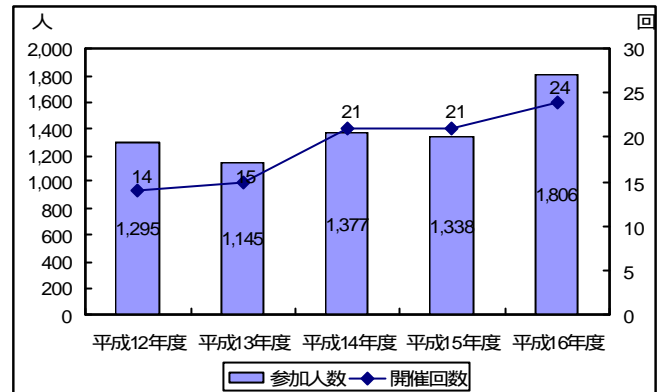
なかよし会児童数の推移



市生涯学習課

市民一人ひとりが平和で自由に、幸せに暮らしていくためには、人権・同和問題に対する正しい認識を持ち、十分に理解し、尊重し合うことのできる社会を築く必要があり、特に、児童虐待やいじめへの対応など、子ども達をすこやかに育てる環境づくりが求められています。

人権・同和問題啓発活動の推移



市生涯学習課

(1) 生涯学習の推進

< 施策の方向 >

余暇時間の増大、少子高齢化の進展と完全学校週5日制実施などの社会環境の変化が著しい中で、今後ますます多様化、高度化する新たな学習ニーズの需要に対し、総合的、効果的な推進を図っていくため、生涯学習の体系化など、社会教育の諸条件の整備と学習機会の充実に努めます。

< 主要施策 >

1 生涯学習の推進

- ・多様化、高度化する市民の学習ニーズに必要な情報の収集と発信を行い、市民の学習活動を支援するとともに、地域住民の融和と気軽に参加できる機会の場として、地区公民館の整備と機能強化を図り、学級・講座の充実に努めます。

2 社会教育団体の育成と指導者の養成

- ・自主的な学習活動を推進するため、団塊の世代の地域社会参加を図り、社会教育団体などの育成と活動を支援するとともに、研修会などを開催し指導者の養成を推進します。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
学級・講座数	453 回 (平成 16 年度)	600 回 (平成 22 年度)

(2) 青少年の健全育成

< 施策の方向 >

青少年を非行から守り、心身共に健全に育成するため、家庭、学校、地域、行政が連携していくとともに、様々な体験や交流を促進し、青少年の健全育成活動を支援します。

< 主要施策 >

1 青少年の健全育成の推進

- ・次代を担う青少年の育成を図るため、青少年育成市民会議の活動の推進と地域活動の充実に努めるとともに、警察など関係機関や関係団体と連携し、有害図書や薬物の排除など、青少年の非行防止活動を推進します。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
各地区育成活動回数	72回 (平成16年度)	90回 (平成22年度)

(3) 人権尊重の社会の形成

< 施策の方向 >

差別に気づき、差別を許さず、人権の確立された社会の実現のため、講演会や研修会の開催、広報などによる啓発など、人権・同和問題への理解を深めるための教育や施策を推進します。

< 主要施策 >

1 人権・同和教育の推進

- ・社会同和教育指導者研修講座や社会同和教育推進者地区別研修会などの講座や研修会の開催や幼児・小・中・高等教育での一貫した人権・同和教育を推進し、家庭、学校、地域社会が連携した地域ぐるみの取り組みを推進します。
- ・児童虐待やいじめ、ドメスティックバイオレンス¹など、子どもや女性に対する諸問題に対応するため、人権教育や人権啓発に努めます。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
人権講演会等参加者数	7,379人 (平成16年度)	8,000人 (平成22年度)

¹ ドメスティックバイオレンス：配偶者（内縁関係にある者を含む）から受ける身体的虐待、精神的虐待、性的虐待。

3 文化の育成とスポーツの振興

目 標

市民文化は、地域の風土や生活などから、そのまちに住む人たちの営みによって育れます。本市には、固有の歴史と文化があり、それを次世代に伝えていくための環境づくりに取り組むことが大切です。

生涯にわたり心身ともに健康な生活をおくることができるように、スポーツ・レクリエーションの推進を図り、文化の育成とスポーツを楽しむまちづくりをめざします。

2010年の姿

生活水準の向上や余暇時間の増大などにより、仕事だけでなく自主的・自発的な活動に生きがいや自己実現を求める人が増え、子どもから高齢者までが優れた文化・芸術に触れ、スポーツに親しみながら暮らしや人生の豊かさを高めています。

勝尾城筑紫氏遺跡¹は、国史跡として指定され、保存と整備が進められるとともに、歴史資産や伝統文化が継承され、市民が愛着と誇りをもてる魅力のあるまちになり、たくさんの人々が訪れています。

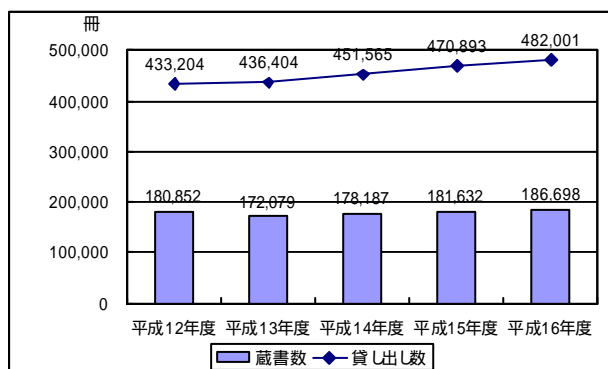
現状と課題

市民が生きがいのある生活と文化の享受ができるよう、文化団体・グループなどの育成を図りながら、地域の特性を活かした生活文化や子どもの文化活動を推進するとともに、市民への情報提供の場や豊かな文化を創造する場としての市民文化会館、サンメッセ鳥栖及び図書館の運営の充実が求められています。

市内には数多くの歴史遺産が存在しており、特に勝尾城筑紫氏遺跡は、戦国時代を代表する城下町であり、歴史資産を活用した魅力的なまちづくりを進めていくとともに、貴重な文化遺産を後世に伝えるため、博物館などの設立の検討を進める必要があります。

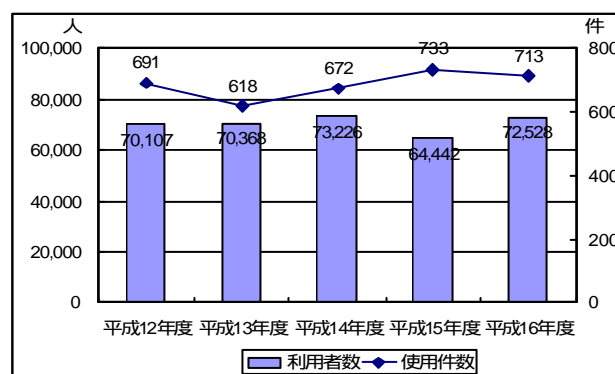
市民が生涯にわたって心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるよう、いつでも、どこでも、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりが必要となっています。

図書館蔵書数・貸出し数の推移



市文化芸術振興課

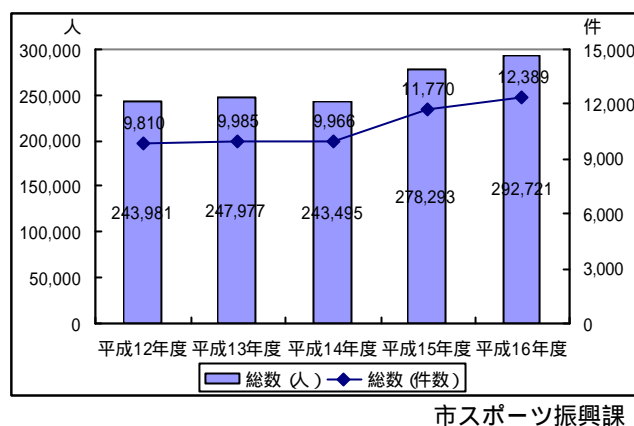
市民文化会館利用状況の推移



市文化芸術振興課

¹ 勝尾城筑紫氏遺跡：市北西部城山山麓一帯に、戦国時代後期に鳥栖地方を拠点とした筑紫氏の居城と城下町が良好な状態で残り、その規模は東西2km、南北2.5kmにも及ぶ。

体育施設利用状況の推移



(1) 文化・芸術の振興

< 施策の方向 >

優れた文化・芸術鑑賞に参加する機会を提供するとともに、市民による文化芸術活動を支援し、文化・芸術を通して交流の促進を図ります。

地域文化の創造による魅力ある文化都市をめざし、子どもの文化活動の推進や新たな文化の創造に努めます。

地域における文化・情報の窓口として、図書、資料及び情報などの充実を図るとともに、文化施設の利便性やサービス向上に努めます。

< 主要施策 >

1 文化活動の促進

- ・ 市民文化会館の活用による優れた芸術の招聘で市民に鑑賞の機会を提供するとともに、文化連盟や文化団体による地域の独自の文化活動を育成し、創作活動などを支援します。
- ・ 市民の文化活動、練習、発表の場を充実させるため、市民文化会館の施設の機能充実を図るとともに、将来優れた文化芸術を担う若い人たちの育成と新たな文化の創造を支援します。

2 図書館の充実

- ・ 子どもの読書活動を推進するため、学校図書館、サンメッセ鳥栖などのネットワーク化を進めるとともに、移動図書館の充実を図るなど市民ニーズにあったサービスの向上に努めます。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
市民文化会館・中央公民館 利用者数	108,443 人 (平成 16 年度)	118,000 人 (平成 22 年度)
図書館登録者数	26,408 人 (平成 16 年度)	30,000 人 (平成 22 年度)

(2) 歴史的遺産の保存と活用

< 施策の方向 >

文化財、歴史資料の有効活用を図るとともに、祭りや伝統行事、獅子舞などの民俗芸能の保存伝承に対する支援に努めます。

勝尾城筑紫氏遺跡は戦国時代の遺跡として内外から注目されており、周辺整備を含め生涯学習の場や観光資源としての活用を図り、郷土意識の高揚と魅力あるまちづくりに努めます。

< 主要施策 >

1 文化財の保護と活用

- ・安永田遺跡²の史跡整備やヒャーガンサン古墳³の保存・活用、長崎街道をはじめとする交通関連の史跡、歴史的記念物の調査・整備に努めるとともに、祭りや伝統行事、獅子舞などの民俗芸能の保存と伝承に対する支援を積極的に行います。

2 勝尾城筑紫氏遺跡の整備

- ・勝尾城筑紫氏遺跡は国の史跡指定を踏まえ、史跡の保存整備を進めながら、歴史学習や憩いの場、観光資源としての活用を図り、魅力あるまちづくりに努めます。

3 歴史的資料の保存・活用

- ・歴史や伝統を次世代に継承するため、引き続き博物館などの設置に向けて検討を進めるとともに、市誌の年次計画的な発刊や編纂で収集した歴史的・文化的な資料、情報の保存、活用を図ります。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
市指定重要文化財	20件 (平成16年度)	25件 (平成22年度)
勝尾城筑紫氏遺跡 保存整備進捗率	0% (平成16年度)	25% (平成22年度)
市誌本編・資料編の発刊	35% (平成16年度)	100% (平成22年度)

(3) スポーツの振興

< 施策の方向 >

市民が生涯にわたって心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるよう、気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむ機会を提供するとともに、スポーツ施設の充実に努め、地域スポーツ団体や種目団体への支援や指導者の育成を図ります。

競技力の向上を推進するため、国際親善大会や九州をはじめ全国規模での大会などを開催するとともに、スポーツ・レクリエーションを通じた交流の推進に努めます。

² 安永田遺跡：弥生時代中期末、祭器や権威の象徴として用いられた青銅器（銅矛や銅鐙）を製造していた工房集落遺跡。

³ ヒャーガンサン古墳：古墳時代後期、前例のない文様が描かれた壁画素の装飾古墳。

< 主要施策 >

1 スポーツ・レクリエーションの推進

- ・誰もが気軽に参加できる機会を提供するため、年齢・体力・目的など市民ニーズに対応した生涯スポーツやレクリエーションの推進を図り、市民の健康・体力づくりに努めるとともに、体育施設や鳥栖スタジアムなどの改修を行い、スポーツ環境の充実を図ります。

2 スポーツ団体と指導者の育成

- ・鳥栖市体育協会や地区体育協会、体育指導委員などと連携し、運動を行う市民の増加を図るとともに、講習会や研修会などを開催し、スポーツクラブ・団体への支援や指導者の育成に努めます。

3 スポーツイベントの開催

- ・各種スポーツ大会や教室を通じて、地域交流を進めるとともに、市民参加型のスポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- ・全国規模の大会や九州大会、国際親善大会などの誘致や開催に努めることで、広域交流を促進し、競技力の向上や青少年スポーツの振興などスポーツに対する意識向上を推進します。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
スポーツ教室参加者数	6,588人 (平成16年度)	7,000人 (平成22年度)
体育施設利用者数	292,721人 (平成16年度)	350,000人 (平成22年度)

4 交流の輪を広げるまちづくり

目 標

交通網や情報通信網の発達により、人々の日常生活圏の範囲が拡大するなど地域を取り巻く環境は、大きく変化しています。

今後、近隣市町村との広域交流を進め、高度かつ多様な都市機能の連携強化を図るとともに、国際化が進展する中で国際交流を推進することにより、交流の輪を広げるまちづくりをめざします。

2010年の姿

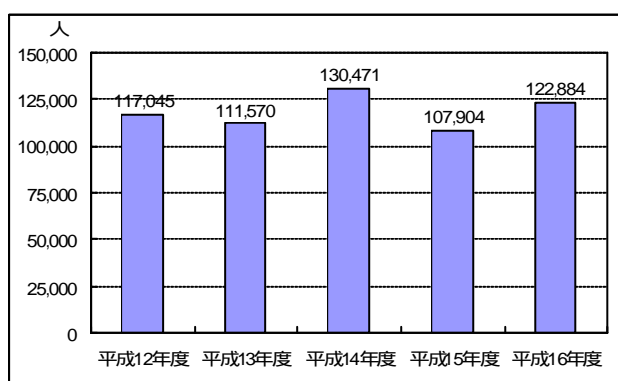
鳥栖プレミアムアウトレット¹へのショッピング、サガン鳥栖²のホームゲームなど鳥栖スタジアムにおける様々なイベントへの来場、勝尾城など歴史資産の活用や新幹線新鳥栖駅の周辺整備などにより、観光ルートの拠点化が図られ、九州一円をはじめ広域エリアから多くの人々が集い、まちが活気に満ち溢れています。

外国都市との交流や外国人居住者との交流などにより、市民主体の国際交流が活発になり、異なる文化、風習の違いへの理解が深まっています。また、国際化に対応できる人材が育ちつつあります。

現状と課題

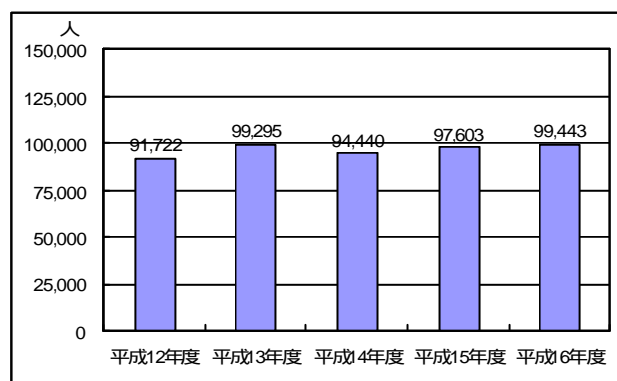
筑後川流域クロスロード協議会³など広域連携を図りスポーツ・文化交流活動を推進するとともに、鳥栖スタジアムや市民文化会館などを活用したさらなる交流活動の促進やコンベンション⁴の招致活動を民間団体などと一体となって実施し、鳥栖のブランド化に取り組んでいくことが必要となっています。

鳥栖スタジアム利用者数の推移



市スポーツ振興課

サンメッセ鳥栖利用者数の推移



市文化芸術振興課

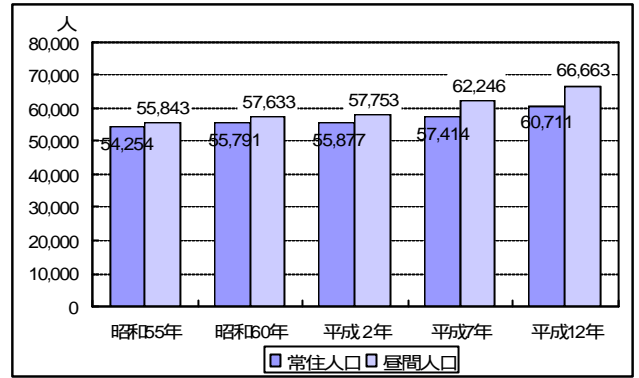
¹ 鳥栖プレミアムアウトレット：鳥栖北部丘陵新都市に平成16年3月に開業した九州最大級のアウトレットモール。

² サガン鳥栖：鳥栖市をホームタウンとするプロサッカーチーム。

³ 筑後川流域クロスロード協議会：久留米市、小郡市、鳥栖市、基山町の筑後川流域の3市1町で、九州の縦、横の高速道路が交わる地の利を生かし、県境を越えた地域の一体的浮揚を図るため、平成元年に設置した協議会。

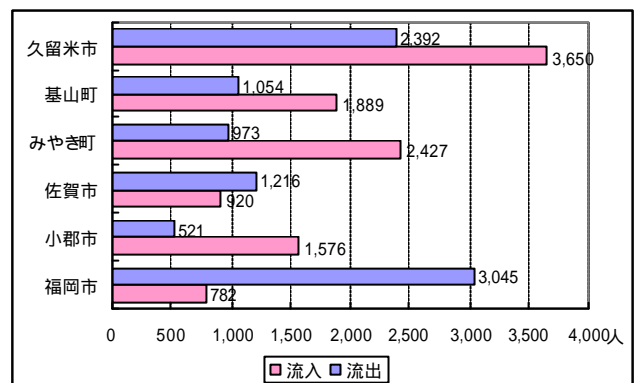
⁴ コンベンション：各種団体などの会議、博覧会や見本市などの大規模な催しのこと。

常住人口と昼間人口の推移



国勢調査

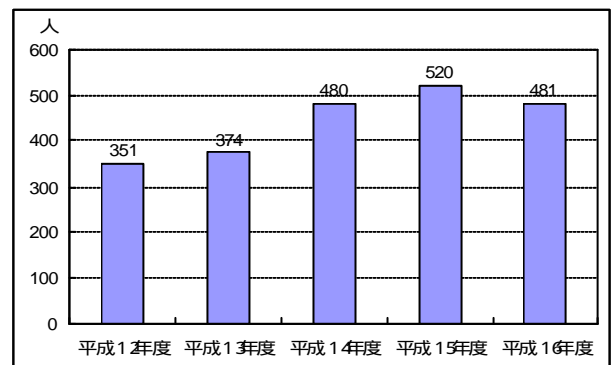
主な流入流出市町村



平成12年国勢調査

中国や韓国などアジア地域出身の市民の増加による生活の場での交流や民間団体などによる文化・スポーツ分野での海外との交流など、民間レベルの国際交流が活発になっています。市民が主体となって交流の輪を広げ、国際社会に対応できる知識と理解を深めることが必要となっています。

外国人登録者数の推移



市市民課

(1) 交流活動の推進

< 施策の方向 >

九州自動車道や九州新幹線など広域交流の基盤的優位性を活かし、スポーツ観戦やコンサートなど様々なイベントやシンポジウムなどのコンベンション開催などを民間団体と一体となって展開し、交流人口の増加を図ります。

筑後川流域クロスロード協議会をはじめ福岡市などとの広域連携をさらに推進するとともに、豊かな自然を活かした新たな魅力づくりを図り、また、本市を訪れた人々が満足していただけるような環境づくりに努めます。

< 主要施策 >

1 広域交流活動の充実

- ・サガン鳥栖ホームゲームの集客活動を支援するとともに、鳥栖スタジアム、市民文化会館や民間施設などを活用したスポーツ・文化など様々なイベントを開催し、交流人口の増加を図ります。
- ・本市と歴史的、地理的に関わりの深い都市との情報交換や交流を推進します。

2 コンベンション活動の促進

- ・学術会議や各種大会などコンベンションの誘致・開催の支援活動を図っていくとともに、筑後川流域クロスロード地域をはじめ福岡市などと連携し、産業、観光、健康、福祉などの様々な分野において調査研究を行い、共同事業の実施に努めます。

3 新たな魅力づくりの推進

- ・鳥栖プレミアムアウトレットなど都市型観光の活用をはじめ、勝尾城筑紫氏遺跡、長崎街道や伝統文化など歴史的資源や豊かな自然を活かした新たな鳥栖の魅力を発見できるような集客イベントの推進を図っていくとともに、民間団体や市民、ボランティアの自主的・自発的な活動を促進し、訪れた人々に安らぎと満足感を与えるようなまちづくりを進めていきます。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
スタジアム利用者数	122,884人 (平成16年度)	250,000人 (平成22年度)

(2) 国際交流の推進

< 施策の方向 >

民間国際交流団体との連携を図り活動を支援するとともに、市民一人ひとりが異なる文化や風習などの違いを理解し、受け入れあえる関係を築くため、市民の国際理解を深めるなど国際化推進のための環境づくりに努めます。

ドイツ・ツァイツ市⁵をはじめ外国都市との交流を進め、市民交流への広がりを促すとともに、世界的な視野に立ち考え行動できる人材を育てるための国際教育の充実を図ります。

⁵ ツァイツ市：「フッペルのピアノ」の故郷であることから交流が始まり、訪問団の相互派遣など、「平和と音楽」を基調に交流を展開している。

< 主要施策 >

- 1 外国人にとって暮らしやすい地域づくり
 - ・外国人の利便を高めるため、外国語表記の生活ガイドブックの作成や外国語表記のホームページを作成するほか、通訳ボランティアの登録・活用に努めます。
- 2 民間国際交流団体との連携
 - ・民間国際交流団体のネットワークを構築するとともに、市民の自主的活動や外国人と市民との交流の拠点づくりに努めます。
- 3 国際交流活動の推進
 - ・ドイツ・ツァイツ市との交流を推進するとともに、民間団体などによる文化・スポーツなど様々な分野での交流活動の支援に努めます。
- 4 国際化の担い手となる人材の育成
 - ・A L T（外国語指導助手）や国際交流員を活用し、青少年の語学・国際理解教育の充実に努めるとともに、市民への外国語教室や国際理解講座を開催し人材育成に努めます。

< 設定指標 >

項 目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
通訳ボランティア登録者数	12人 (平成16年度)	30人 (平成22年度)
語学・国際理解教室回数	23回 (平成16年度)	33回 (平成22年度)

基本目標5 活力とにぎわいのある産業創造のまちづくり

ハートオブ九州のための目標

ものづくりへ挑戦する都市^{まち} ・ 強さと動きがある都市^{まち}をめざして

- | | | |
|---|------------------|------|
| 1 | 生産基盤の向上と資源の保全・活用 | p.80 |
| | (1) 農林業の振興 | |
| 2 | 利便性を活かした工業の振興 | p.83 |
| | (1) 工業の振興 | |
| 3 | 流通のまちとしてのさらなる飛躍 | p.85 |
| | (1) 流通業の振興 | |
| 4 | 近代化の促進による商業環境整備 | p.87 |
| | (1) 商業の振興 | |
| 5 | 魅力的な観光事業の推進 | p.89 |
| | (1) 観光の振興 | |

1 生産基盤の向上と資源の保全・活用

目 標

農業の振興は、食糧の供給を確保するとともに、自然環境を通じてやすらぎのある生活空間を創出します。また、林業は、木材の供給源として、さらに治山・治水として自然環境の保全機能なども有するものとして重要視されています。

都市近郊という地域特性を活かし、消費者ニーズに対応した高付加価値のある農作物の生産に努め、生産基盤の向上を図るとともに、資源の保全・活用を推進し、安定的農業の確立をめざします。

2010年の姿

担い手農家を中心とした経営規模の拡大と農地流動化による集約的経営が進んでいます。

消費者が求める安全で高品質な農作物が生産され、鳥栖の特産物が近郊の都市部にも知られ、供給されています。また、安心して食べられる地元産の農産物が市民の食卓に並んでいます。

林道の整備や広域基幹林道の完成により、林業の効率化が進み森林整備や新たな植林が進められています。

市民と農業、林業とのふれあいの推進により、自然環境問題に対する関心が高まり、農地や森林が有する多面的な機能が見直されています。

現状と課題

農業・農村の振興は、良質で安心できる食糧を安定供給するために不可欠ですが、それを支える担い手の減少と高齢化が進んでいます。国の食糧政策も平成19年度から変わり、大規模農家や集落営農組織による効率的かつ高品質な農作物の生産が求められています。

農業の持続的発展と活力ある農業経営の実現をめざして、農業基盤施設の整備に努めるとともに、農地の流動化を促進するなど集約化を図り、担い手（認定農業者や集落営農組織）の育成を推進していくことが必要となっています。

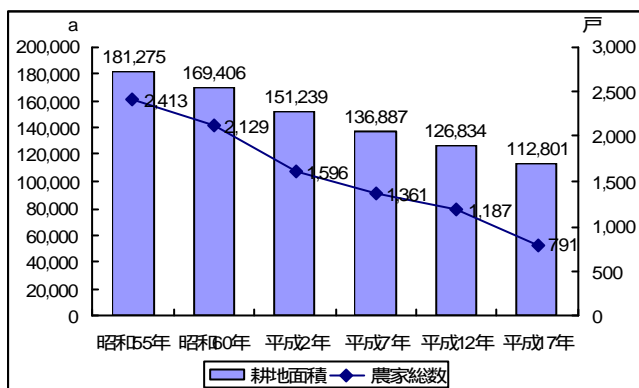
農産物の輸入自由化に伴う価格の低迷など、農業経営は依然として厳しいものがあり、経営の安定化のためには、地元消費の促進をはじめ都市近郊という立地を活かした高収益作物¹を進めていくことが必要となっています。

林業は、輸入木材の増加などによる木材価格の低迷、経営コストの増大、林業家の高齢化・後継者不足などにより、森林の急速な荒廃が進行しており、林業経営確立のための環境整備及び森林の保護に取り組んでいくことが重要となっています。

自然環境問題に対する関心の高まりから、森林は、レクリエーションや憩いの場として、また、治山・治水として、森林が保有する多面的機能を維持していくことが求められています。

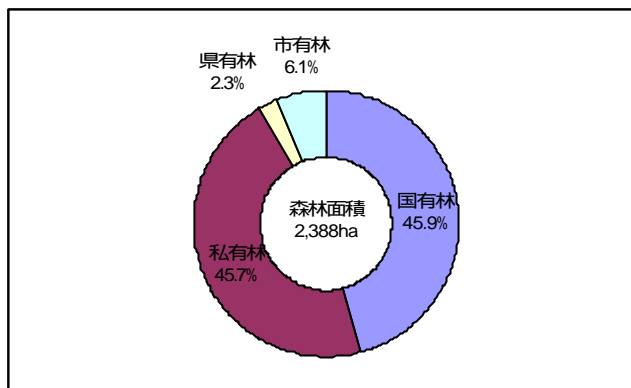
¹ 高収益作物：消費者や実需者のニーズに対応した収益性の高い戦略的な作物。一般には、野菜や花き、健康面などの機能性を有する作物などがあげられる。

農家数及び耕地面積の推移



農林業センサス

保有形態別森林面積



平成12年農林業センサス

(1) 農林業の振興

< 施策の方向 >

担い手農家を中心とした経営規模拡大と農地流動化を活用した集約的経営に取り組み、生産性の向上と経営基盤の強化を進めていきます。

さが東部農業協同組合や三神農業改良普及センター²と密に連携し、意欲と能力のある認定農業者などの育成支援に努め、経営体に対する法人化形成への誘導を図ります。

大消費地に近いという立地特性を活かした高収益作物の導入を推進します。

林業作業の効率化のため、林道整備を進めるとともに、間伐や枝打ちによる森林整備を推進します。

市民とのふれあいの場を創出して水源涵養、防災など森林のもつ多面的な機能を学習する場として活用します。

< 主要施策 >

1 農地流動化及び担い手政策の推進

- ・ 将来の農業を担う大規模農家を中心に、農地の利用集積の促進及び高性能機械などの整備を進めます。
- ・ 効率的かつ安定的な農業経営に取り組む農業経営者を担い手農家として認定するとともに、集落営農組織の育成を促進します。

2 消費者ニーズに対応した作物の推進

- ・ 地元消費を促進するとともに、安全性の確保、消費者への情報発信に努め、生産者と消費者との相互信頼の関係づくりを進めます。

3 新たな特産品作物導入の推進

- ・ 都市近郊という立地特性を活かしたアスパラガス、ニガウリ、タマネギ、キャベツなどの地域特産品としての確立を図るとともに、さが東部農業協同組合などと連携して新たな高収益作物の導入を推進します。

4 農業生産基盤整備事業の推進

- ・ 農業生産の基礎となる基盤整備は、優良農地の確保を基本として土地条件などに応じた事業を推進します。

² 三神農業改良普及センター：農業技術、農業経営などを指導するために設置された県の機関。

- ・パイプラインなどの用排水路改良や農道整備、暗渠排水整備により、老朽化した農業施設を改良し、農業生産の向上を図ります。
 - ・筑後川下流土地改良事業関連県営土地改良事業を推進することにより、かんがい用水の安定供給を図ります。
- 5 広域基幹林道開設等林道整備事業の推進
- ・九千部山横断線³の開設、作業道の整備、既設林道の整備により、林業作業の効率化や生産コストの削減、木材の安定供給、良質材の確保を図ります。
- 6 森林活用の促進
- ・九千部山横断線や市民の森などを憩い、やすらぎ、レクリエーションの場として、その利用を促進します。
 - ・森林の公共的役割や自然環境問題についての体験学習の場としての活用も図ります。
- 7 間伐事業等の推進
- ・優良材の生産と森林機能の維持を図るため、間伐事業を計画的に実施し、荒廃化の進む森林の保護対策に取り組みます。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
認定農業者数	65人 (平成16年度)	84人 (平成22年度)
エコファーマー ⁴ 認定者数	29人 (平成16年度)	60人 (平成22年度)
広域基幹林道整備率	93.2% (平成16年度)	100% (平成22年度)
森林整備面積	148ha (平成16年度)	250ha (平成22年度)

³ 九千部山横断線：基山町を基点に鳥栖市、みやき町、上峰町を經由し吉野ヶ里町までの森林地域を結ぶ一級林道。

⁴ エコファーマー：堆肥などの土づくりを基本として化学肥料、化学農薬の使用量を低減するための持続性の高い農業生産方式を自分の農業経営に導入する計画を立て、県知事に申請し、認定された農業者の愛称。

2 利便性を活かした工業の振興

目 標

本市は交通の利便性や豊かな水資源などに恵まれ、九州有数の内陸工業都市に発展してきました。

今後も経済力を高めるとともに、先端技術の導入や技術の高度化を図り、市内企業の活性化と企業誘致を推進し、利便性を活かした工業の振興をめざします。

2010年の姿

鳥栖北部丘陵新都市内産業用地は完売し、佐賀県立九州シンクロトン光研究センター¹の活用が高まり、企業や研究機関の立地が進んでいます。

鳥栖市の立地優位性が定着し、九州内における工業都市としての重要性が増し、製造業の受け皿となる新たな産業団地が計画されています。

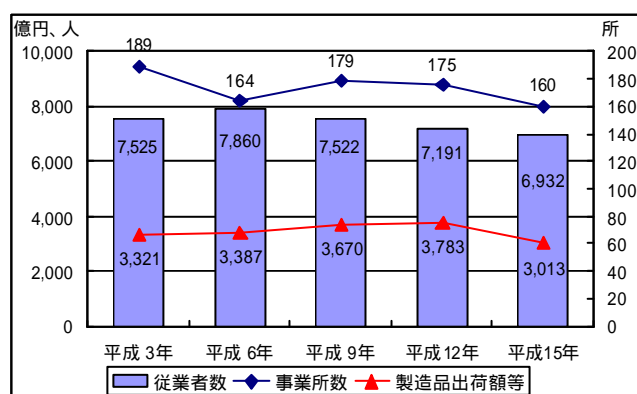
現状と課題

これまで轟木工業団地²をはじめ鳥栖商工団地³、鳥栖西部工業団地⁴、鳥栖北部丘陵新都市の産業用地を中心に企業誘致を推進し、市民が市内において安心して生活し、働く環境づくりを進めてきました。

これからも安定的な雇用が図れるよう、10年後、20年後において、魅力ある就業の場を確保していくためには、新しい産業の育成が必要であり、次世代の技術を有する企業の立地につながるよう企業の新技術開発、最先端技術研究について支援していくことが求められています。

鳥栖北部丘陵新都市の産業用地の分譲については、ほぼ完了の状態にあるため県と協議して、新たな産業団地について検討していく必要があります。

工業の状況の推移



¹ 佐賀県立九州シンクロトン光研究センター：P.42の脚注を参照。

² 轟木工業団地：昭和38年に分譲が開始された製造業を中心とした工業団地。

³ 鳥栖商工団地：昭和53年に分譲が開始された卸、流通、製造加工関連の企業が立地する商工団地。

⁴ 鳥栖西部工業団地：昭和63年に分譲が開始された先端技術産業が立地する工業団地。

(1) 工業の振興

< 施策の方向 >

鳥栖北部丘陵新都市内の産業用地残画地や既存企業用地への企業誘致を積極的に進め、市民の雇用機会の拡大を図るとともに、新たな産業団地についても検討します。
佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターや産業技術総合研究所九州センター⁵などと連携し、九州はもとよりアジアを視野に入れ、その活用を推進します。

< 主要施策 >

- 1 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターとの連携の推進
 - ・佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターと連携し、その活用を推進するとともに、利用企業の誘致や高等教育機関や研究機関などの誘致活動に取り組みます。
- 2 市内立地企業の育成
 - ・市内企業の育成、起業者の支援を図るため、産業技術総合研究所九州センターをはじめ大学や佐賀県地域産業支援センター⁶との連携を深め、研究会や講座への参加、研究補助、融資制度などの活用を促進し、市内立地企業の新技術開発、人材確保を推進します。
 - ・中小企業に対する知的財産権の啓発、普及を行うとともに、その相談に応じます。
- 3 誘致企業へのフォローアップ
 - ・誘致企業に対しては、本社への市の情報誌などの配布、会社訪問などを行うほか、進出企業間の意見交換会など企業間交流の場を創出し、企業間の情報の交換や市への意見、提案など、企業と行政の交流や情報交換を推進します。
- 4 企業誘致の推進と雇用の拡大
 - ・鳥栖北部丘陵新都市内の産業用地残画地や既存企業用地への企業誘致を積極的に進めるとともに、製造業向けの新たな産業団地の計画に取り組みます。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
製造品出荷額等	3,286 億円 (平成 16 年)	3,500 億円 (平成 22 年)
北部丘陵新都市 産業用地分譲率	82% (平成 16 年度)	100% (平成 22 年度)
市内全事業所数	2,774 社 (平成 16 年度)	2,850 社 (平成 22 年度)

⁵ 産業技術総合研究所九州センター：P.70 の脚注を参照。

⁶ 佐賀県地域産業支援センター：佐賀県により 100% 出資で設立された財団法人で、経営についての指導・助言をはじめ、産学官連携事業などの様々な情報提供をしている。

3 流通のまちとしてのさらなる飛躍

目 標

本市は、九州の広域交通体系の結節点という交通の利便性を活かした物流拠点として発展してきました。

今後も流通機能の向上と道路交通の円滑化を図るため、鳥栖流通業務団地整備事業¹などを推進し、アジアを視野に入れた国際的な物流拠点としてのさらなる飛躍をめざします。

2010年の姿

みどり・光・音・空気などの環境に配慮された流通業務団地が整備され、人・モノの流れがスムーズになっています。

流通系優良企業の移設、新設が進み、新たな安定的な雇用が生まれています。内陸通関拠点として通関機能施設が設置され、博多港・福岡空港・佐賀空港・貨物ターミナル駅などとの間に物流が盛んに行われています。

現状と課題

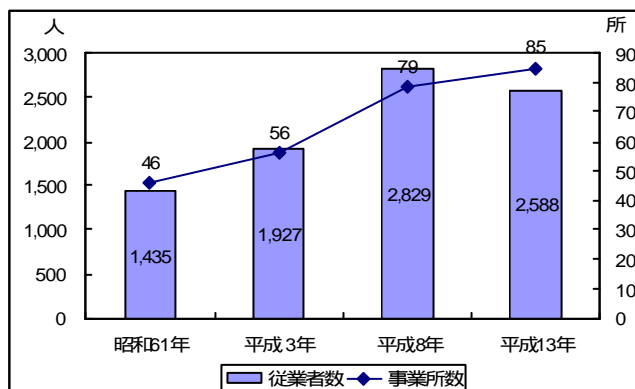
九州縦貫・横断自動車道に加え、一般国道、博多港、福岡空港、佐賀空港など、広域交通体系の整備による自動車交通量の増加により、流通機能の低下をきたしています。

このため、鳥栖流通業務団地整備事業を実施し、流通機能の向上と道路交通の円滑化を図ることが必要となっています。

現在、農林調整、都市計画決定などの諸手続き、用地取得を経て造成工事などに着手しており、今後は、平成19年度当初の分譲開始に向けた工事の推進、機能的で利便性に優れた業務支援施設の検討が必要となっています。

新たな雇用を創出し、地域経済活性化などが期待できる優良な企業の誘致にも取り組むことが求められます。

道路貨物運送業の推移



事業所・企業統計調査

¹ 鳥栖流通業務団地整備事業：P.44の脚注を参照。

(1) 流通業の振興

< 施策の方向 >

周辺環境に配慮し、鳥栖流通業務団地の早期完成を進め、雇用創出、地域経済への波及効果などを図ります。

九州における鳥栖市の位置的な優位性から、佐賀空港や博多港、福岡空港など広域的、国際的な物流を支えるための流通業務団地として機能するよう、事業主体の佐賀県とともに先進的な物流拠点の形成に取り組みます。

< 主要施策 >

1 流通業務団地整備事業の推進

- ・事業主体である佐賀県と一体となり安全対策に配慮した造成工事を推進します。
- ・工事完了後の公共施設の市移管などスムーズな引継ぎに努め、事業の推進を図ります。
- ・流通機能の強化を図るため、流通業務団地の拡大などについて検討するとともに、アジアを視野に入れた広域的な物流を支えるための受け皿づくりを進めます。

2 企業誘致に伴う雇用創出の推進

- ・平成 19 年 4 月の分譲開始に併せて、大きな雇用力を持つ企業、外国貨物をも取り扱うグローバル²な企業などを誘致し、様々な職種の雇用を確保できるように努めます。

3 通関機能等の整備充実

- ・鳥栖流通業務団地が、広域物流拠点としての一翼を担う団地として位置付けられるためにも、通関機能の整備充実が図られるように、関係機関へ働きかけます。
- ・鉄道輸送は、大量輸送、二酸化炭素の排出抑制にも効果的なことから、企業への貨物ターミナル駅のピーアールに努め、ハブ機能³としての貨物ターミナル駅の利用拡大を促進します。

4 広域的連携の推進

- ・博多港や福岡空港などの国際的な物流拠点を抱える福岡市のバックヤードとしての機能が発揮できるよう、福岡市などとの企業誘致の研究を行い、それぞれの長所を活かした連携を進めます。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
流通業務団地造成工事進捗率	0% (平成 16 年度)	100% (平成 22 年度)
流通業務団地分譲率	0% (平成 16 年度)	50%程度 (平成 22 年度)
企業誘致による 新たな雇用創出数	1,455 人 (平成 12 年度～平成 16 年度)	1,500 人 (平成 17 年度～平成 22 年度)

² グローバル：世界的な規模であるさま。地球全体にかかわるさま。

³ ハブ機能：ある地方において周辺各地への様々な交通機関が集中する拠点としての機能。

4 近代化の促進による商業環境整備

目 標

中心商店街は、本市の顔というべきものであり、市民生活を支え、魅力とうるおいのある商店街の形成を図る必要があります。

このため、集客力を高める商業基盤の整備を推進するとともに、魅力ある商店街づくりを行い、近代化の促進による商業環境の整備をめざします。

2010年の姿

鳥栖駅周辺は、駅前広場など都市基盤整備が進んでおり、また、マンションなどによる中心市街地への居住の促進が図られるとともに、大型商業施設や商店街の自主的な取り組みにより魅力ある個店を中心に人通りが増え、にぎわいを取り戻しつつあります。

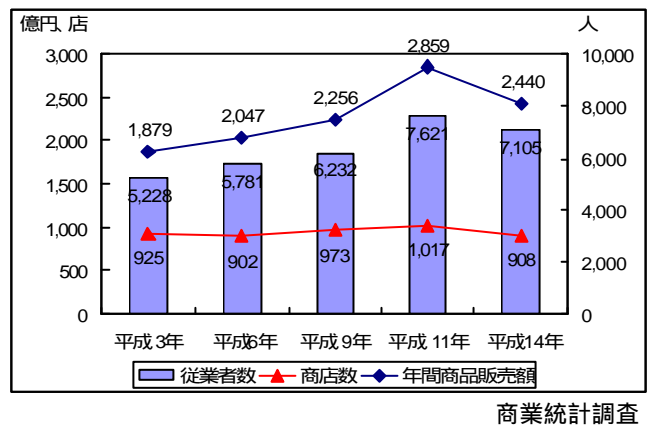
現状と課題

地理的に福岡市や久留米市など大規模な商業集積地に近く、商業集積が構築しにくい状況にあることに加えて、市の顔ともいえる中心商店街は、消費者ニーズの多様化への対応の遅れなどにより衰退傾向となっています。

中心商店街については、大型商業施設の郊外立地やロードサイド店¹の進出により厳しい状況にあり、経営基盤の強化が必要となっています。

商店街の主体的な取り組みについて支援するとともに、まちづくりの視点から市民と行政が一体となって吸引力のある中心市街地の再生に取り組んでいく必要があります。

卸小売業の推移



¹ ロードサイド店：幹線道路沿いに大規模な駐車場を備えた小売店や飲食店。

(1) 商業の振興

< 施策の方向 >

鳥栖駅西側の中心商店街を含む周辺一帯を鳥栖の中心市街地と位置付け、まちの活性化と魅力ある商業空間の形成、再生を推進します。

中小企業や商店の経営の安定化と事業の円滑な運営を図るため、国や県の制度と融資資金の有効活用、市預託金、小口資金融資制度の充実に努め、企業、商店の維持・発展を支援します。

鳥栖駅前広場の整備を図るとともに、鳥栖駅東の広域集客機能と連携し、東西が一体となったまちづくりに取り組みます。

< 主要施策 >

1 中心商店街活性化の推進

- ・中心市街地の活性化のため鳥栖駅前広場などの整備に取り組み、鳥栖市の玄関口として市民や来訪者が集い、溜まることによるにぎわいを創出します。また、都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法のいわゆるまちづくり三法の見直しを受け、中心市街地の活性化のため、適正な誘導を図ります。

2 経営革新のための支援

- ・経営革新のための取り組みに対してのアドバイザー派遣事業、商店街と行政との情報交流の場づくりを推進します。
- ・商店街の自主的な取り組みを支援し、魅力ある個店づくりを推進します。

3 商店街振興の推進

- ・商店街のにぎわいづくり、地域づくりに効果がある空き店舗活用事業に対して支援を行います。
- ・鳥栖駅東に立地している広域集客機能を活用し、来場者の中心商店街への回遊に取り組みます。

4 融資制度の充実

- ・経営の安定化、近代化を促進するため、国や県の融資制度の有効活用並びに市預託金、小口資金融資制度の充実などに努めます。

5 新規出店における環境対策への配慮

- ・大規模小売店舗立地法に基づき、出店周辺地域における交通・騒音・廃棄物対策など環境の保全を図ります。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
卸小売業年間商品販売額	2,440 億円 (平成 14 年)	3,000 億円 (平成 22 年)
商店街の衰退を不安と思う人	43.1% (平成 17 年度)	26.6% (平成 22 年度)
サッカー観戦後の 商店街等への行動比率	21.8% (平成 17 年度)	30.0% (平成 22 年度)
中心市街地の空き店舗の比率	4.2% (平成 16 年度)	0% (平成 22 年度)

5 魅力的な観光事業の推進

目 標

脊振山系九千部山や九州自然歩道、市民の森¹、御手洗の滝²、城山³などをはじめ、柚比本村遺跡⁴や長崎街道などの優れた観光資源が豊富に存在しています。

観光・レクリエーションに対する市民ニーズの高まりの中で、自然、文化、産業など本市が持つ観光素材を活かした観光事業を推進し、本市の個性、魅力を高めることをめざします。

2010年の姿

市民が豊かな自然環境や勝尾城筑紫氏遺跡⁵、長崎街道などの歴史遺産に親しみ明日への活力を養っています。

年間を通して市民による市民の祭りが開催され、活力に満ちたにぎわいのあるまちになっています。

新幹線新鳥栖駅の整備が進み、新駅は九州観光ルートの拠点としての可能性が広がっています。

現状と課題

本市には、優れた自然や歴史的文化財などの観光資源が豊富に存在しています。特に、河内ダム周辺は泉源を活用したとりごえ荘⁵ややまびこ山荘⁶のほか河川プールなどがあり、観光レクリエーションゾーンとして位置付けています。また、鳥栖山笠やまつり鳥栖、とす弥生まつりなどの様々なイベントが市民の中に定着しています。

鳥栖市への訪問客を増加させるには、それら点在する観光資源を相互に結びつけ、隠れた魅力ある資源の発掘や新たな魅力づくりを図っていく必要があります。

新幹線新鳥栖駅は、道路、鉄道のクロスポイントにあることから九州の観光拠点としての周辺整備が求められています。

(1) 観光の振興

< 施策の方向 >

自然、歴史、景観、スポーツ、文化、イベント、産業などを観光資源として活用し、集客を進めます。

新幹線新鳥栖駅を九州観光ルートの拠点としての可能性を検討します。

国史跡に指定された勝尾城筑紫氏遺跡など、隠れた魅力ある資源の発掘や新たな魅力づくりに取り組みます。

¹ 市民の森：河内ダム西側に隣接する広域レクリエーションゾーン。

² 御手洗の滝：九千部山山麓にある高さ22mの滝。

³ 城山：戦国時代、佐賀県東部や福岡県の筑前、筑後にかけて勢力を振った筑紫氏の本城である勝尾城があったところ。

⁴ 柚比本村遺跡：青銅器を副葬していた弥生時代中期前半期のこの地域の王墓群とその後の祭祀を行っていた大型建造物後が出土した遺跡。

⁵ 勝尾城筑紫氏遺跡：P.71の脚注を参照。

⁶ とりごえ荘：平成元年に開業した天然温泉が楽しめる手軽な保養所。

⁷ やまびこ山荘：平成6年に開業した宿泊に加えて貸し農園も備えた施設。

< 主要施策 >

1 観光ネットワーク化の推進

- ・自然観光資源や歴史的文化財、イベントなど点在する観光資源相互のネットワーク化を進めます。
- ・福岡市や筑後川流域クロスロード協議会⁸と連携して観光事業の取り組みに関する施策の共有化を図ります。

2 観光イベントの振興

- ・鳥栖山笠やまつり鳥栖、とす弥生まつりなど、様々な祭り・イベントの活用を進めます。
- ・筑後川花火大会については、久留米市との連携を密にして、地域のイベントとして定着を図ります。

3 観光資源の創出

- ・国史跡に指定された勝尾城筑紫氏遺跡、集客効果の高い鳥栖プレミアムアウトレット⁹、鳥栖スタジアムを新たな観光資源として、鳥栖のブランド化を図り集客を進めます。

4 観光PRの充実

- ・佐賀県福岡情報センターを活用した福岡都市圏への観光情報の発信や観光パンフレット、ホームページ、テレビ・ラジオ放送、鳥栖コミュニケーションコーナー¹⁰の活用、イベントへの参加などにより観光情報の発信を広く行います。

5 観光拠点としての検討

- ・新幹線新鳥栖駅設置に伴い、新駅から九州全域に向けた観光バスやレンタカーなどの発着機能を持った観光ルート拠点としての可能性について調査、検討を行い、その実現に向けて取り組みます。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
観光施設集客数	619,357人 (平成16年度)	626,000人 (平成22年度)
まつり鳥栖等イベント集客数	255,000人 (平成16年度)	264,000人 (平成22年度)
筑後川花火大会来場者数 (鳥栖会場)	4,500人 (平成17年度)	10,000人 (平成22年度)

⁸ 筑後川流域クロスロード協議会：P.75の脚注を参照。

⁹ 鳥栖プレミアムアウトレット：P.75の脚注を参照。

¹⁰ 鳥栖コミュニケーションコーナー：市内外の観光地や産業をアピールするため鳥栖プレミアムアウトレットに設置された情報コーナー。

基本目標6 みんなで築く市民協働のまちづくり

“ハートオブ九州”のための目標

協働による自助自立の^{まち}都市をめざして

- | | | |
|---|------------------------------|------|
| 1 | 市民参加のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.92 |
| | (1) パートナーシップの構築 | |
| | (2) コミュニティの活性化 | |
| 2 | 男女共同参画社会の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.95 |
| | (1) 男女共同参画環境の整備 | |
| 3 | 計画的な行財政運営と広域行政の推進・・・・・・・・ | p.97 |
| | (1) 責任ある行政運営 | |
| | (2) 健全な財政運営 | |
| | (3) 広域行政の推進 | |

1 市民参加のまちづくり

目 標

市民参加のまちづくりにあたっては、コミュニティ¹の形成とともに、市民の声を聴き共に考え行動するために必要とする情報を正確に伝達・公開していくことが求められています。

コミュニティの形成のために、地域ごとのコミュニティ組織の機能・連携強化と活動の充実を支援し、集会施設などの活動の場の充実を図ります。

また、市民に対するまちづくり情報の提供やまちづくり意識の啓発を行い、市民・事業者・行政が互いに主体的な関わりを持つパートナーシップ²のまちづくりをめざします。

2010年の姿

市民自身がNPO³などの様々な活動団体や企業、行政などと協働し、暮らしやすいまちづくりを進めています。

広報広聴活動の充実などにより、わかりやすい行政情報の提供が図られています。また、市民と行政の対話によって、市民の市政に対する関心と信頼が深まり、市民の市政への参画意欲が高まっています。

コミュニティ活動拠点の場である地区公民館やコミュニティ施設では、地域課題について様々な話し合いが行われ、自分達でできる地域活動は自分達で行うなど自立した地域自治意識が高まっています。

現状と課題

地方分権の進展、少子高齢社会の到来など、社会経済状況の変化や多様化する市民ニーズに対応するためには、公共サービスは行政が担い、市民はそのサービスを楽しむという旧来の社会システムを見直し、市民や地域が抱える課題について様々な市民活動団体と協働し解決する仕組みづくりが強く求められています。市政の情報についても多様な広報媒体を用いて積極的に発信、提供するとともに、市民の声を聴く機会を設け、市民、活動団体、企業、行政など多様な主体が共に考え行動していく市民参加のまちづくりが求められています。

また、近年の核家族化や都市化の進展、個人のライフスタイルの多様化とともに、地域での「心のふれあい」や「助け合い」などが薄れ、地域的連帯感に支えられたコミュニティ活動が希薄化しています。

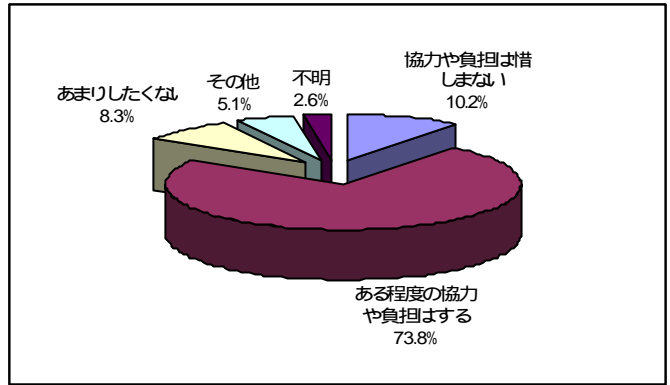
今日の地域社会においては、自立した地域自治意識のもと市民による積極的な地域活動が求められており、今後、地域における住民相互の交流を積極的に促進するとともに、幅広い世代の人々が身近な地域活動に取り組むためのコミュニティ活動の推進が必要となっています。

¹ コミュニティ：共同体、または共同社会という意味。そこに住み、生活上の交渉を持ち、地域生活の上で共に協調しあって生活する人達の集団であり、単に市町村の特定の市内、地域というよりも、その地域、居住区に住む人たちを指す。

² パートナーシップ：P.44の脚注を参照。

³ NPO：P.55の脚注を参照。

まちづくりの協力度合い



平成 17 年度市民アンケート調査

(1) パートナーシップの構築

< 施策の方向 >

市民協働のまちづくりを推進するため、情報を提供しながら、市民参加を促し、また、市民の声を行政運営に反映させます。

地域に暮らし活動する市民、市民活動団体、企業、行政がそれぞれの役割と責任を認め合いながら、地域や公共の担い手として協働し、パートナーシップによる市民参加型のまちづくりをめざします。

< 主要施策 >

1 市民参加の推進

- ・市民と行政との情報の接点である「市報とす」をわかりやすく親しみのもてる紙面にし、その充実を図ります。
- ・ホームページやケーブルテレビなど、市民がいつでも、どこでも市政情報が入手できる環境づくりに努めます。
- ・政策形成や計画を決定する過程において広く市民の意見を求めるため、ワークショップ⁴やパブリック・コメント⁵などの市民参画のしくみづくりを進めます。

2 市民協働の推進

- ・協働のまちづくりを進めるため、市民活動団体などと協働し、鳥栖市における市民協働の指針を策定します。
- ・市民活動団体などの社会貢献活動の拠点として、市民活動支援センター(仮称)を開設し、社会貢献活動を支援するとともに、行政との協働事業の推進を図ります。
- ・市民協働についての啓発活動や人材育成活動を推進し、社会貢献活動や地域活動に、特に団塊の世代と呼ばれる年代の持つ潜在能力を積極的に活用できる環境整備に取り組みます。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
ホームページアクセス件数	150,816 件 (平成 16 年度)	180,000 件 (平成 22 年度)

⁴ ワークショップ：作業場や工房を意味する語であるが、近年、住民参加型のまちづくりにおいてよく使われる会議手法の一つ。参加者が対等な関係で共同作業を通して意見を出し合い一定の合意をつくっていく創造的な会議。

⁵ パブリック・コメント：政策などを決定する過程において、その案を広く市民に公表し、意見や情報を募集し、提出された意見や情報に対する行政の考え方を公表する一連の手続き。

(2) コミュニティの活性化

< 施策の方向 >

市民の身近な問題について、市民と行政が同じ立場に立ち、理解しあい、課題解決のための地域活動を支援します。

コミュニティ活動拠点として公民館などのコミュニティ施設を広く提供し、地域の活性化と市民の地域活動意識の啓発を推進します。

< 主要施策 >

1 コミュニティ施設の充実

- ・地域住民が気軽に集い、楽しみ、憩うことができるコミュニティ活動の拠点として、地区公民館やスポーツ・レクリエーション施設などの充実を図るとともに、市民と行政がお互いの情報交換の場として活用できる施設整備に努めます。

2 地域活動の啓発・支援

- ・地域住民に対し、地域活動への活発な参加を呼びかけるとともに、地域リーダーの育成と活動団体相互間の情報交換や実際の活動を通じて、地域自治に対する理解と認識を深めます。

3 地域自治組織の育成

- ・地域コミュニティ活動を通じて、誇りと愛着の持てる地域づくりの実現をめざすとともに地域自治の必要性を認識した新しい地域自治組織⁶の育成を支援します。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
地区公民館利用者数	116,526 人 (平成 16 年度)	120,000 人 (平成 22 年度)

⁶ 地域自治組織：自分達に身近な生活エリアを自分達が中心になって暮らしやすくする活動をする集まり。

2 男女共同参画社会の推進

目 標 男女が互いを尊重し合う中で、性別に関係なく能力を発揮する機会が確保されることが必要です。

そして、男女が社会のあらゆる分野に参画し、個性を十分発揮し合うとともに、多種多様な活動ができる環境を整え、男女共同参画社会¹の実現をめざします。

2010年の姿 家庭、職場、地域などにおいて、男女平等や共同参画に対する理解と意識が高まっており、不平等を感じる割合が減少しています。
性別による固定観念の是正が図られ、審議会などへの女性登用が促進され政策方針決定などの場への進出が進んでいます。

現状と課題 男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法などの関係法令の整備は行われたものの、性別による固定的な役割分担を前提とする意識や慣習、制度などが依然として残っています。男性の家事・育児などの家庭生活への参画は進まず、雇用の場でも、男女に処遇の差があるなど男女共同参画社会が実現されているとは言い難い現状があります。
男女共同参画社会の実現のためには、職場、学校、地域、家庭などのあらゆる場面において、男女平等教育に取り組み、意識改革を図ることが必要となっています。
男女が共に社会のあらゆる分野の活動に参画するためには、家庭生活と仕事、その他の活動との両立が必要であり、育児や介護などを社会全体で支えていく環境の整備が必要となっています。

(1) 男女共同参画環境の整備

< 施策の方向 >

鳥栖市男女共同参画行動計画に基づき、男女がお互いを尊重し、対等なパートナーとしてあらゆる場面で参画する環境づくりに取り組みます。
性別による固定的役割分担意識の是正や男女平等教育に取り組み、市民の意識改革を図ります。

< 主要施策 >

- 1 男女平等教育の啓発・広報活動の推進
 - ・学校や地域社会などにおいて、男女平等教育の啓発、広報活動を推進します。
- 2 男女が共に能力を発揮できる環境づくり
 - ・政策や方針を決める過程への女性の参画を拡大するため、各種審議会や委員会などへの女性委員の登用を促進します。
 - ・労働に関する法制度の周知など、男女が共に働きやすい意識や環境づくりに努めるとともに

¹ 男女共同参画社会：男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、均等に利益を受けるとともに、責任を負う社会。

に、男性の家事や育児や介護への参加、男女の地域活動への共同参画を推進するための意識啓発に努めます。

- ・男女が家庭生活と仕事、その他の活動を両立し社会参画を可能にするため、保育や介護サービスなどの社会的支援を充実します。

< 設定指標 >

項 目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
公的審議会等への女性登用率	25.1% (平成 16 年度)	30.0% (平成 22 年度)
ファミリー・サポート・センター 利用件数	延べ 2,905 件 (平成 16 年度)	延べ 3,500 件 (平成 22 年度)

3 計画的な行財政運営と広域行政の推進

目 標

市民参加型行政の推進、地方分権への対応を図るとともに、施策効果を重視した事業の見直しや経費節減に努め、限られた財源の計画的、重点的配分を行い、健全な財政運営をめざします。

市町村及び県境を越えたネットワークの形成による連携を強化して相互の特性を活かした機能補完による市民生活の充実をめざします。

2010年の姿

市民にわかりやすい情報提供とともに、説明責任を果たし透明性の高い行政が推進され、市民、地域、企業、行政が信頼を深め、それぞれの役割を果たし、笑顔ひろがる協働のまちづくりが展開されています。

福祉の増進や基盤整備などの企画立案から実践まであらゆる場面で市民と共に考え行動しており、市民参加による市民の視点に立った行政運営がなされています。

市民の要望や時代の潮流を職員一人ひとりが読み取り、各種事務事業・施策について行政として何をやるべきかを的確に判断し、市民の意向や時代の要請に即応した行財政運営が行われています。

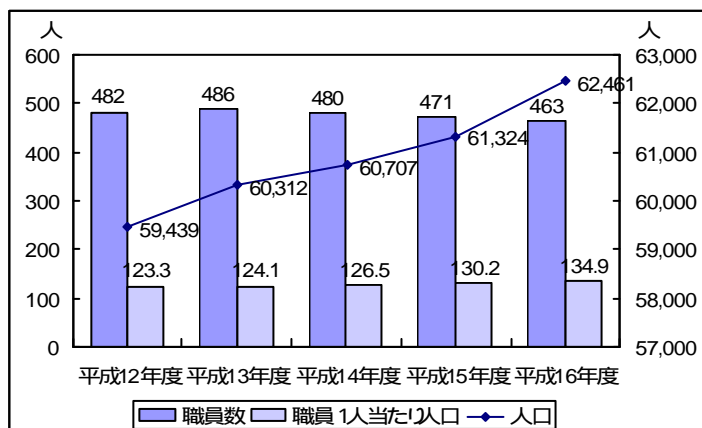
市町村のネットワークにより、行政という垣根を越えて交流と連携が進み、事業やイベントの共同実施が増加することにより、都市機能が高まり、質の高い市民サービスが図られています。

道州制¹など新たな行政の形態の方向性が示されており、その中で鳥栖市は、中心的な役割を担っています。

現状と課題

少子化による人口減少時代が本格化する中、今日の社会経済情勢は依然として低迷を続けており、国や地方においても財政状況は厳しい状況が続いています。また、国における三位一体改革²など地方自治体を取り巻く情勢は一層厳しさを増しています。

職員数、職員一人あたり人口の推移



市総務課

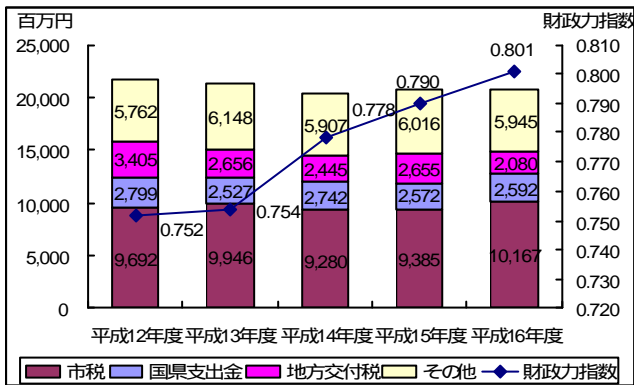
¹ 道州制：複数の都道府県が合併して、「道」「州」などの広域自治体を設置し、広範な行政機能を持たせて地方主権を図る制度。

² 三位一体改革：税源移譲、国庫補助負担改革、地方交付税改革を一体的に進めること。

このような状況の中で、笑顔ひろがる文化・交流・共生の都市の実現のため、市民や地域、NPO³、企業など様々な主体と共に考え行動する参加型の行政運営を図ることが重要となっており、市民の視点に立ち計画的な行財政執行を図るため、効率的で効果的な行財政運営を展開する必要があります。

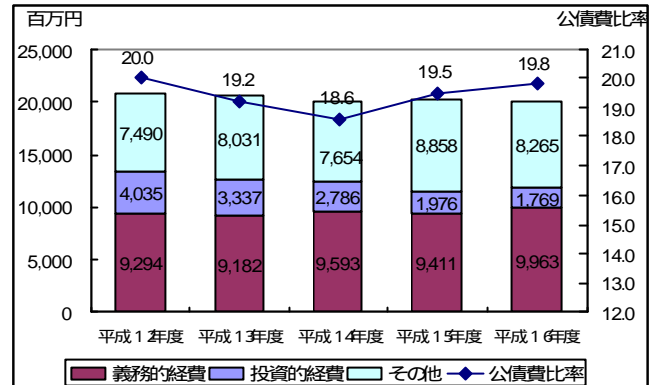
市政情報の積極的な公開・提供に努め、十分な説明責任を果たし透明性の高い行政運営を確保することが必要となっています。

一般会計（歳入）の推移



市財政課

一般会計（歳出）の推移



市財政課

近年の社会経済情勢の変化、交通・通信手段の発達などにより、人々の日常生活圏は、ますます広域化し、また、住民ニーズは多様化しており、様々な分野における広域的な連携、機能分担が必要となっています。

地域の一体的な発展、活性化を図るため、福岡市、久留米市、小郡市、基山町などとの連携・交流をさらに推進することが必要となっています。

（１）責任ある行政運営

< 施策の方向 >

第3次鳥栖市行政改革大綱及び実施計画に基づき各種事務事業の見直しをはじめ、行政活動の点検を実施し、簡素で効率的・効果的な行政体制の整備を図ります。
市民の視点に立った行政運営を図り、行政の透明性を確保し説明責任を果たすため、市政に関する情報の提供及び公開に努めます。

< 主要施策 >

1 官と民の役割分担・市民協働の行政運営

- ・民間と行政の役割分担を明確にし、市民参加による市民の視点に立った行政運営を進めます。
- ・住民ニーズに的確に対応するため、民間や市民の能力を活用します。

³ NPO：P.55の脚注を参照。

2 行政改革の推進

- ・複雑かつ多様化する住民ニーズや社会情勢に即応した効率的な組織やシステムの構築をめざすとともに、調査研究・計画立案などにおける横断的プロジェクト推進組織の設置を推進します。
- ・経費全般の見直しを行い、経常経費の縮小や管理経費の簡素化など、経費節減を図ります。
- ・コスト意識を持ち、経常経費など全般の見直しを行うとともに、企画段階などでの事業の選択、事務経費の削減、人件費の適正化など効果的な施策の推進を図ります。
- ・市が所有する施設の管理について、指定管理者制度⁴を導入し、質の高い住民サービスの提供と経費縮減を図ります。

3 人材育成の推進

- ・行政執行のプロとしての自覚と政策形成能力の向上を図り、市民とのコミュニケーションが図れる「人間力⁵」を持つ職員づくりをめざします。

4 情報通信技術の活用

- ・市民生活に密着した行政情報の提供、市民からの意見や提言の受信など、情報機能の充実・強化により、市民との信頼関係を確保し、説明責任を果たすとともに、行政運営の透明性を確保します。

5 情報公開制度の運用

- ・市が作成し、保有する公文書などについて、情報公開制度により市民へ公開し、市民の知る権利を保障することで開かれた市政の推進をめざします。
- ・個人情報保護制度の適切な運用を図り、市が保有する個人情報の適切な管理に努めます。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
職員数	463人 (平成16年度)	444人 (平成22年度)

(2) 健全な財政運営

< 施策の方向 >

行政課題に効率的・効果的に応え、市民の満足度を高めていくため、行政評価制度を活用し、事業効果・緊急性の高い事業に重点を置くなど実施事業を取捨選択するとともに、事務の効率化により経費の節減に努め、財政の健全化をめざします。

< 主要施策 >

1 地方債の適正管理

- ・計画的・効果的な事業選択を行い、毎年の地方債依存度を抑制します。
- ・過去に借り入れた利率の高い地方債の繰上償還を行うなど地方債残高の縮減をめざします。

⁴ 指定管理者制度：施設運営面でのサービスの向上と管理運営経費の削減のため、公の施設の管理をする者（管理者）を公共団体や外郭団体に限定していたものを、株式会社・民間業者などの団体にも管理させることができるという制度。

⁵ 人間力：個性豊かな人間性を持ち感謝と奉仕の精神と何事にも挑戦する気持ちがあること。

- 2 資金の新たな調達・効率的運用
 - ・住民参加型ミニ公募債⁶を発行し、公募化を通じて資金調達手法の多様化と市民の行政への参加意識の高揚を図ります。
 - ・一時的な資金不足に対応するため、金融機関からの一時借入りに替え、基金や歳計現金⁷の運用など資金の効率的運用を行います。
- 3 事務事業の見直し
 - ・事務事業評価⁸の実施により、事務事業の適正な選択、整理統合、補助金の整理合理化など、常に改善を行います。
- 4 自主財源の確保
 - ・課税客体の的確な把握を行い、収納率の向上に努め、安定した自主財源の確保を図るとともに、企業誘致を積極的に推進し、さらなる税収の確保に努めます。
 - ・公平かつ適正な受益者負担の原則に従い、近隣市町村や類似施設との比較を行うなど、各種使用料や手数料の定期的な見直しを行い、常に適正な水準を保つよう努めます。
- 5 財源の効率的・効果的執行
 - ・限られた財源の効果的な執行に努めるため、プライマリー・バランス⁹の均衡による財源に見合った財政構造を確立するとともに、成果を重視した行政運営により財源の重点的配分を図ります。
 - ・総合的なコスト縮減による公共工事の執行を図り、限られた財源の効率的・効果的執行に努めます。

< 設定指標 >

項目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
地方債残高	25,371,034 千円 (平成 16 年度)	21,000,000 千円 (平成 22 年度)
物件費の削減	0% (平成 16 年度)	10% (平成 22 年度)
市税収納率	98.4% (平成 16 年度)	98.7% (平成 22 年度)

(3) 広域行政の推進

< 施策の方向 >

分権型社会の確立に向け、国、都道府県の役割・機能の整理が行われ、道州制¹⁰などの広域行政のあり方が検討される中で、自主・自立した基礎自治体の構築のため、広域行政について連携を強め都市機能を補完していきます。

⁶ 住民参加型ミニ公募債：個人、投資家に幅広く販売する公募地方債の一種で、地域の住民から資金調達を行うもの。

⁷ 歳計現金：日々の歳入・歳出に属する現金。

⁸ 事務事業評価：市が行っている事務事業について、適正に実施されているか、施策目標実現のためどのように貢献しているかなどを評価する制度。

⁹ プライマリー・バランス：公債費を除く歳出と市債発行を除く歳入の均衡。

¹⁰ 道州制：P.106 の脚注を参照。

< 主要施策 >

1 広域行政の充実

- ・住民サービスの提供にあたっては、最小の経費で最大の効果をあげることがを目的に、一定の規模が必要な事務事業について関係自治体と連携を図っていくとともに、複雑化する行政需要に対応するよう事務事業の点検をはじめ、効果的な組織をめざします。

2 広域連携の推進

- ・久留米市、小郡市、基山町と連携し、都市機能の分担と補完により図書の相互貸出し、施設の相互利用、小児夜間医療など市民生活向上のため質の高いサービス提供を図ります。
- ・福岡市とクロスロード地域との連携を進め、それぞれの都市が補完し合いながら、企業誘致の連携や健康づくりなどでの研究などを進めます。
- ・道州制など広域連携を進めるため、シンポジウムなどを開催し、住民のコンセンサスを得るように努めます。

< 設定指標 >

項 目	後期基本計画基礎数値 (把握年次)	目標値 (目標年次)
クロスロードスポーツ・レクリエーション祭参加者数	554 名 (平成 16 年度)	1,000 人 (平成 22 年度)
図書館ネットワーク事業 相互貸借利用冊数	1,924 冊 (平成 16 年度)	2,500 冊 (平成 22 年度)

施策関係課

1 うるおいとゆとりのある快適安心のまちづくり		
1 魅力とうるおいのある住環境の形成		
1	1 快適な住環境の形成	
	定住の促進	都市整備課
	景観に配慮したまちづくりの推進	都市整備課
	公営住宅の住環境整備	建設課
	情報提供の充実・相談体制の整備	建設課
2 みどり豊かな自然環境共生のまちづくり		
1	1 みどりの空間づくり	
	都市公園の整備・充実	都市整備課
	市民・企業参画による緑化の推進	都市整備課
	ボランティア団体の育成・支援	都市整備課
3 快適な生活環境づくり		
1	1 良質な水の安定供給	
	良質な水の安定供給の推進	水道課
	安全な水道施設整備の推進	水道課
2	2 下水道等による快適な水環境の整備	
	下水道事業の推進	下水道課
	下水道事業経営の充実	下水道課
3	3 循環型社会の形成	
	資源循環型社会の実現	環境対策課
	不法投棄防止対策等の推進	環境対策課
4 安全安心な環境づくり		
1	1 消防・防災体制の充実	
	地域防災計画等の見直し	総務課
	地域防災力の充実	総務課
	防災体制の整備・充実	総務課
	防火活動の推進	総務課
	救急体制の強化・充実	総務課
2	2 地域安全の充実	
	防犯対策の充実	総務課
	防犯組織の充実	総務課
	事件・事故への迅速な対応	総務課
3	3 交通安全対策の推進	
	交通安全対策の充実	建設課
	交通安全施設の整備・充実	建設課
	通学路整備計画の推進	建設課
4	4 消費生活の安全性の向上	
	情報提供の充実	市民協働推進課
	消費者被害防止体制の構築	市民協働推進課
	消費生活苦情相談機能の充実	市民協働推進課
5 自然にやさしいまちづくり		
1	1 自然環境の保全	
	環境基本計画の推進	環境対策課
	監視・測定体制の強化	環境対策課
	環境保全活動の展開	環境対策課
	自然保護意識の高揚	環境対策課
	アスベスト対策の推進	環境対策課
	省エネルギー型機器の使用及び新エネルギーの利用促進	環境対策課

2 人・モノ・情報の交流拠点のまちづくり		
1 鳥栖の顔（市街地）まちづくり		
1	市街地の活性化	
	鳥栖駅周辺のにぎわいづくり	都市整備課
	新市街地の形成	都市整備課
	教育研究関連施設の誘致	商工振興課
2 地域拠点都市にふさわしい道路網の確立		
1	幹線道路の整備	
	幹線道路の整備促進	都市整備課
	流通拠点周辺道路の整備	都市整備課
	道路計画の見直し	都市整備課
2	安全で快適な道路整備	
	生活道路整備の推進	建設課
	人にやさしい道づくりの推進	建設課
	道路里親制度の推進	建設課
3 交流のまちにふさわしい交通情報通信体系の確立		
1	公共交通の整備・充実	都市整備課
	市内循環バス路線の構築	都市整備課
	高速バス停の改善	都市整備課
2	九州新幹線による高速交通体系の推進	新幹線対策課
	九州新幹線の建設促進	新幹線対策課
	新幹線新鳥栖駅の機能充実	新幹線対策課
	新幹線新鳥栖駅周辺市街地の形成	新幹線対策課
3	電子自治体の構築	情報管理課
	行政情報化の推進	情報管理課
	地域情報化の推進	情報管理課
	教育及び人材育成	情報管理課
	セキュリティの強化	情報管理課

3 すこやかでおもいやりのある健康福祉のまちづくり		
1 生活基盤となる健康づくりの推進		
1 健康づくりの推進		
	うららトス21プランの推進	健康増進課
	生活習慣病の予防の充実	健康増進課
	母子保健の充実	健康増進課
	医療との連携強化	健康増進課
2 やさしさとおもいやりのある社会福祉の充実		
1 地域福祉の推進		
	地域福祉活動の充実	社会福祉課
	ボランティア活動の支援と人材育成	社会福祉課
2 高齢者福祉の充実		
	介護保険制度への適切な対応	社会福祉課
	高齢者在宅福祉サービスの充実	社会福祉課
	高齢者の社会参加の促進	社会福祉課
3 障害者福祉の充実		
	障害者在宅福祉サービスの充実	社会福祉課
	障害者の自立支援と社会参加の促進	社会福祉課
	すべての人にやさしいまちづくりの推進	社会福祉課
4 安心な福祉環境の推進		
	低所得者福祉の推進	社会福祉課
	勤労者福祉の充実	商工振興課
3 安心して子育てができる環境づくり		
1 子育て支援の充実		
	子育て支援事業の推進	こども育成課
	保育内容の充実	こども育成課
	子育て支援情報提供の充実	こども育成課

4 人づくりと心はぐくむ生涯学習のまちづくり		
1 教育環境の整備と教育の振興		
1 総合的な教育環境の充実		
	幼児教育の充実	こども育成課
	教育環境等の整備充実	学校教育課
	特色ある学校の樹立	学校教育課
	心の教育の充実	学校教育課
	健康安全教育の充実と体育の振興	学校教育課
2 創造性を高める教育の推進		
	高等教育機関の誘致と連携	商工振興課
2 生涯学習の総合的な推進		
1 生涯学習の推進		
	生涯学習の推進	生涯学習課
	社会教育団体の育成と指導者の養成	生涯学習課
2 青少年の健全育成		
	青少年の健全育成の推進	生涯学習課
3 人権尊重の社会の形成		
	人権・同和教育の推進	生涯学習課
3 文化の育成とスポーツの振興		
1 文化・芸術の振興		
	文化活動の促進	文化芸術振興課
	図書館の充実	文化芸術振興課
2 歴史的遺産の保存と活用		
	文化財の保護と活用	生涯学習課
	勝尾城筑紫氏遺跡の整備	生涯学習課
	歴史的資料の保存活用	生涯学習課
3 スポーツの振興		
	スポーツ・レクリエーションの推進	スポーツ振興課
	スポーツ団体と指導者の育成	スポーツ振興課
	スポーツイベントの開催	スポーツ振興課
4 交流の輪を広げるまちづくり		
1 交流活動の推進		
	広域交流活動の充実	商工振興課
	コンベンション活動の促進	商工振興課
	新たな魅力づくりの推進	商工振興課
2 国際交流の推進		
	外国人にとって暮らしやすい地域づくり	市民協働推進課
	民間交流団体との連携	市民協働推進課
	国際交流活動の推進	市民協働推進課
	国際化の担い手となる人材の育成	市民協働推進課

5 活力とにぎわいのある産業創造のまちづくり		
1 生産基盤の向上と資源の保全・活用		
1 農林業の振興		
	農地流動化及び担い手政策の推進	農林課
	消費者ニーズに対応した作物の推進	農林課
	新たな特産品作物導入の推進	農林課
	農業生産基盤整備事業の推進	農林課
	広域基幹林道開設等林道整備事業の推進	農林課
	森林活用の促進	農林課
	間伐事業等の推進	農林課
2 利便性を活かした工業の振興		
1 工業の振興		
	佐賀県立九州シンクロトン光研究センターとの連携の推進	商工振興課
	市内立地企業の育成	商工振興課
	誘致企業へのフォローアップ	商工振興課
	企業誘致の推進と雇用の拡大	商工振興課
3 流通のまちとしてのさらなる飛躍		
1 流通業の振興		
	流通業務団地整備事業の推進	商工振興課
	企業誘致に伴う雇用創出の推進	商工振興課
	通関機能等の整備充実	商工振興課
	広域的連携の推進	商工振興課
4 近代化の促進による商業環境整備		
1 商業の振興		
	中心商店街活性化の促進	商工振興課
	経営革新のための支援	商工振興課
	商店街振興の推進	商工振興課
	融資制度の充実	商工振興課
	新規出店における環境対策への配慮	商工振興課
5 魅力的な観光事業の推進		
1 観光の振興		
	観光ネットワーク化の推進	商工振興課
	観光イベントの振興	商工振興課
	観光資源の創出	商工振興課
	観光 PR の充実	商工振興課
	観光拠点としての検討	商工振興課

6 みんなで築く市民協働のまちづくり			
1 市民参加のまちづくり			
1	1 パートナーシップの構築		
	市民参加の推進	市民協働推進課	
	市民協働の推進	市民協働推進課	
2	2 コミュニティの活性化		
	コミュニティ施設の充実	生涯学習課	
	地域活動の啓発・支援	市民協働推進課	
	地域自治組織の育成	市民協働推進課	
2 男女共同参画社会の推進			
1	1 男女共同参画環境の整備		
	男女平等教育の啓発・広報活動の推進	市民協働推進課	
	男女が共に能力を発揮できる環境づくり	市民協働推進課	
3 計画的な行財政運営と広域行政の推進			
1	1 責任ある行政運営		
	官と民の役割分担・市民協働の行政運営	市民協働推進課	
	行政改革の推進	総合政策課	
	人材育成の推進	総務課	
	情報通信技術の活用	情報管理課	
	情報公開制度の運用	総務課	
	2	2 健全な財政運営	
		地方債の適正管理	財政課
		資金の新たな調達・効率的運用	財政課
		事務事業の見直し	総合政策課
		自主財源の確保	財政課
	財源の効率的・効果的執行	財政課	
	3	3 広域行政の推進	
		広域行政の充実	総合政策課
		広域連携の推進	総合政策課

參考資料

(1) 鳥栖市総合計画審議会委員名簿

区 分		氏 名	所 属
市 民 団 体 代 表 者	商工代表	江副嘉明	鳥栖商工会議所専務理事
	農業代表	松雪九里子	さが東部農業協同組合女性部監事
	区長会代表	小石正明	鳥栖市区長連合会会長
	婦人代表	時津涼歌	鳥栖市地域婦人連絡協議会会長
	青年代表	水田常夫	(社) 鳥栖青年会議所理事長
	勤労者代表	中村君子	連合佐賀鳥栖三養基地域協議会
	ボランティア代表	鈴木登美子	鳥栖市ボランティア連絡協議会会長
	商店街代表	増田 悟	鳥栖市商店街連合会会長
学識経験者		高田 弘	西九州大学長
		伊ヶ崎文和	独立行政法人産業技術総合研究所九州センター所長
		牛嶋博明	佐賀県議会議員
		池田英雄	佐賀県統括本部政策監
		西山正廣	佐賀女子短期大学講師
		上坪宏道	(財)佐賀県地域産業支援センター 九州シンクロトロン光研究センター所長
		田中耕太郎	経済産業省九州経済産業局産業部長
		宮崎正純	JR 九州総合企画本部経営企画部担当部長
		佐々木喜美代	(財) 福岡アジア都市研究所主任研究員
		檜崎タキコ	特定非営利活動法人市村自然塾九州塾母

会長 副会長

(2) 総合計画後期基本計画策定の経過

年 月	総合計画審議会	庁 内
平成 17 年 6 月	第 1 回総合計画審議会 ・後期基本計画策定の諮問 ・後期基本計画策定の基本的方向性	第 1 回総合計画委員会 ・後期基本計画策定の基本的方向性
平成 17 年 8 月	第 2 回総合計画審議会 ・前期基本計画の実績審議	第 2 回総合計画委員会 ・前期基本計画実績、成果、課題
平成 17 年 9 月		第 1 回総合計画幹事会 第 2 回総合計画幹事会 ・後期計画のフレーム等
平成 17 年 10 月		第 3 回総合計画幹事会 ・後期基本計画素案作成 第 3 回総合計画委員会 ・後期基本計画素案作成
平成 17 年 11 月	第 3 回総合計画審議会 ・後期計画策定について審議 ・3 部会設置	第 4 回総合計画幹事会 ・部会設置と今後の策定スケジュールなど
平成 17 年 12 月	「健康福祉・生涯学習」部会	
平成 18 年 1 月	「快適安心・市民協働」部会 「交流拠点・産業創造」部会	第 5 回総合計画幹事会 ・後期基本計画素案の作成
平成 18 年 2 月	第 4 回総合計画審議会 ・各部会での意見のまとめ ・後期基本計画案について	第 4 回総合計画委員会 ・各部会での意見のまとめ ・後期基本計画案について 第 6 回総合計画幹事会 ・後期基本計画最終調整について
平成 18 年 3 月	鳥栖市総合計画審議会より答申	



ハートオブ九州 2 1 鳥栖プラン
2006 - 2010